

▲ I P 通信網サービス契約約款

実施 2020年1月6日

目次

第1章 総則	3
第1条 約款の適用	3
第2条 約款の変更	3
第3条 用語の定義	3
第2章 I P 通信網サービスの種類等	4
第4条 I P 通信網サービスの種類等	4
第5条 I P 通信網サービスの品目等	4
第3章 I P 通信網サービスの提供区域	5
第6条 I P 通信網サービスの提供区域	5
第4章 契約	5
第7条 契約の種別	5
第8条 契約の単位	5
第9条 契約者回線の終端	5
第10条 I P 通信網サービス区域	5
第11条 収容 I P 通信網サービス取扱所	5
第12条 契約申込の方法等	5
第13条 契約申込の承諾	5
第14条 契約者回線等番号	6
第15条 品目等の変更	6
第16条 契約者回線の移転	6
第17条 契約者回線の異経路	6
第18条 I P 通信網サービスの利用の一時中断	6
第19条 I P 通信網サービス利用権の譲渡	7
第20条 I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除	7
第21条 当社が行う I P 通信網契約の解除等	7
第21条の2 契約終了時の取扱い	7
第22条 反社会的勢力の排除	7
第23条 その他の提供条件	8
第24条 端末設備の提供	8
第5章 回線相互接続	8
第25条 回線相互接続	8
第6章 利用中止等	9
第26条 利用中止	9
第27条 利用停止	9
第28条 サービスの廃止	9
第7章 通信	10
第29条 発信者番号通知	10
第30条 通信利用の制限等	10
第8章 料金等	11
第1節 料金及び工事に関する費用	11
第31条 料金及び工事に関する費用	11
第2節 料金等の支払義務	11
第32条 利用料金の支払義務	11

第 33 条 手続きに関する料金の支払義務	12
第 34 条 工事費の支払義務	12
第 35 条 線路設置費の支払義務	13
第 3 節 料金の計算等	14
第 36 条 料金の計算等	14
第 4 節 割増金及び延滞利息	14
第 37 条 割増金	14
第 38 条 延滞利息	14
第 5 節 債権の譲渡	14
第 39 条 債権の譲渡	14
第 9 章 保守	15
第 40 条 I P 通信網契約者等の維持責任	15
第 41 条 I P 通信網契約者等の切分責任	15
第 42 条 修理又は復旧の順位	15
第 10 章 損害賠償	16
第 43 条 責任の制限	16
第 44 条 免責	16
第 11 章 雜則	17
第 45 条 承諾の限界	17
第 46 条 利用に係る I P 通信網契約者等の義務	17
第 47 条 I P 電話網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	17
第 48 条 I P 通信網契約者等の氏名の通知等	17
第 49 条 卸事業者等、協定事業者等からの通知	18
第 50 条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	18
第 51 条 協定事業者による I P 通信網サービスに関する料金等の回収代行	18
第 52 条 法令に規定する事項	19
別記	
1 I P 通信網サービスの提供区域等	19
2 I P 通信網契約者の地位の承継	19
3 I P 通信網契約者の氏名等の変更の届出	19
4 I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	19
5 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い	20
6 新聞社等の基準	20
料金表	
通則	20
第 1 表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	22
第 1 基本利用料	22
第 2 端末設備利用料	24
第 3 (W) に関する付加機能利用料	25
第 4 手続きに関する料金	26
第 2 表 工事費	27
第 3 表 請求書等の発行に関する料金	31
第 4 表 線路設置費	31

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このIP通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 卸事業者	特定FTTH事業者の卸電気通信サービスを当社に対して再提供する電気通信事業者
4の2 卸事業者等	卸事業者又は卸事業者が指定する第三者
4の3 特定FTTH事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
4の4 特定FTTH事業者等	特定FTTH事業者及び卸事業者
4の5 特定約款	特定FTTH事業者等のIP通信網サービス契約約款
5 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
6 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
7 IP通信網サービス取扱所	(1) IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりIP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8 所属IP通信網サービス取扱所	そのIP通信網サービスの契約事務を行うIP通信網サービス取扱所（当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。）

9 取扱所交換設備	特定F T T H事業者の事業所に設置される交換設備
10 I P通信網契約	当社からI P通信網サービスの提供を受けるための契約
11 I P通信網契約者	当社とI P通信網契約を締結している者
12 契約者回線	I P通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
13 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 特定F T T H事業者が必要により設置又は設定する電気通信設備
14 相互接続協定	特定F T T H事業者が特定F T T H事業者以外の電気通信事業者（当社を除きます。）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第33条第4項の規定に基づくものを含みます。）
14 の 2 相互接続点	相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
15 協定事業者	特定F T T H事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
16 収容I P通信網サービス取扱所	特定F T T H事業者によりその契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているI P通信網サービス取扱所
17 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社又は特定F T T H事業者が設置する装置（端末設備を除きます。）
18 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
19 自営端末設備	I P通信網契約者が設置する端末設備
20 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
22 事業者変更	(1) 特定F T T H事業者と光コラボレーションモデルに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービス（以下「他の事業者の光コラボレーションサービス」といいます。）から、当社が提供する光コラボレーションサービスに移行すること (2) 当社が提供する光コラボレーションサービスから他の事業者の光コラボレーションサービス、若しくは特定F T T H事業者がI P契約約款により利用者に提供するI P通信網サービスに移行すること。
23 転用	特定F T T H事業者のI P通信網サービスから当社のI P通信網サービスに移行すること。

第2章 IP通信網サービスの種類等

(IP通信網サービスの種類等)

第4条 IP通信網サービスは、特定FTTH事業者等のサービス卸を利用して提供します。

2 IP通信網サービスは、特定FTTH事業者等の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

3 IP通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
契約者回線型サービス	契約者回線を設置又は設定して提供するIP通信網サービス

(IP通信網サービスの品目等)

第5条 IP通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目(以下「細目」といいます。)等があります。

第3章 IP通信網サービスの提供区域

(IP通信網サービスの提供区域)

第6条 当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の種別)

第7条 IP通信網サービスに係る契約の種別は、IP通信網契約のみとします。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約の単位)

第8条 当社は、契約者回線等1回線ごとに1のIP通信網契約を締結します。

2 IP通信網契約者は、それぞれ1のIP通信網契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第9条 当社は、IP通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、特定FTTH事業者の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点(その地点が当社のIP通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。)を定めるときは、IP通信網契約者と協議します。

(IP通信網サービス区域)

第10条 当社は、特定FTTH事業者等が定めるIP通信網サービス区域に従うものとします。

(収容IP通信網サービス取扱所)

第11条 契約者回線等は、それぞれ次のIP通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区別	収容IP通信網サービス取扱所
1 契約者回線等の終端のある場所がIP通信網サービス区域内となるもの	そのIP通信網サービス区域内のIP通信網サービス取扱所であって、当社又は特定FTTH事業者等が指定するもの

2 契約者回線等の終端のある場所が I P 通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線等の終端のある場所の近隣の I P 通信網サービス取扱所であって、当社又は特定 F T T H 事業者等が指定するもの
---------------------------------------	--

2 当社又は特定 F T T H 事業者等は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容 I P 通信網サービス取扱所を変更することができます。

(注) 当社又は特定 F T T H 事業者等は、本条の規定によるほか、第 42 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、収容 I P 通信網サービス取扱所を変更することができます。

(契約申込の方法等)

第 12 条 I P 通信網契約の申込みをするときは、当社所定の事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) I P 通信網サービスの品目又は細目
- (2) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所等
- (3) その他申込みの内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第 13 条 当社は、I P 通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、料金表に規定するホクセツ光ファミリーに係る I P 通信網契約の申込みについては、その契約者回線の終端の場所が当社が別に定める区域内となる場合に限り、承諾します。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合又は当社が不適切と認める場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P 通信網契約の申込みをした者が I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者回線等番号)

第 14 条 契約者回線等番号は、当社又は特定 F T T H 事業者等が別に定めるところにより 1 の契約者回線等ごとに当社又は特定 F T T H 事業者等が定めます。

2 当社又は特定 F T T H 事業者等は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することができます。

3 当社は、特定 F T T H 事業者等から契約者回線等番号の変更について通知を受けた場合には、I P 通信網契約者にその内容を通知します。

(注 1) 当社又は特定 F T T H 事業者等は、本条の規定によるほか、第 42 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、契約者回線等番号を変更することができます。

(注 2) I P 通信網契約者は、契約者回線等番号及び当社又は特定 F T T H 事業者等が別に定める認証方式により、契約内容の変更、情報量の確認その他の請求等を行うことができます。この場合において、当社は、その請求等は I P 通信網契約者が行ったものとみなし、そのことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(品目等の変更)

第 15 条 I P 通信網契約者は、当社が別に定めるところにより I P 通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 13 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第 16 条 I P 通信網契約者は、契約者回線型サービスについて、契約者回線の移転を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 13 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の異経路）

第 17 条 当社は、契約者回線型サービスについて、当社又は特定 F T T H 事業者等の業務の遂行上支障がない場合において、I P 通信網契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社又は特定 F T T H 事業者等が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。この場合において、当社又は特定 F T T H 事業者等は、その契約者回線を第 11 条（収容 I P 通信網サービス取扱所）第 1 項に規定する I P 通信網サービス取扱所以外の当社又は特定 F T T H 事業者等が指定する I P 通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容することができます。

（I P 通信網サービスの利用の一時中断）

第 18 条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより I P 通信網サービスの利用の一時中断（I P 通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（I P 通信網サービス利用権の譲渡）

第 19 条 I P 通信網サービス利用権の譲渡は、当社及び特定 F T T H 事業者等の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 I P 通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 I P 通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 I P 通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、I P 通信網契約者の有していた I P 通信網サービスに係る一切の権利及び義務（第 39 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。以下この条において同じとします。）を承継します。

（I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除）

第 20 条 I P 通信網契約者は、I P 通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 I P 通信網サービス取扱所に書面により通知するものとします。

（当社が行う I P 通信網契約の解除等）

第 21 条 当社は、次の場合には、その I P 通信網契約を解除することがあります。

(1) 第 27 条（利用停止）の規定により I P 通信網サービスの利用を停止された I P 通信網契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 当社又は特定 F T T H 事業者等が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え（契約者回線等に係る伝送路設備を当社又は特定 F T T H 事業者等が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。）を行うことができないとき。

(3) I P 通信網契約その他当社との契約にあたって事実に反する記載ないし申し出を行ったことが判明したとき。

(4) 別記 2 又は 3 の規定に違反したとき又はその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

(5) I P 通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支

払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第39条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）

- 2 当社は、IP通信網契約者が第27条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、IP通信網サービスの利用停止をしないでそれぞれそのIP通信網契約を解除することがあります。
- 3 前2項に規定するほか、IP通信網契約者に提供したIP通信網サービスについて、検察官、司法警察職員等の捜査官憲により犯罪に利用されたものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、そのIP通信網契約を解除することがあります。また、当社がIP通信網契約を提供するために必要な当社と卸事業者との間の契約が終了したとき、その他理由のいかんを問わず、卸事業者から、特定約款に基づくサービスの提供を受けられなくなったときは、IP通信網契約は、何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。この場合、当社は、契約者に対して、当該終了の事実を事後的に通知するものとします。

（契約終了時の取扱い）

第21条の2 IP通信網契約者は、事由の如何を問わず当社及び卸事業者との間の契約が終了し又は当社がIP通信網サービスを廃止しようとする場合には、当社又は卸事業者等がIP通信網契約者に対し、卸事業者等が提供するIP通信網サービスに係る契約の申込みを勧誘等することがあることを、予め了承します。

（反社会的勢力の排除）

第22条 IP通信網契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、IP通信網契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。

- (1) 第1項に違反したとき
- (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ①当社に対する暴力的な要求行為
 - ②当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③当社に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、IP通信網契約者に損害が生じても、

これを賠償する責を負わないものとします。

(その他の提供条件)

第 23 条 I P 通信網契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

(端末設備の提供)

第 24 条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

第 5 章 回線相互接続

(回線相互接続)

第 25 条 I P 通信網契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と特定 F T T H 事業者又は特定 F T T H 事業者以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する特定 F T T H 事業者又は特定 F T T H 事業者以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
- 3 I P 通信網契約者は、その接続について、第 1 項の規定により所属 I P 通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 I P 通信網契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属 I P 通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第 6 章 利用中止等

(利用中止)

第 26 条 当社は、次の場合には、I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定 F T T H 事業者等の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。）。
 - (2) 第 30 条（通信利用の制限等）の規定により、I P 通信網サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 当社又は特定 F T T H 事業者等が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
- 2 当社は、特定 F T T H 事業者等から前項の規定による I P 通信網サービスの利用の中止について通知を受けた場合には、I P 通信網契約者に当社が別に定める方法によりその旨をお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づく協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 27 条 当社は、I P 通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（I P 通信網サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他

の債務が支払われるまでの間)、その I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 39 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (2) I P 通信網契約者が当社と締結している又は締結していた他の契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 39 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (3) 第 46 条（利用に係る I P 通信網契約者等の義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
 - (6) 前 5 号のほか、この約款の規定に反する行為であって I P 通信網サービスに関する当社又は特定 F T T H 事業者等の業務の遂行又は当社又は特定 F T T H 事業者等の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により I P 通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を I P 通信網契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（サービスの廃止）

第 28 条 当社は、当社又は特定 F T T H 事業者等の事情等により、I P 通信網サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 当社は、当社の事情等により I P 通信網サービスを廃止するときは、あらかじめ相当な期間をおいて、その旨を I P 通信網契約者に通知します。
- 3 第 1 項の場合において、当社は I P 通信網サービスの廃止に関し、I P 通信網契約者に対して一切の責任を負わないものとします。

第 7 章 通信

（発信者番号通知）

第 29 条 契約者回線等からの通信については、当社又は特定 F T T H 事業者等が別に定めるところにより発信者番号通知（契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。以下同じとします。）を行います。

- ただし、I P 通信網契約者がその取扱いを拒むときは、この限りでありません。
- 2 前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注 1） I P 通信網契約者は、本条第 1 項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

（注 2） 料金表に規定するホクセツ光のもの（帯域確保機能を利用した通信に限ります。）については、その契約者回線を利用回線とする音声利用 I P 通信網サービスに係る契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。

(通信利用の制限等)

第30条 当社は、I P通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社又は特定F T T H事業者等がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関	名
気象機関	
水防機関	
消防機関	
災害救助機関	
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）	
防衛機関	
輸送の確保に直接関係がある機関	
通信の確保に直接関係がある機関	
電力の供給の確保に直接関係がある機関	
ガスの供給の確保に直接関係がある機関	
水道の供給の確保に直接関係がある機関	
選挙管理機関別記6の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関	
預貯金業務を行う金融機関	
国又は地方公共団体の機関	

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(情報量の測定等)

第30条の2 情報量の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第31条 当社が提供するI P通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するI P通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、料金表第2表（工事費）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するI P通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、屋内配線利用料、機器利用料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

（利用料金の支払義務）

第32条 I P通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がI P通信網サービスの提供を開始した日から起算して、I P通信網契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金（第4項に規定するものを除きます。以下、第3項まで同じとします。）の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、I P 通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、I P 通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (3) I P 通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用できなくなった場合であっても、その I P 通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。
 - (ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止
 - (イ) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由
 - (4) 前3号の規定によるほか、I P 通信網契約者は、次の場合を除き、I P 通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 I P 通信網契約者の責によらない理由により、その I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合又は3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社及び特定 F T T H 事業者等が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社及び特定 F T T H 事業者等が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 通信網サービスについての料金
2 当社又は特定 F T T H 事業者等の故意又は重大な過失によりその I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社及び特定 F T T H 事業者等が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその I P 通信網サービスについての料金
3 移転に伴って、I P 通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（I P 通信網契約者の都合により、I P 通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 通信網サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。
- 4 前3項に定めるほか、当社が別に定める I P 通信網契約者は、その I P 通信網サービスの一部（契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、相互接続協定に基づき協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等

に定めるところにより、料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第33条 I P通信網契約者は、I P通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3類（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのI P通信網サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費等の支払義務)

第34条 I P通信網契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、I P通信網契約者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 特定約款に規定するI P通信網サービスの転用により、新たに当社とI P通信網契約を締結することになるI P通信網契約者（以下「転用契約者」といいます。）は、転用前の契約者回線の設置又は移転に係る工事に関する費用についての分割支払金の残余の期間の債務（以下「工事費残債」といいます。）がある場合には、卸事業者が工事費残債を引き受けることを異議なく承諾するものとし、以後、当社に対して、当社が定める方法により、当社が卸事業者に支払済の工事費残債相当額（以下「引受後工事費残債」といいます。）を支払うものとします。

4 転用契約者は、前項に規定するほか、特定約款に規定するI P通信網サービスからの転用により、卸事業者と特定F T T H事業者との間の契約に基づき卸事業者が負担することになる債務（転用前の契約者回線の設置に係る工事に関する費用の割引に関し、約定契約期間経過前に解約されたことに伴い発生する違約金その他の債務及び当該転用に伴う品目又は細目の変更に係る工事費の支払債務等を含みます。）と同額の債務（以下「解約違約金等債務」といいます。）を、卸事業者が定める方法により弁済することを異議なく承諾するものとし、以後、当社に対して、当社が定める方法により、当社が卸事業者に支払済の解約違約金等債務相当額を支払うものとします。

5 前2項の適用を受けるI P通信網契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、前2項に規定する債務について期限の利益を失い、当社又は当社が指定する者に対して、直ちに未払いの当該債務の全額を弁済するものとします。

(1) I P通信網契約が解除されたとき

(2) I P通信網契約者が次のいずれかに該当したとき

- ① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
- ② 差押、仮差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
- ③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあつたとき。

6 当社が提供するI P通信網サービスから事業者変更するI P通信網契約者は、事業者変更前の契約者回線の設置又は移転に係る工事に関する費用についての分割支払金の残余の期間の債務がある場合には、当社が定める期日までに当該債務相当額を一括して支払うものとします。

(線路設置費の支払義務)

第35条 I P通信網契約者は、次の場合には、料金表第4表（線路設置費）に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) (2)以外の場合

ア 契約者回線の終端が I P通信網サービス区域外（契約者回線がその収容 I P通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域外とします。以下この条において同じとします。）となる契約申込をし、その承諾を受けたとき。

イ 契約者回線の終端が I P通信網サービス区域外となる契約者回線について、I P通信網サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

ウ 移転後の契約者回線の終端が I P通信網サービス区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、I P通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、I P通信網サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（注）当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記5に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第37条 I P通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第38条 I P通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に当該支払期日に係る債務全額の支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）第39条（債権の譲渡）の規定に規定する当社が別に定める場合に該当する場合につい

ては、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第5節 債権の譲渡

(債権の譲渡)

第39条 I P通信網契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなった料金債務、引受後工事費残債その他の債務に係る債権を、当社又は特定FTTH事業者等が別に指定する事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、譲渡（請求事業者への再譲渡を含むものとし、以後同様とします。）することをあらかじめ異議なく承認するものとします。この場合において、当社、特定FTTH事業者等及び請求事業者は、I P通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第9章 保守

(I P通信網契約者等の維持責任)

第40条 I P通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(I P通信網契約者等の切分責任)

第41条 I P通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、特定FTTH事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、I P通信網契約者から要請があったときは、当社又は特定FTTH事業者等は、I P通信網サービス取扱所その他必要な場所において試験を行い、その結果をI P通信網契約者にお知らせします。
- 3 当社又は特定FTTH事業者等は、前項の試験により特定FTTH事業者が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、I P通信網契約者の請求により当社又は特定FTTH事業者等の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、I P通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 4 当社又は特定FTTH事業者等は、電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ない場合又はI P通信網サービスの提供上必要がある場合、I P通信網サービス契約者の承諾を得た上で、当該I P通信網サービス契約者の自宅又は事業所その他同等の場所に作業員を派遣し、作業を行う場合があります。

(修理又は復旧の順位)

第42条 当社は、特定FTTH事業者の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第30条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧するものとします。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により特定FTTP事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
----	----------------

1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記6に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社又は特定F T T H事業者等は、特定F T T H事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容I P通信網サービス取扱所又はその経路を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第43条 当社は、I P通信網サービスを提供すべき場合において、当社又は特定F T T H事業者等の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのI P通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社及び特定F T T H事業者等が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのI P通信網契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、I P通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社及び特定F T T H事業者等が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのI P通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- (1) 料金表に規定する利用料金であって、(2)以外のもの
- (2) 料金表第1表（料金）に規定する情報量に応じた加算料（I P通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均加算料（情報量に応じた加算料に限ります。この場合において、前6料金月の実績を把握することが困難な場合は、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(注1) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

- 第44条** 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、IP通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担せず、その他何ら責任を負わないものとします。
- 3 当社は、当社又は特定FTTH事業者等の都合により、IP通信網サービスについて、契約者回線に接続される端末設備のコンピュータウイルスを検出若しくは駆除する機能及び第三者による不正アクセスを防止する機能等を有するセキュリティファイル（以下「セキュリティファイル」といいます。）の供給を停止又は中止することがあります。この場合において、当社は、セキュリティファイルを供給しないことに伴い、IP通信網契約者（転用・事業者変更前については、申込者）に発生する損害については、何ら責任を負わないものとします。
- 4 当社は、IP通信網サービスについてセキュリティファイルを提供する場合であっても、セキュリティファイルの提供に関してIP通信網契約者（転用・事業者変更前については、申込者）に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。

第11章 雜則

(承諾の限界)

- 第45条** 当社は、IP通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社又は特定FTTH事業者等の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合において、当社は、特定FTTH事業者等からその理由の通知を受けたときは、当該理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係るIP通信網契約者等の義務)

- 第46条** IP通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 特定FTTH事業者が設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りでありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社又は特定FTTH事業者等が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、特定FTTH事業者が設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 特定FTTH事業者が設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 IP通信網契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただきます。

(IP通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

- 第47条** IP通信網契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(IP通信網契約者等の氏名の通知等)

第48条 IP通信網契約者は、卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者（そのIP通信網契約者がIP通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）から請求があった場合、当社が別に定める携帯・自動車電話事業者（当社又はIP通信網契約者が契約を締結している者に限ります。）から請求があった場合、又は事業者変更の変更先事業者から請求があった場合は、当社がそのIP通信網契約者の氏名、住所その他必要な情報を、その卸事業者等、特定FTTH事業者、協定事業者、携帯・自動車電話事業者又は変更先事業者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。IP通信網契約者は、当社が住所等そのIP通信網契約者に関する情報を、当社の委託によりIP通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。

2 IP通信網契約者は、当社が第39条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのIP通信網契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第27条（利用停止）の規定に基づきそのIP通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。

3 IP通信網契約者は、当社が第39条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がそのIP通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。

4 IP通信網契約者は、IP通信網サービスを現実に利用する従業者その他の利用者が存在する場合において、前3項の目的を達するため前3項に規定する情報が必要になる場合には、当該利用者をして、当社が当該情報を卸事業者等、特定FTTH事業者、協定事業者、又は請求事業者に通知することをあらかじめ異議なく承諾させるものとします

（協定事業者からの通知）

第49条 IP通信網契約者は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又はIP通信網サービスの提供に当たり必要があるときは、卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はそのIP通信網サービスを提供するために必要なIP通信網契約者の情報の通知を受けることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

2 IP通信網契約者は、IP通信網サービスを現実に利用する従業者その他の利用者が存在する場合において、前項の目的を達するため前項に規定する情報が必要になる場合には、当該利用者をして、当社が卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者から当該情報の通知を受けることについてあらかじめ異議なく承諾させるものとします。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第50条 当社、卸事業者等又は特定FTTH事業者は、IP通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社又は特定FTTH事業者等が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がそのIP通信網契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社、卸事業者等又は特定FTTH事業者の請求書により請求し、回収する取扱いを行なうことがあります。

- (1) その申出をしたIP通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
 - (2) そのIP通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社、卸事業者等又は特定FTTH事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、そのIP通信網契約者が当社、卸事業者等又は特定FTTH事業者が

定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社、卸事業者等又は特定F T T H事業者は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者によるIP通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第51条 当社は、IP通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりそのIP通信網契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者（当社又は特定F T T H事業者等が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行なうことがあります。

- (1) その申出をしたIP通信網契約者が当社が請求する料金、工事に関する費用、引受後工事費残債その他の債務の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) そのIP通信網契約者の申出について卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者が請求した料金、工事に関する費用、引受後工事費残債その他の債務について、そのIP通信網契約者が卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第52条 IP通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

別記

1 IP通信網サービスの提供区域等

IP通信網サービスの提供区域は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

区分	都道府県の区域
IP通信網サービスが特定F T T H事業者等のうち東日本電信電話株式会社のサービス卸（サービス卸を利用した再卸を含みます。）を利用して提供される場合	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県
IP通信網サービスが特定F T T H事業者等のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸（サービス卸を利用した再卸を含みます。）を利用して提供される場合	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

2 IP通信網契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりIP通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属IP通信網サービス取扱所に届け出でいただきます。

- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 I P通信網契約者の氏名等の変更の届出

- (1) I P通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに所属 I P通信網サービス取扱所に届け出なければならないものとします。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類の提示を求めることがあります、契約者は当該求めに応じて当該証明書類を当社に対して提示しなければならないものとします。

4 I P通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その I P通信網契約者から提供していただきます。
- ただし、I P通信網契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社が I P通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、I P通信網契約者から提供していただくことがあります。
- (3) I P通信網契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、特定FTTH事業者の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

I P通信網契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第32条（利用料金の支払義務）から第35条（線路設置費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

6 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、IP通信網契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日にIP通信網サービスの提供を開始（端末設備についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は端末設備の廃止等があったとき。
 - (3) 料金月の初日にIP通信網サービスの提供を開始（端末設備についてはその提供の開始）し、その日にその契約の解除又は端末設備の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日にIP通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第32条（利用料金の支払義務）第2項第4号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。

注）当社は、ホクセツ光（E）に係るIP通信網サービス（無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を利用する場合に限ります。）に係る利用料金の計算については、料金表第1表第1（基本利用料）に規定する基本料に料金表第1表第2（端末設備利用料）に係る機器利用料を合算した利用料金をその利用日数に応じて日割します。

- 3 2の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第32条第2項第4号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 6 IP通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 7 IP通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、IP通信網契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、IP通信網契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第32条（利用料金の支払義務）から第35条（線路設置費の支払義務）までの規定その他の約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

（注1）10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

（注2）この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以

下同じとします。) と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本利用料

1 適用

基本利用料の適用	
(1) I P通信網サービスの基本利用料の適用	I P通信網サービスの基本利用料には、次の料金種別があります。 ホクセツ光 ファミリー・エックスタイプ (E) ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ (1GB Wi-fi付) (E) ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ (E) ホクセツ光 ファミリー・ハイスピードタイプ (E) ホクセツ光 ファミリータイプ (E) ホクセツ光 ミニライト ファミリータイプ (E) ホクセツ光 マンション・ギガタイプ (1GB Wi-fi付) (E) ホクセツ光 マンション・ギガタイプ (E) ホクセツ光 マンション・ハイスピードタイプ (E) ホクセツ光 マンションタイプ (E) ホクセツ光 ファミリー・エックスタイプ (W) ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ (W) ホクセツ光 ファミリー・ハイスピードタイプ (W) ホクセツ光 ファミリータイプ (W) ホクセツ光 ミニライト ファミリータイプ (W) ホクセツ光 マンション・ギガタイプ (W) ホクセツ光 マンション・ハイスピードタイプ (W) ホクセツ光 マンションタイプ (W)
	備考 1 当社は、当社が別に定めるところにより、当社又はI P通信網契約者の設置するサーバ装置又は符号蓄積装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。この場合において、現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをI P通信網契約者にお知らせします。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 2 当社は、備考1の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 3 ホクセツ光に係る契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数は、合わせて最大5までとしていただきます。
(2) 復旧等に伴い収容I P通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	当社又は特定FTTH事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一時的に収容I P通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容I P通信網サービス取扱所又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(3) 屋内配線利用料の適用	屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。 ア 契約者回線等の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。

	<p>以下この欄について同じとします。)までの配線 イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線 ただし、その屋内配線について、電話サービスに係る屋内配線利用料の適用を受けている場合は、規定にかかわらず、その料金額は適用しません。</p>
(4) 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる場合の利用料の加算額の適用	<p>契約者回線の終端がその収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域外となる場合(異経路となる場合を除きます。)の利用料の加算額は、契約者回線のうち、その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域(契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所の所在する電話加入区域)を超える地点から引込柱(保安器に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について適用します。</p>
(5) 契約者回線が異経路となる場合の利用料の加算額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の利用料の加算額は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。 ア 契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路 イ ア以外の場合 その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域(その収容IP通信網サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容IP通信網サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路</p>
(6) IPv6による契約者回線間通信等の取扱い	<p>ア IPv6による契約者回線間通信については、当社が別に定めるものとの間に限り行うことができます。 イ 当社が付与する通信相手先識別符号は、1の契約者回線ごとに1とします。 ウ 当社は、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、通信相手先識別符号を変更又は廃止することがあります。 エ 当社が供給するセキュリティファイルは、1の契約者回線ごとに1の端末設備において利用可能なものに限ります。 オ IP通信網契約者は、セキュリティファイルの供給を受けるために必要な情報を、当社が必要により設置する電気通信設備であって当社が指定するものにあらかじめ登録していただきます。 カ IP通信網契約者は、オに規定する情報及び通信相手先識別符号の適正な管理に努めていただきます。 キ 当社は、セキュリティファイルの供給によりコンピュータウイルスの検出若しくは駆除及び第三者による不正アクセスの防止等を完全に行うことを保証するものではありません。 ク 当社は、第44条第3項及び第4項(免責)に規定するほか、</p>

	<p>I P v 6 による契約者回線間通信及びセキュリティファイル供給を提供することに伴い発生する損害（通信相手先識別符号を通信の相手先へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>(注1) I P通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた通信相手先識別符号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p> <p>(注2) 本機能の提供は、西日本電信電話株式会社からの転用・事業者変更契約者のうち、当社が別に定める者に限ります。また、本機能のうち一部については、西日本電信電話株式会社より直接提供される場合があります。</p>						
(7) I P通信網サービスの保守の態様	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td><td>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以外の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの</td></tr> <tr> <td>タイプ2</td><td>タイプ1以外のもの</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 I P通信網契約者は、そのIP通信網契約について同一月において複数回の保守の態様の変更（その態様の変更と同時に品目変更又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。</p> <p>2 タイプ2の利用は、第1表料金第4手続きに関する料金2料金額に規定する手数料がかかります。</p>	区分	内 容	タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以外の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの	タイプ2	タイプ1以外のもの
区分	内 容						
タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以外の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの						
タイプ2	タイプ1以外のもの						
(8) ホクセツ光ミニライトファミリー(E)(W)に係る情報量に応じた加算料の適用	<p>ア TG光ミニライトファミリー(E)(W)に係る利用料については、その契約者回線において利用があった情報量に応じて、第1表-料金-第1基本利用料-2月額利用料金-（2）情報量に応じた加算料の規定する情報量に応じた加算料を適用します。</p> <p>イ 情報量に応じた加算料は、月間累計情報量に応じて、第1表-料金-第1基本利用料-2月額利用料金-（2）情報量に応じた加算料の規定により算定します。</p> <p>ウ 情報量の測定及び月間累計情報量の算定は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 課金対象符号の情報量は、特定FTTH事業者の機器により測定します。</p> <p>(イ) 当社は、課金対象符号が通信の相手先又はIP通信網契約者に到達しなかった場合であっても、情報量の測定に含みます。</p> <p>(ウ) 当社は、提供の形態がTG光ミニライトファミリー(E)(W)から品目等の変更があった場合であって、同一料金月内において再び提供の形態がTG光ミニライトファミリー(E)(W)（品目等の変更前のものに限ります。）への品目等の変更があったときは、品目等の変更前と変更後の提供の形態がTG光ミニライトファミリー(E)(W)に係る課金対象符号の情報量を合算して情報量に応じた加算料を算定します。</p>						

	<p>ただし、品目等の変更があった場合であって、契約者回線等番号の変更があったときは、この限りではありません。</p> <p>(9) 特定FTTH事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の加算料の取扱い</p> <p>特定FTTH事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の情報量に応じた加算料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>過去2か月以上の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>過去2か月以上の実績を把握することができない場合機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の情報量に応じた加算料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の情報量に応じた加算料のうち低い方の値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
--	--

2 月額利用料金

(1) 基本料金

サービス品目	料金額（税別）
ホクセツ光 ファミリー・エックスタイプ (E)	6,300 円
ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ (1GB Wi-fi 付) (E)	5,500 円
ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ (E)	5,200 円
ホクセツ光 ファミリー・ハイスピードタイプ (E)	5,200 円
ホクセツ光 ファミリータイプ (E)	5,200 円
ホクセツ光 ミニライト ファミリータイプ(E)	3,900 円
ホクセツ光 マンション・ギガタイプ (1GB Wi-fi 付) (E)	4,100 円
ホクセツ光 マンション・ギガタイプ (E)	3,800 円
ホクセツ光 マンション・ハイスピードタイプ (E)	3,800 円
ホクセツ光 マンションタイプ (E)	3,800 円
ホクセツ光 ファミリー・エックスタイプ (W)	6,300 円
ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ (W)	5,200 円
ホクセツ光 ファミリー・ハイスピードタイプ (W)	5,200 円
ホクセツ光 ファミリータイプ (W)	5,200 円
ホクセツ光 ミニライト ファミリータイプ(W)	4,100 円
ホクセツ光 マンション・ギガタイプ(W)	3,800 円
ホクセツ光 マンション・ハイスピードタイプ(W)	3,800 円
ホクセツ光 マンションタイプ(W)	3,800 円

(2) 情報量に応じた加算料

ア ***ミニライトファミリータイプ (E) (W) に係るもの

区分	単位	料金額（税抜）
月間累計情報量が 3,000 メガバイト以下の場合	—	—
月間累計情報量が 3,000 メガバイトを超える場合	月間累計情報量が 3,000 メガバイトを超える 100 メガバイトまでごとに	24 円 (月間累計情報量が 9,900 メガバイトを超える 10,000 メガバイトまでの 100 メガバイトは、44 円)
月間累計情報量が 10,000 メガバイトを超える場合	1 契約者回線ごとに月額	1,700 円
備考 当社は、1,048,576 バイトを 1 メガバイトとして情報量に応じた加算料を算定します。		

3 契約者回線が異経路となる場合の加算額

料 金 種 别	料 金 額 (税別)
異経路の線路	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、特定 F T T H 事業者等が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

4 タイプ 2 のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税別)
ホクセツ光ファミリータイプに係るもの	3,000 円
ホクセツ光マンションタイプに係るもの	2,000 円

第2 端末設備利用料

区 分	料 金 額 (税別)
(Eのみ) 無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置	基本装置
	増設装置
(Wのみ) ルータ機能付回線接続装置 (ホームゲートウェイ)	450 円
(Wのみ) 無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置 (無線 L A N 対応型ホームゲートウェイ)	550 円
(Wのみ) 無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置 (無線 L A N 対応型ホームゲートウェイ)	100 円
エックスタイプ対応ルーター	500 円

備考

- 1 無線L A N対応型ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 2 当社は、無線L A N対応型ルータ機能付回線接続装置については、基本装置を利用するI P通信網契約者に限り増設装置又は付加装置（当社が別に定める数までとします。）を提供します。
- 3 無線L A N対応型ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 4 当社は、無線L A N対応型ルータ機能付回線接続装置については、ホクセツ光（E）であって、I P通信網契約者に限り提供することとし、1の契約者回線につき1の無線L A N対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置を提供します。
- 5 ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）、無線L A N対応型ルータ機能付回線接続装置（無線L A N対応型ホームゲートウェイ）基本装置及び無線L A N対応型ルータ機能付回線接続装置（無線L A N対応型ホームゲートウェイ）増設装置の提供は、I P通信網サービスが特定F T T H事業者等のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸（サービス卸を利用した再卸を含みます。）を利用して提供される場合に限ります。

第3 (W) に関する付加機能利用料

分 区	単 位	月額料金額 (税別)
I P v 6 通信相手先拡張機能（ホクセツ光・v 6オプション）	ホクセツ光の契約者回線について、この機能を利用する他の契約者回線又は当社が別に定める相互接続点に係る通信の相手先との間におけるI P v 6による通信を可能とする機能	1 契約者回線ごとに 0 円
備 考	1 当社は、1の契約者回線ごとに1の通信相手先識別符号（通信相手先識別符号追加機能により追加されるものを除きます。）を付与します。 2 この機能を利用した通信の相手先となる相互接続点は1の協定事業者に係るものに限るものとし、I P通信網契約者はその協定事業者をあらかじめ指定していただきます。 3 ホクセツ光ファミリー・ハイスピードタイプ（W）又はマンション・ハイスピードタイプ（W）のものに係るこの機能を利用した通信については、契約者回線等との間における通信であって、収容I P通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向に係る伝送速度は、最大概ね1 Gbit/sまでとなります。 4 当社は、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、通信相手先識別符号を変更又は廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをI P通信網契約者にお知らせします。 5 I P通信網契約者は、通信相手先識別符号の適正な管理に努めていただきます。 6 本付加機能の提供は、I P通信網サービスが特定F T T H事業者等のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸（サービス卸を利用した再卸を含みます。）を利用して提供される場合に限ります。	

通信相手先識別符号追加機能	I Pv6 通信相手先拡張機能を提供されているホクセツ光の契約者回線について、通信相手先識別符号を 1 を超えて取得することを可能とする機能	追加する 1 の通信相手先の識別符号ごとに	100 円
	備考 1 追加することが可能な通信相手先識別符号の数は、最大 9 までとします。 2 その契約者回線について I Pv6 通信相手先拡張機能の廃止があった場合は、この機能を廃止します。 3 本付加機能の提供は、IP 通信網サービスが特定 FTTTH 事業者等のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸（サービス卸を利用した再卸を含みます。）を利用して提供される場合に限ります。		

第4 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用											
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約手数料 (転用・事業者変更契約手数料を含む)</td><td>IP 通信網サービスの申込をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>イ 名義変更手数料</td><td>IP 通信網サービスに係る名義変更(相続等に伴うものを除きます。)があったときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>ウ 移転手数料手数料</td><td>第 16 条(契約者回線の移転)の規定により移転があったときに支払を要する料金</td></tr> <tr> <td>エ 事業者変更承諾番号発行手数料</td><td>事業者変更承諾番号発行を請求し、発行した事業者変更承諾番号により事業者変更手続きが完了した場合に要する費用</td></tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	ア 契約手数料 (転用・事業者変更契約手数料を含む)	IP 通信網サービスの申込をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	イ 名義変更手数料	IP 通信網サービスに係る名義変更(相続等に伴うものを除きます。)があったときに支払いを要する料金	ウ 移転手数料手数料	第 16 条(契約者回線の移転)の規定により移転があったときに支払を要する料金	エ 事業者変更承諾番号発行手数料	事業者変更承諾番号発行を請求し、発行した事業者変更承諾番号により事業者変更手続きが完了した場合に要する費用
料金種別	内 容										
ア 契約手数料 (転用・事業者変更契約手数料を含む)	IP 通信網サービスの申込をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
イ 名義変更手数料	IP 通信網サービスに係る名義変更(相続等に伴うものを除きます。)があったときに支払いを要する料金										
ウ 移転手数料手数料	第 16 条(契約者回線の移転)の規定により移転があったときに支払を要する料金										
エ 事業者変更承諾番号発行手数料	事業者変更承諾番号発行を請求し、発行した事業者変更承諾番号により事業者変更手続きが完了した場合に要する費用										
(2) 手続きに関する料金の減免	当社は本規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することができます。										

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税別)
(1) 契約手数料	1 契約者回線／回ごとに	3,000 円
(2) 名義変更手数料	1 契約者回線／回ごとに	2,000 円
(3) 移転手数料	1 契約者回線／回ごとに	2,000 円
(4) 事業者変更承諾番号発行手数料	1 契約者回線／回ごとに	3,000 円

第2表 工事費

1 適用

工事費の適用									
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び時刻指定工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、契約者回線等変更工事、回線調整（保安器の変更（契約者回線等の終端に設置される保安器を変更することをいいます。以下同じとします。）に係るものに限ります。）、回線終端装置工事、配線工事及び機器工事に関する工事費の額の合計額が 29,000 円（税別）までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円（税別）を超える場合は 29,000 円（税別）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 基本工事費について、回線調整を行う場合（保安器の変更のみを行う場合を除きます。）は基本額に回線調整に関する加算額を加算して適用します。</p> <p>ウ 1 の者からの申込み又は請求により同時に 2 以上の工事を施工する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、基本工事費（回線調整に関する加算額を除きます。）を適用します。</p>								
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費の適用	<p>交換機工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td><td>取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td><td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td><td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
区分	交換機等工事費等の適用								
ア 交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。								
イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。								
ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。								
(4) 移転の場合の工事費	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。								
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（料金額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。								
(6) 割増工事費の適用	<p>ア 当社は I P 通信網契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目の変更に関する工事（交換機工事に関する基本工事費のみ適用となる場合を除きます。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1 の工事ごとに税抜額 3,000 円を加算して適用します。</p> <p>イ 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額（2（料金額）に規定する加算額を除きます。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 午後 5 時から午後 10 時 まで（1 月 1 日から 1 月 3 日）</td><td>その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円を差し引い</td></tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	(ア) 午後 5 時から午後 10 時 まで（1 月 1 日から 1 月 3 日）	その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円を差し引い				
工事を施工する時間帯	割増工事費の額								
(ア) 午後 5 時から午後 10 時 まで（1 月 1 日から 1 月 3 日）	その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円を差し引い								

	<p>まで及び12月29日から 12月31日までの日にあ っては、午前8時30分から 午後10時までとします。)</p> <p>(イ) 午後10時から翌日の午 前8時30分まで</p>	<p>て1.3倍を乗じた額に税抜額 1,000円を加算した額</p> <p>その工事に関する工事費の合 計額から1,000円を差し引い て1.6倍を乗じた額に税抜額 1,000円を加算した額</p>									
(7) 時刻指定工事 費の適用	<p>ア IP通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件に そのIP通信網契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限 ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機工事のみ の場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であつ て、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申 し出をしたIP通信網契約者の責により当社が指定時刻にその工 事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定す る時刻ごとに次表に規定する額を適用します。ただし、当社の責に 帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りで ありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定時刻</th><th>工事費の額（税別）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後4時まで</td><td>11,000円</td></tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td><td>18,000円</td></tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8 時まで</td><td>28,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合 は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用 します。</p> <p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかつたことに伴い発生する 損害については、責任を負いません。</p>			指定時刻	工事費の額（税別）	午前9時から午後4時まで	11,000円	午後5時から午後9時まで	18,000円	午後10時から翌日の午前8 時まで	28,000円
指定時刻	工事費の額（税別）										
午前9時から午後4時まで	11,000円										
午後5時から午後9時まで	18,000円										
午後10時から翌日の午前8 時まで	28,000円										
(8) - 1 分割し た工事費の適用 (当該IP通信網 サービスが、特定 FTTH事業者の うち東日本電信電 話株式会社のサ ービス卸（サービス 卸を利用した再卸 を含みます。）を利 用して提供される 場合)	<p>ア 当社は、IP通信網契約者から請求があった場合は、その契約 者回線の設置に関する合計額（基本工事費（2（料金額）に規定 する基本額に限ります。）、交換機工事費、回線終端装置工事費及 び機器工事費を合計した額に消費税を加算した額とします。以下 「分割対象費用」といいます。）について、当社が定めるところに より、分割して請求する取扱いを適用します。ただし、2（料金 額）に規定する交換機工事のみの請求があった場合は、この限り ではありません。</p> <p>イ 当社は、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。 (ア) 分割支払いの請求をした者が工事費の支払いを現に怠り、 又は怠るおそれがあるとき。 (イ) 分割支払いの請求をした者がそのIP通信網サービスの料 金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあ るとき。 (ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 (エ) その他当社が不適当と判断したとき。</p> <p>ウ 当社は、分割支払いの期間において、IP通信網契約者から請 求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合にお いてIP通信網契約者はその契約者回線の設置に係る工事に関す</p>										

	<p>る費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払って頂きます。</p> <p>エ 分割支払いに係る I P 通信網契約者は、次のいずれかに該当するときは、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>(ア) 分割支払いに係る契約者回線について、その I P 通信網契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) I P 通信網契約者が次のいずれかに該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。 ② 差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。 ③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。
(8) - 2 分割した工事費の適用 (当該 I P 通信網サービスが、特定 F T T H 事業者のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸（サービス卸を利用した再卸を含みます。）を利用して提供される場合)	<p>ア 当社は、 I P 通信網契約者から請求があった場合は、 I P 通信網サービスの品目若しくは細目等の変更若しくは移転又はその I P 通信網契約者から工事費の分割支払いの適用の廃止の請求がある料金月までの間、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用((6)に規定する割増工事費の適用を受ける場合は、その適用を受ける前の工事費とします。以下「分割対象費用」といいます。)を 31 回に分割した次表に定める費用（以下「分割支払金」といいます。）を、その I P 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から最長 31 回目の料金月まで適用（以下「分割支払い」といいます。）します。品目若しくは細目等の変更若しくは移転又はその I P 通信網契約者から工事費の分割支払いの適用の廃止の請求があった場合は、分割対象費用から既に当社に支払われたその契約者回線に係る分割支払金の合計額を控除した費用を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>ただし、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 2,000 円（税別）である場合及び当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <p>なお、分割対象費用は、基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び配線設備多重装置の設置に係る機器工事費に限ります。</p>

区分	分割支払金	
	初回	2 回目～31 回目
(ア) ホクセツ光ファミリー又はホクセツ光マンションタイプ、ホクセツ光マンション・ハイスピードタイプ（配線設備多重	1,000 円（税別）	分割対象費用から左欄に規定する額を控除した費用について、30 回に分割した費用

	装置を用いないものに限ります。) 若しくはホクセツ光マンション・ギガタイプの場合		
	(イ) (ア)以外の場合	1,500 円(税別)	
備考 (ア)欄のホクセツ光ファミリータイプ又はホクセツ光マンションタイプのものについては、回線終端装置の工事を要する場合のうち屋内配線設備の部分の工事を要しない場合に限ります。			
<p>イ 前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(ア) 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) 分割支払いの請求をした者がその I P 通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなつた I P 通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>(エ) その他当社が不適当と判断したとき。</p> <p>ウ 分割支払いに係る I P 通信網契約者は、次のいずれかに該当するときは、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、分割対象費用から既に当社に支払われたその契約者回線に係る分割支払金の合計額を控除した費用を一括して当社が定める期日までに支払っていたま</p> <p>(ア) 分割支払いに係る契約者回線について、その I P 通信網契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当する場合であって、I P 通信網契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。</p> <p>① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般的の支払いを停止したとき。</p> <p>② 差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p>			

2 料金額

区分		単位	工事費の額(税別)
ア 基本工事費	(ア) (イ) 以外の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額	4,500 円 3,500 円
	(イ) 交換機工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000 円
イ 交換	交換機工事の場合	1 契約者回線ごと	1,000 円

機工事費			に		
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	マンショントイプに係るものの 上記以外のもの	移転等 上記以外のもの	1配線ごとに 1配線ごとに	1,000円 7,400円
		上記以外のもの	移転等 上記以外のもの	1配線ごとに 1配線ごとに	2,500円 10,400円
		回線終端装置の部分		移転等 上記以外のもの	1装置ごとに 1装置ごとに
					1,000円 2,100円
	(ア) 回線終端装置であって (イ) 以外のもの			別に算定する実費	
		(イ) 配線設備多重装置	移転等 上記以外のもの	1の工事ごとに 1の工事ごとに	1,000円 7,400円
備考 回線終端装置の配線の交換のみにより施工される回線終端装置の工事（当社が別に定める場合に限ります。）の場合は、その交換に要した費用をIP通信網契約者に支払っていただきます。					

第3表 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行に関する料金の適用					
(1) 請求書等の発行に関する料金の種別	<p>ア 請求書等の発行に関する料金は発行手数料として算定します。 イ 発行手数料はIP通信網サービスの料金その他の債務の支払いにおいて支払いを要するものとし、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>発行手数料等の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 発行手数料</td><td>請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 次の場合については、規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。</p> <p>(ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権を請求する場合 (イ) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合</p>	区分	発行手数料等の適用	(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。
区分	発行手数料等の適用				
(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。				

2 料金額

区分	単位	料金額(税別)
発行手数料	1の請求書又は口座振替通知書の発行ごと	100円

第4表 線路設置費

1 適用

区分	内容	容

(1) 線路設置費の差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所で I P 通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="482 361 1211 601"> <tr> <td data-bbox="482 361 679 601">線路設置費の額(残額があるときに限ります。)</td><td data-bbox="679 361 949 601">= 新たに提供を受ける I P 通信網サービスの線路設置費の額</td><td data-bbox="949 361 1211 601">— 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</td></tr> </table> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p>	線路設置費の額(残額があるときに限ります。)	= 新たに提供を受ける I P 通信網サービスの線路設置費の額	— 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額
線路設置費の額(残額があるときに限ります。)	= 新たに提供を受ける I P 通信網サービスの線路設置費の額	— 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額		
(2) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	移転後の契約者回線の終端が I P 通信網サービス区域外となる場合(契約者回線が異経路となる場合を除きます。)であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り線路設置費を適用します。			
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容 I P 通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合</p> <p>(ア) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。)内において新設した線路(イ) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) その収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する I P 通信網サービス区域(その I P 通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。)内において新設した線路</p> <p>(イ) その収容 I P 通信網サービス取扱所から所在する I P 通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路</p>			

2 線路設置費の額

1 契約者回線ごとに

区分	線路設置費の額
ホクセツ光に係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

改訂履歴

年月	改訂箇所	主な改訂内容
平成 28 年 9 月 1 日	—	原案作成
平成 28 年 9 月 13 日	料金表第 1 表第 1-1(7)	IP 通信網サービスの保守の態様を追加
	料金表第 1 表第 1-4	タイプ 2 のものに係る加算料を追加
平成 28 年 12 月 1 日	料金表 通則 2-(6) (注)	1 行目 ギガタイプに限定する文言を削除し、「ホクセツ光 (E) に係る」と修正
	料金表第 1 表第 2	・表中に(E)(W)の区分追加、基本装置と増設装置の区分追加等 ・備考 4 1 行目 ギガタイプに限定する文言を削除し、「ホクセツ光 (E) であつて」と修正
平成 29 年 7 月 1 日	第 4 章第 21 条 3	「前 2 項に規定するほか、～その IP 通信網契約を解除することができます。また、」までの 4 行を追加
平成 30 年 11 月 15 日	料金表第 2 表	・表中(8)-2 (8) - 2 分割した工事費の適用（当該 IP 通信網サービスが、特定 F T T H 事業者のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸を利用して提供される場合） ア表初回金額の訂正
令和元年 7 月 1 日	第 44 条 3・4 項及び第 1 表 第 1 の 1 の (6)	事業者変更におけるセキュリティファイアルの取り扱い追記
	第 48 条	I P 通信網契約者等の氏名の通知等先に事業者変更先事業者追記
	第 1 表 第 2	(Eのみ) 無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置装置（ホームゲートウェイ）増設装置 訂正
	第 1 表第 4 手続きに関する料金 (1) 及び (2)	契約手数料に事業者変更追加及び事業者変更承諾番号発行手数料追加
令和元年 10 月 1 日	—	各種料金記載部分の税別への記載統一
令和元年 12 月 1 日	第 30 条-2 の追加、 第 43 条 第 1 表第 1 基本料金	ミニライトプラン追加
令和 2 年 4 月 1 日	第 1 表第 1 基本料金	ファミリー・エックスタイプ追加 エックスタイプ対応ルーター追加

目次

第1章 総則	3
第1条 (本規約の目的)	3
第2条 (本規約の変更)	3
第3条 (用語の定義)	3
第2章 本サービスの提供	4
第4条 (本サービスの提供範囲)	4
第5条 (提供区域)	4
第3章 契約	4
第6条 (契約の単位)	4
第7条 (契約申込の方法)	4
第8条 (契約申込の承諾)	4
第9条 (契約内容の変更)	4
第10条 (権利の譲渡)	5
第11条 (契約者の地位の承継)	5
第12条 (契約者の氏名等の変更の届出)	5
第4章 禁止行為	5
第13条 (営業活動の禁止)	5
第14条 (著作権等)	5
第5章 利用中止等	6
第15条 (利用中止)	6
第16条 (利用停止)	6
第17条 (利用の制限)	6
第18条 (本サービスの提供の終了)	6
第19条 (契約者による契約解除)	7
第20条 (当社による契約解除)	7
第20条の2 (契約終了時の取扱い)	7
第6章 料金	7
第21条 (料金)	7
第22条 (利用料金の支払義務)	7
第23条 (割増金)	8
第24条 (延滞利息)	8
第25条 (料金計算の方法等)	8
第26条 (端数処理)	8
第27条 (料金等の支払)	8
第28条 (料金等の一括後払)	9
第29条 (消費税相当額の加算)	9
第30条 (料金等の臨時減免)	9
第7章 損害賠償	9
第31条 (責任の制限)	9
第32条 (免責事項)	9
第8章 個人情報の取扱	10
第33条 (個人情報の取扱)	10
第9章 雜則	10
第34条 (利用に係る契約者の義務)	10
第35条 (設備等の準備)	11
第36条 (法令に規定する事項)	11
第37条 (準拠法)	11
第38条 (紛争の解決)	11
第39条 (債権の譲渡)	11

附則（2020年1月6日）	11
【別紙1（提供時間）】	12
【別紙2（本ソフトの動作環境）】	12
【別紙3（オンラインパソコン教室のカリキュラム）】	12
【別紙4（サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲）】	12
【別紙5（料金表）】	13
【別紙6（本ソフトが取得する情報）】	13
【別紙7（当社が別に定めることとする事項）】	14

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

株式会社創造舎（以下「当社」といいます。）は、このリモートサポートサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりリモートサポートサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスの利用については、本規約及びその他の個別規定並びに追加規定（以下「個別規定等」といいます。）が適用されます。なお、本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

第2条（本規約の変更）

当社は、本規約（別紙を含みます。）を、契約者の承諾を得ることなく変更することができます。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。その他本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款で使用する用語の意味に従います。

用語	用語の意味
ホクセツ光	当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款（以下「IP通信網サービス契約約款」といいます。）に定めるホクセツ光（以下の各号に定めるものに限ります。）に係るIP通信網サービス (1)ホクセツ光 ファミリータイプ（E） (2)ホクセツ光 ファミリー・ハイスピードタイプ（E） (3)ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ(1GB Wi-fi付)（E） (4)ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ（E） (5)ホクセツ光 マンションタイプ（E） (6)ホクセツ光 マンション・ハイスピードタイプ（E） (7)ホクセツ光 マンション・ギガタイプ(1GB Wi-fi付)（E） (8)ホクセツ光 マンション・ギガタイプ（E） (9)ホクセツ光 ファミリータイプ（W） (10)ホクセツ光 ファミリー・ハイスピードタイプ（W） (11)ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ（W） (12)ホクセツ光 マンションタイプ（W） (13)ホクセツ光 マンション・ハイスピードタイプ（W） (14)ホクセツ光 マンション・ギガタイプ（W）
ホクセツ光回線	ホクセツ光に係る契約者回線
ホクセツ光契約	当社からホクセツ光の提供を受けるための契約
ホクセツ光契約者	当社とホクセツ光の契約を締結している者
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するため当社が指定した電話番号。受付時間は別紙1（提供時間）に定めるところによります。
本ソフト	契約者のパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能等を有したソフトウェア。本ソフトの利用条件及び対象となるパソコン等については、別紙2（本ソフトの利用条件）に定めるところによります。
リモートサポート	本ソフトがインストールされた契約者のパソコン等を、契約者の要請に基づき当社オペレータがそのパソコン等を遠隔操作して行う課題解決等。
オンラインパソコン教室	専用受付番号への要請に基づき、1回30分程度でインターネットの活用方法等を解説するサービス。カリキュラムは別紙3（オンラインパソコン教室のカリキュラム）に定めるところによります。

本サービス	専用受付番号への要請に基づき、契約者のパソコン等の状況に関する問診、リモートサポート、電話での課題解決方法の解説及びオンラインパソコン教室等を行うサービス。
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所
IPv6 通信	ホクセツ光において、インターネットプロトコルバージョン 6 によって行う通信
サービス情報サイト	ホクセツ光の動作確認及び情報提供等を目的として当社が設置・運営するサイト及び電気通信設備

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者から請求があったときは、別紙3（オンラインパソコン教室のカリキュラム）に定めるカリキュラム及び別紙4（サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲）に定める機器、ソフトウェア及びサービスについて、本サービスを提供します。

第5条（提供区域）

本サービスは、本契約の申込みをするホクセツ光に係るホクセツ光契約者が利用しているホクセツ光回線の提供区域において提供します。

第3章 契約

第6条（契約の単位）

- 1 当社は1のホクセツ光契約につき、1の本契約を締結します。
- 2 契約者は、その本サービスに係るホクセツ光契約者と同一の者に限ります。

第7条（契約申込の方法）

本サービスを申込むときは、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出て頂きます。

- (1) 本サービスに係るホクセツ光の契約者回線等番号
- (2) その他申込みの内容を特定するための事項

第8条（契約申込の承諾）

- 1 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の何れかに該当すると当社が判断した場合又はその他当社が不適切と認める場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金もしくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - (4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

第9条（契約内容の変更）

- 1 契約者は、第7条（契約申込の方法）第1項第2号に定める契約内容の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取扱います。
- 3 契約者は、第7条（契約申込の方法）に基づき当社に申し込んだオンラインパソコン教室等の実施希望日時、設定作業等の内容又はサービス対象機器等の変更がある場合には、当社所定の手続きに従って、速やかに当社に通知していただきます。
- 4 当社は、契約者から申込内容の変更の通知を受けたときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に従って取り扱います。その場合、当社は、当初の申込内容に基づき当社が承諾したオンラインパソコン教室等

の実施予定日時又は提供料金等の全ての契約内容の承継を保証するものではありません。

- 5 契約者は、その申込内容の変更に係る第3項に定める当社への通知をオンラインパソコン教室等の実施予定日の当日に行ったときは、設定作業等の実施予定日の変更を伴うものに限り、申込内容の変更にかかる費用として、別紙5に定める基本作業料と同額の費用を支払っていただきます。

第10条（権利の譲渡）

- 1 契約者は、本サービスに係るホクセツ光回線のホクセツ光契約に関する権利の譲渡があったときは、本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができます。
- 2 前項に規定する譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本契約に係る一切の権利及び義務（第39条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。

第11条（契約者の地位の承継）

- 1 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出て頂きます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。
- 4 前3項の規定にかかわらず、契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係るホクセツ光回線のホクセツ光契約者の地位の承継の届出をもって、契約者の地位の承継があつたものとみなします。

第12条（契約者の氏名等の変更の届出）

- 1 契約者は、その氏名、名称、住所もしくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出て頂きます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所もしくは居所又は請求書送付先への郵便等の通知をもって、当社からの通知を行つたものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示して頂くことがあります。

第4章 禁止行為

第13条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることはできません。

第14条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、特定F T T H事業者等、株式会社オプティム（以下「オプティム」といいます。）又は、本製品を製作する上で必要となるソフトウェアの使用を当社、特定F T T H事業者等若しくはオプティムに対して許可をする者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の提供物を以下の通り取り扱って頂きます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変、編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又はアセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第5章 利用中止等

第15条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社又は特定F T T H事業者等の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第17条（利用の制限）の規定により、本サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 当社又は特定F T T H事業者等が設置する電気通信設備又は本ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (4) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条（利用停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6ヶ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を超過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第39条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していたほかのホクセツ光等に係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（その当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第39条（債権の譲渡）に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (4) 第13条（営業活動の禁止）、第14条（著作権等）又は第34条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者が過度に頻繁に問合せを実施し又はサポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
 - (6) 本規約に反する行為であって、本サービス又はホクセツ光等に関する当社の業務の遂行又は当社又は特定F T T H事業者等の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (7) 当社に損害を与えたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条（利用の制限）

当社は、IP通信網サービス契約約款第36条に規定する通信利用の制限等があったときは、本サービスの制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することをいいます。）を行うことがあります。

第18条（本サービスの提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社が、第7条第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

- 4 当社が本サービスを提供する前提となる当社と卸事業者との間の契約が理由のいかんを問わず終了したとき、その他理由のいかんを問わず、卸事業者から、特定約款に基づくサービスの提供を受けられなくなったときは、本サービスの提供に関する契約は、何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。この場合、当社は、契約者に対して、当該終了の事実を事後的に通知するものとします。

第 19 条（契約者による契約解除）

契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知して頂きます。

第 20 条（当社による契約解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- 1 第 16 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。但し、当社は、第 16 条（利用停止）第 1 項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。
- 2 本契約に係るホクセツ光契約について、ホクセツ光契約の解除又は第 3 条（用語の定義）に定めるホクセツ光以外の IP 通信網サービスの品目又は細目への変更があったとき。
- 3 第 18 条（本サービスの提供の終了）第 1 項に定めるとき。
- 4 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
- 5 契約者が料金その他の債務について、支払期日を超過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 39 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなつた場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）

第 20 条の 2（契約終了時の取扱い）

契約者は、事由のいかんを問わず当社及び卸事業者との間の契約が終了し又は当社が本サービスを廃止しようとする場合には、当社又は卸事業者等が契約者に対し、卸事業者等が提供する本サービスに係る契約の申込みを勧誘等することがあることを、予め了承します。

第 6 章 料金

第 21 条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 5（料金表）に定めるところによります。

第 22 条（利用料金の支払義務）

- 1 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があつた日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあつた日が同一の日である場合は、1 日間とします。）に係る別紙 5（料金表）に規定する月額料金、及び請求書等の発行に関する料金の支払いを要します。また、契約者は、オンラインパソコン教室を利用したときは、別紙 5（料金表）に規定するオンラインパソコン教室料金の支払いを要します。なお、本サービスの利用料金、及びオンラインパソコン教室料金の支払いを当社が提供するその他サービス約款及び利用規約と合算して保守料金を請求する場合、契約者はその他サービス約款及び利用規約に基づき支払いをするものとします。
- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
 - (1) 利用停止があつたときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかつた期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2 欄に該当する場合、3 欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社及び特定 F T T H 事業者等が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社及び特定 F T T H 事業者等が知った時刻以後の利用できなかつた時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての月額料金
2 当社又は特定 F T T H 事業者等の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社及び特定 F T T H 事業者等が知った時刻以後の利用できなかつた時間について、その時間に対応するその本サービスについての月額料金
3 移転に伴って、本サービスを利用できなくなつた期間が生じたとき。（契約者の都合により、本サービスを利用しなかつた場合であつて、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなつた日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての月額料金

第 23 条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（別紙 5（料金表）の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払って頂きます。

第 24 条（延滞利息）

- 1 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に当該支払期日に係る債務全額の支払いがあつた場合は、この限りではありません。
- 2 第 39 条（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に限り、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

第 25 条（料金計算の方法等）

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従つて計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があつたとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は廃止等があつたとき。
 - (3) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又は廃止があつたとき。
 - (4) 第 22 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の規定に該当するとき。
- 3 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 22 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表内 1 に規定する料金の算定に当たつては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 1 項に規定する料金月の起算日を変更することができます。
- 5 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第26条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第27条（料金等の支払）

- 1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払って頂きます。
- 2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払って頂きます。

第28条（料金等の一括後払）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第29条（消費税相当額の加算）

第22条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙5（料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

（注1）本条において、別紙5（料金表）に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

（注2）別紙5（料金表）において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

（注3）本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第30条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

（注）当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

第7章 損害賠償

第31条（責任の制限）

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社又は特定F T T H事業者等の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じとします。）にあることを当社及び特定F T T H事業者等が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。
- 2 前項の場合において、当社又は特定F T T H事業者等は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社及び特定F T T H事業者等が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前2項の規定は適用しません。

第32条（免責事項）

- 1 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 当社は、本サービスの提供をもって、オンラインパソコン教室で提供する講座内容に関する契約者の完全な

理解を保証するものではありません。

- 5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の内容について保証するものではありません。
- 6 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の実施に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。
- 7 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 8 当社は、第15条（利用中止）、第16条（利用停止）、第17条（利用の制限）、第18条（本サービスの提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。
- 9 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 10 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第8章 個人情報の取扱

第33条（個人情報の取扱）

- 1 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者（卸事業者等及び特定F T T H事業者を含みますが、これらに限りません。以下同様とします。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その事業者に通知する場合があることについて、異議なく同意して頂きます。
- 2 契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、異議なく同意して頂きます。
- 3 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報及び別紙6（本ソフトが取得する情報）に規定する個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 4 契約者は、当社が第39条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係るホクセツ光の契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第16条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、異議なく同意していただきます。
- 5 契約者は、当社が第39条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、異議なく同意していただきます。
- 6 契約者は、本サービスを現実に利用する従業者その他の利用者が存在する場合において、前5項の目的を達するため前5項に規定する情報が必要になる場合には、当該利用者をして、当社が当該情報を卸事業者等、特定F T T H事業者、協定事業者、請求事業者に通知することをあらかじめ異議なく承諾させるものとします。

第9章 雜則

第34条（利用に係る契約者の義務）

- 1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
 - (1) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
 - (2) サポートサービスの実施に必要な機器、ソフトウェア、ソフトウェアの正規のライセンス又はプロダクトID、並びにサービスの利用IDやパスワード等の設定情報等が用意されていること。
 - (3) サポートサービスの実施に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア又はアプリケ

- ーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコン等へのインストールを承諾すること。
- 2 契約者が、リモートサポート又はオンラインパソコン教室の利用の要請をする場合には、前項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
- (1) リモートサポート及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコン等が使用可能な状態となっていること。
 - (2) サポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコン等に予め本ソフトがインストールされていること。
 - (3) 契約者は当社が発行する電子証明書の受領を承諾し、オペレータの遠隔操作を承諾すること。
 - (4) 契約者のルータ、セキュリティソフト等がオペレータと本ソフトがインストールされたサポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコンの間の IPv6 通信を遮断しないこと。
 - (5) 契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。
- 3 前2項の規定のほか、契約者は次のことを守って頂きます。
- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6) 当社又は特定F T T H事業者等の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10) 本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
 - (11) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 4 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払って頂きます。
- 5 当社又は特定F T T H事業者等は、電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ない場合又は本サービスの提供上必要がある場合、契約者の承諾を得た上で、当該契約者の自宅又は事業所その他同等の場所に作業員を派遣し、作業を行う場合があります。

第35条（設備等の準備）

- 1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するためには必要なパソコン、通信機器、ホクセツ光その他の設備を保持し管理するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するためには必要なホクセツ光の利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第36条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第37条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第38条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第39条（債権の譲渡）

契約者は、当社が、本規約の規定により当社に対して支払いを要することとなった料金を、当社又は特定F T T H事業者等が別に指定する事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、譲渡（請求事業者への再譲渡を含むものとし、以後同様とします。）することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合において、当社、特定F T T H事業者等及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第40条（約款の準用）

本規約に定めのない事項（反社会的勢力の排除を含みますが、これに限られません。）は、約款の規定を準用します。

附則（平成年月日）

（実施期日）

本規約は、2020年1月6日から実施します。

【別紙1（提供時間）】

当社は、専用受付番号にて9:00～21:00（年中無休）の間、本サービスを提供します。

【別紙2（本ソフトの利用環境）】

パソコン	オペレーションシステム	最新の利用条件は、NTT 東日本公式ホームページでご確認ください。 NTT 東日本公式 HP : https://flets.com/osa/remote/s_offer.html
	CPU	
	メモリ	
	HDD	
	LAN	
スマートフォン、タブレット端末		
通信環境		

【注意事項】

- 初期設定の際に当社から発行される証明書の受領を承諾すること
- 電子証明書（※）の発行・受領台数が累計で5台までであること
※ 電子証明書とは、リモートサポート機能を使用する際に、サポート対象のパソコン等を識別するための電子的な証明書です。電子証明書を受領していないパソコン等においてリモートサポート機能は動作しません。

【別紙3（オンラインパソコン教室のカリキュラム）】

本サービスで提供するオンラインパソコン教室のカリキュラム（1カリキュラム概ね30分程度）については、当社が別に定める規定によります。

【別紙4（サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲）】

本サービスの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定する主なサポート対象以外のサポート対象及び詳細については、当社が別に定める規定によります。

また、サポート対象及びサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

1. 機器

(1) 主なサポート対象

- ・光LINKPC、ルータ、IPセットトップボックス、テレビ電話、ひかりホームカメラ（クルリモ）等当社又は特定FTTH事業者等提供機器
- ・パソコン本体、モニタ、キーボード、マウス
- ・ルータ、無線LANポイント、LANカード・ボード、HUB、ロケーションフリー
- ・IPセットトップボックス
- ・スマートフォン、タブレット端末

(2) サポート内容

ホクセツ光・パソコン・テレビ及び家庭内NWとの接続、初期設定、付属マニュアルに記載された基本的操作方法

※スマートフォン及びタブレット端末については、ホクセツ光とのWi-Fi接続設定

2. ソフトウェア

(1) 主なサポート対象

- ・ホクセツ光接続ツール等当社又は特定FTTH事業者等提供ソフトウェア
- ・オペレーションシステム（Windows、MacOS）
- ・ブラウザ・メール
- ・メディアプレーヤ
- ・ウィルス対策

(2) サポート内容

インストール、初期設定、個人での利用を想定した基本的な操作方法

3. サービス

(1) 主なサポート対象

- ・ホクセツ光、ホクセツ光光電話等当社提供サービス
- ・プロバイダサービス（インターネット接続、メール）
- ・その他インターネット上の各種サービス（Webメール、映像配信・交換、音楽ダウンロード等）

(2) サポート内容

サービス概要、申込・契約方法、利用方法概要・活用方法概要

【別紙5（料金表）】

1. 月額料金

500円（税別）

2. オンラインパソコン教室料金

1カリキュラムにつき1,800円（税別）

3. 請求書等の発行に関する料金の額等

(1) 請求書等の発行に関する料金の適用

ア 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料として算定します。

イ 発行手数料は、リモートサポートサービス、ホクセツ光の料金その他の債務の支払い（リモートサポートサービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るもの）を除きます。において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。

区分	発行手数料等の適用
(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。

ウ 次の場合については、(2)（請求書等の発行に関する料金の額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。

- (ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求している場合
- (ウ) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合

(2) 請求書等の発行に関する料金の額

区分	単位	料金額(税別)
発行手数料	1 の請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	100 円

【別紙 6 (本ソフトが取得する情報)】

当社は、契約者の承諾を得て、当社が本サービスをより効果的に提供する上で有用な情報として、以下に規定する本ソフトがインストールされた契約者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を取得します。なお、契約者が承諾しない場合であっても、本サービスの利用には何ら制限はありません。

当社は、契約者から取得した以下の情報については、本規約第 33 条(個人情報の取扱)に従って取り扱います。

1. オペレーションシステムの種類、バージョン
2. クライアント証明書 ID
3. マシン名
4. MAC アドレス
5. ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
6. ハードディスクドライブの空き容量
7. デフォルトブラウザの種類、バージョン
8. デフォルトメールソフトの種類、バージョン
9. CPU 種類、動作周波数
10. メモリ容量
11. ルータの機種、ログインアカウント及びログインパスワード

【別紙 7 (当社が別に定めることとする事項)】

第 10 条(権利の譲渡)における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定項目	定める内容
当社が定めるところ	ホクセツ光回線に係る IP 通信網契約者の指定するところにより、当社が譲受人にそのリモートサポートサービス契約に係る権利の譲渡があった事実について確認することとします。

第 11 条(契約者の地位の承継)における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定項目	定める内容
当社が定めるところ	ホクセツ光回線に係る IP 通信網契約者の指定するところにより、当社が相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人そのリモートサポートサービス契約者の地位の承継があつた事実について確認し、その確認を持って、そのリモートサポートサービス契約者の地位の承継の届出があつたものとみなします。

第 12 条(契約者の氏名等の変更の届出)における当社が別に定めるところは以下の通りです。

規定項目	定める内容

当社が定めるところ	<p>氏名、名称又は住所若しくは居所の変更については、ホクセツ光回線に係る I P 通信網契約者の指定するところにより、当社がリモートサポートサービス契約者にその氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があった事実について確認し、その確認を持って、そのリモートサポートサービス契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったものとみなします。</p> <p>請求書の送付先の変更については、第 12 条第 1 項から第 3 項の規定に準じます。</p>
-----------	--

第 25 条（料金計算の方法等）第 5 項における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定項目	定める内容
当社が定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

別紙 5（料金表）における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定項目	定める内容
当社が定める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・料金等の一括請求（当社が認めるものに限ります。）、一括送付（複数の請求書（または口座振替のお知らせ・領収書）を一括して郵送する取扱いをいいます。）、定期分割（毎月の電話サービスの料金等を複数に分割して請求する取扱いをいいます。）、早期領収証送付（毎月の電話サービスの料金等の請求に係る領収書を通常より早期に送付する取扱いをいいます。）及び点字請求書等通常と異なる方法により請求する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当社が料金月によらず隨時に計算し請求する場合 ・請求書等を再発行する場合 ・リモートサポートサービスに係る請求書又は口座振替通知書において、当社が提供するその他の電気通信サービス等の契約約款等に規定する請求書等の発行に関する料金が適用される場合

▲音声利用 I P 通信網サービス契約約款

実施 2020年1月6日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第4条 外国における取扱いの制限	6
第1章の2 音声利用 I P 通信網サービスの種類	6
第4条の2 音声利用 I P 通信網サービスの種類	6
第2章 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域	6
第5条 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域	6
第3章 契約	6
第6条 契約の単位	6
第7条 接続契約者回線の収容	6
第8条 契約申込の方法	7
第9条 契約申込の承諾	7
第10条 契約者回線番号	7
第11条 請求による契約者回線番号の変更	7
第12条 回線収容部の変更	7
第13条 細目の変更	8
第14条 利用の一時中断	8
第15条 第2種契約に係る利用権の譲渡	8
第16条 第2種契約者が行う第2種契約の解除	8
第17条 当社が行う第2種契約の解除等	8
第17条の2 契約終了時の取扱い	9
第18条 反社会的勢力の排除	9
第19条 その他の提供条件	9
第4章 付加機能	9
第20条 付加機能の提供	9
第21条 付加機能の利用の一時中断	9
第5章 利用中止及び利用停止	9
第22条 利用中止	9
第23条 利用停止	10
第24条 サービスの廃止	10
第6章 通信	10
第25条 相互接続点との間の通信等	10
第26条 通信の切断	11
第27条 通信利用の制限等	11
第28条 通信時間等の制限	11
第29条 通信時間の測定等	11
第30条 國際通信の取扱い地域	11
第31条 契約者回線番号等通知	11
第7章 料金等	12
第1節 料金及び工事に関する費用	12
第32条 料金及び工事に関する費用	12
第2節 料金等の支払義務	12
第33条 基本料金の支払義務	12
第34条 通信料金の支払義務	13

第35条 手続きに関する料金の支払義務	1
第36条 工事費の支払義務	14
第3節 料金の計算等	14
第37条 料金の計算等	14
第4節 割増金及び延滞利息	14
第38条 割増金	14
第39条 延滞利息	15
第5節 債権の譲渡	15
第40条 債権の譲渡	15
第8章 保守	15
第41条 契約者の切分責任	15
第42条 修理又は復旧の順位	15
第9章 損害賠償	16
第43条 責任の制限	16
第44条 免責	16
第10章 雜則	16
第45条 協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結	16
第46条 承諾の限界	17
第47条 利用に係る契約者の義務	17
第48条 利用上の制限	17
第49条 契約者の氏名の通知等	17
第50条 卸事業者等、特定FTTH事業者及び協定事業者からの通知	18
第51条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	18
第52条 協定事業者による音声利用IP通信網サービスに関する料金等の回収代行	19
第53条 電話帳の発行	19
第54条 法令に規定する事項	19
第11章 附帯サービス	19
第55条 附帯サービス	19
附則	19

別記

1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等	20
2 契約者の地位の承継	21
3 契約者の氏名等の変更の届出	22
4 相互接続通信の料金等の取扱い	22
5 電話帳	23
6 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い	23
7 料金明細内訳情報の提供	23
8 端末設備の提供	23
9 情報料回収代行の承諾	24
10 情報料回収代行に係る回収の方法	24
11 情報料回収代行に係る免責	24
12 新聞社等の基準	24
13 他社相互接続通信に係る協定事業者	24
14 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス	25
15 IP電話事業者の電気通信番号	25

16	相互接続通信の接続形態と料金の取扱い	25
17	協定事業者との利用契約の締結	25

料金表

通則	26
第1表 料金	27
第1類 基本料金	27
第2類 通信料金	41
第2表 工事に関する費用	59
基本的な技術的事項	64

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき、この音声利用IP通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより音声利用IP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

（注）本条のほか、当社は、音声利用IP通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

（約款の変更）

第2条 当社は、この約款を変更することができます。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
4 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの
5 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6 卸事業者	特定FTTH事業者の卸電気通信サービスを当社に対して再提供する電気通信事業者
6の2 卸事業者等	卸事業者又は卸事業者が指定する第三者
6の3 特定FTTH事業者	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
6の4 特定FTTH事業者等	特定FTTH事業者及び卸事業者
7 特定約款	特定FTTH事業者等の音声利用IP通信網サービス契約約款

8 音声利用 I P 通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）に規定する電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
9 音声利用 I P 通信網サービス	音声利用 I P 通信網を使用して行う電気通信サービス
9の2 契約約款 等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
10 音声利用 I P 通信網サービス取扱所	(1) 音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
11 所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所	その音声利用 I P 通信網サービスの契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所（当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。）
11の2 取扱所交換設備	音声利用 I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備
12 第2種契約	当社から第2種サービスの提供を受けるための契約
12の2 契約者	当社と第2種契約を締結している者
13 相互接続協定	特定FTTH事業者が特定FTTH事業者以外の電気通信事業者（当社を除きます。）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）
13の2 相互接続点	相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
14 接続契約者回線	音声利用 I P 通信網と相互に接続する電気通信回線（別記1に定めるものとします。）であって、専ら第2種サービス（メニュー3に係るものに限ります。）の利用のために設置されるもの
14の2 利用回線	別記1の(2)及び(3)に定める電気通信回線であって、音声利用 I P 通信網サービスに係るもの
14の3 接続契約者回線等	(1) 接続契約者回線 (2) 利用回線 (3) 特定FTTH事業者が必要により設置する電気通信設備
15 回線収容部	接続契約者回線を収容するために特定FTTH事業者が設置する電気通信設備

16 端末設備	接続契約者回線等の一端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
17 サービス接続点	特定F T T H事業者が特定約款に定めるサービス接続点
18 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
19の2 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
20 協定事業者	特定F T T H事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
20の2 リルーティング通信等	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、音声利用IP通信網内で接続する通信
21 相互接続通信	相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等（サービス接続点を介して行われるものも含みます。）
22 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
23 事業者変更	(1) 特定F T T H事業者と音声利用IP通信網サービスに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供する音声利用IP通信網サービス（以下「他の事業者の音声利用IP通信網サービス」といいます。）から、当社が提供する音声利用IP通信網サービスに移行すること。 (2) 当社が提供する音声利用IP通信網サービスから他の事業者の音声利用IP通信網サービス、若しくは特定F T T H事業者が音声利用IP通信網サービス契約約款により利用者に提供するIP通信網サービスに移行すること。
24 転用	特定F T T H事業者のIP通信網サービスから当社のIP通信網サービスに移行すること。

2 前項に規定するほか、「契約者回線等」の定義は、特定約款に規定する「契約者回線等」の意味に相当するものとし、音声利用IP通信網サービスの提供にあたり、特定約款における「契約者回線等」に係る規定に準じて、契約者回線等についての取り扱いを行うものとします。

（外国における取扱いの制限）

第4条 音声利用IP通信網サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第1章の2 音声利用IP通信網サービスの種類等

（音声利用IP通信網サービスの種類等）

第4条の2 音声利用IP通信網サービスは、特定F T T H事業者等のサービス卸を利用して提供します。

2 音声利用IP通信網サービスは、特定F T T H事業者等の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

3 音声利用IP通信網サービスには、料金表に規定する通信又は保守の態様による品目及び細目があります。

第2章 音声利用IP通信網サービスの提供区域

(音声利用IP通信網サービスの提供区域)

第5条 当社の音声利用IP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに1の第2種契約を締結します。この場合、契約者は、1の第2種契約につき、1人に限ります。

(接続契約者回線の収容)

第7条 特定FTTH事業者は、特定FTTH事業者が指定する音声利用IP通信網サービス取扱所の1の回線収容部に1の接続契約者回線を収容します。

2 特定FTTH事業者は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(注) 特定FTTH事業者は、本条の規定によるほか、第42条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、他の音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(契約申込の方法)

第8条 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第2種サービスの細目

(2) 接続契約者回線の終端の場所又は利用回線の契約者回線番号

(3) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第9条 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合又はその他当社が不適切と認める場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第2種契約の申込みをした者が、その第2種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(2) 第2種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 第2種契約の申込みをした者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(5) 第47条(利用に係る契約者の義務)又は第48条(利用上の制限)の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者回線番号)

第10条 第2種サービスの契約者回線番号は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに当社又は特定FTTH事業者等が定めます。

2 契約者は、接続契約者回線に係る終端の場所又は利用回線の契約者回線番号について変更の申込みを行うときは、その内容について契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に届け出でていただきます。

3 前項の届出又は利用回線の移転等により、その回線収容部又は利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社又は特定FTTH事業者等は、その変更を行います。

4 前項に規定するほか、当社又は特定FTTH事業者等は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種サービスの契約者回線番号を変更することができます。

5 当社は、特定FTTH事業者等から第2種サービスの契約者回線番号の変更について通知を受けた場合には、契約者にその内容を通知します。

(注) 当社又は特定FTTH事業者等は、本条の規定によるほか、第42条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、第2種サービスの契約者回線番号を変更することができます。

(請求による契約者回線番号の変更)

第11条 契約者は、迷惑電話（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）又は間違い電話（現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。）を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、所属音声利用IP通信網サービス取扱所に対し当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、当社又は特定FTTH事業者等の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

(回線収容部の変更)

第12条 第10条（契約者回線番号）第2項に規定する届出により、その接続契約者回線について他の音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、特定FTTH事業者は、その変更を行います。

ただし、第9条（契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

(細目の変更)

第13条 契約者は、当社が別に定めるところにより細目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第14条 当社は、契約者から請求があったときは、第2種サービスの利用の一時中断（その回線収容部及び契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(第2種契約に係る利用権の譲渡)

第15条 第2種契約に係る利用権（契約者が契約に基づいて音声利用IP通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社及び特定FTTH事業者等の承認を受けなければその効力を生じません。

- 2 第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 第2種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務（第34条（通信料金の支払義務）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

(契約者が行う第2種契約の解除)

第16条 契約者は、第2種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用IP通信網サービス取扱所に書面により通知するものとします。

(当社が行う第2種契約の解除等)

第17条 当社は、第23条（利用停止）の規定により第2種サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種契約を解除することができます。

- 2 当社は、契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種サービスの利用停止をしないでその第2種契約を解除することができます。

- 3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その第2種契約を解除することができます。

(1) 利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、第2種サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。

(2) 利用回線の移転等により音声利用IP通信網サービスの提供区域外となったとき。

(3) 契約者とその第2種契約に係る接続契約者回線等について当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

(4) 第2種契約又はその他当社との他の契約にあたって事実に反する記載ないし申し出を行ったことが判明したとき。

(5) 第10条（契約者回線番号）第2項、別記2又は3の規定に違反したとき又はその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

(6) 契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第40条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。

4 利用回線に係る電気通信サービスについての契約が解除され又はその他事由の如何を問わず終了した場合には、第2種契約は、通知その他何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。

5 当社が第2種契約を提供するために必要な当社と卸事業者との間の契約が終了したとき、その他理由のいかんを問わず、卸事業者から、特定約款に基づくサービスの提供を受けられなくなったときは、第2種契約は、何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。この場合、当社は、契約者に対して、当該終了の事実を事後的に通知するものとします。

（契約終了時の取扱い）

第17条の2 契約者は、事由の如何を問わず当社及び卸事業者との間の契約が終了し又は当社が音声利用IP通信網サービスを廃止しようとする場合には、当社又は卸事業者等が契約者に対し、卸事業者等が提供する音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込みを勧誘等することがあることを予め承認します。

（反社会的勢力の排除）

第18条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不當に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

①当社に対する暴力的な要求行為

②当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③当社に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。（その他の提供条件）

第19条 第2種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 付加機能

（付加機能の提供）

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表第1類（基本料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社又は特

定F T T H事業者等の業務の遂行上支障があるとき又はその契約者が警察機関から当社に対して特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。）に関与したとして付加機能の提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と同一の者であるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

（付加機能の利用の一時中断）

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第5章 利用中止及び利用停止

（利用中止）

第22条 当社は、次の場合には、音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定F T T H事業者等の電気通信設備の保守上、工事上又は音声利用 I P 通信網サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
 - (2) 特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社又は特定F T T H事業者等が認めたとき。
 - (3) 第27条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (4) 利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。
- 2 当社は、特定F T T H事業者等から前項の規定による音声利用 I P 通信網サービスの利用の中止について通知を受けた場合には、契約者に当社が別に定める方法によりその旨をお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
- 3 第1項に規定する場合のほか、音声利用 I P 通信網サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その音声利用 I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。

（利用停止）

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（音声利用 I P 通信網サービスに係る料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間又は第5号に該当するときは警察機関から当社に対して利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間（警察機関から当社に対して、当該付加機能の利用を停止する期間を延長する旨の要請があつた場合又は特別の事情がある場合は、利用を停止する期間が6か月を超える、警察機関から当社に対して、利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間とします。））、その音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第40条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
- (2) 契約者が当社と締結している又は締結していた他の契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第40条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
- (3) 接続契約者回線を第2種サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めたとき。
- (4) 第47条（利用に係る契約者の義務）又は第48条（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 契約者が当社と契約を締結している音声利用 I P 通信網サービスについて、警察機関から当社に対して、特殊詐欺に利用されたとして、その音声利用 I P 通信網サービスに係る付加機能の利用を停止する旨の要請があつたとき。なお、利用を停止する前の電気通信番号と利用できない状態の解消を行つた後の電気通信番号が異なる場合があります。
- (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であつて音声利用 I P 通信網サービスに関する当社又は特定F T T H事業者等の業務の遂行又は当社又は特定F T T H事業者等の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用 I P 通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(サービスの廃止)

第 24 条 当社は、当社又は特定 F T T H 事業者等の事情等により、音声利用 I P 通信網サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により音声利用 I P 通信網サービスを廃止するときは、あらかじめ相当な期間をおいて、その旨を契約者に通知します。この場合において、当社は音声利用 I P 通信網サービスの廃止に関し、契約者に対して一切の責任を負わないものとします。

第 6 章 通信

(相互接続点との間の通信等)

第 25 条 相互接続通信は、相互接続協定に基づき当社又は特定 F T T H 事業者等が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、特定 F T T H 事業者が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(注) 特定 F T T H 事業者が別に定めた通信は、特定約款に定めるところによります。

(通信の切断)

第 26 条 当社は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 15 条第 2 項及び第 15 条の 2 第 3 項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することができます。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

(通信利用の制限等)

第 27 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社又は特定 F T T H 事業者等がこれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）を行うことがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記12に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 前 2 項に規定するほか、契約者は、当社、特定 F T T H 事業者等又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、その音声利用 I P 通信網サービスを利用できないことがあります。

(通信時間等の制限)

第28条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

(通信時間の測定等)

第29条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2類（通信料金）に定めるところによります。

(国際通信の取扱い地域)

第30条 国際通信の取扱い地域は、料金表第1表第2類（通信料金）に定めるところによります。

(契約者回線番号等通知)

第31条 接続契約者回線等から契約者回線等への通信については、その接続契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
 - (2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信（当社又は特定F T T H事業者等が別に定める方法により行う通信を除きます。）
 - (3) その他当社又は特定F T T H事業者等が別に定める通信
- 2 第1項の規定により、その接続契約者回線等の契約者回線番号を着信先の接続契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。
- 3 当社又は特定F T T H事業者等は、前2項にかかわらず、接続契約者回線等から、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び接続契約者回線等に係る終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします。）の場所を、その着信先の機関へ通知することができます。
- ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。
- 4 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- (注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。
- (注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。
- (注3) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第32条 当社が提供する音声利用I P通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する音声利用I P通信網サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する音声利用I P通信サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第33条 契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用I P通信網サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその

廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1類(基本料金)に規定する基本料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により音声利用IP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。ただし、第23条(利用停止)第1項第5号で定める場合は、この限りではありません。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用IP通信網サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区分	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合又は接続契約者回線に係る電気通信サービスに起因する場合を除きます。)に、そのことを当社及び特定FTTH事業者等が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社及び特定FTTH事業者等が知った時刻以後の利用できなかつた時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用IP通信網サービスについての料金
2 当社又は特定FTTH事業者等の故意又は重大な過失によりその音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社及び特定FTTH事業者等が知った時刻以後の利用できなかつた時間について、その時間に対応するその音声利用IP通信網サービスについての料金
3 回線取容部の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更、利用回線の変更若しくは移転又は第2種サービスに係る接続契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、音声利用IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により音声利用IP通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。)。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用IP通信網サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。(通信料金の支払義務)

第34条 契約者は、接続契約者回線等から接続契約者回線等へ行った通信(その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2類(通信料金)の規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2 相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社、特定FTTH事業者等又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社、特定FTTH事業者等又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取

扱いについては、相互接続協定に基づき当社又は特定F T T H事業者等が別に定めるところによります。

3 前2項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表第1表第1類（基本料金）又は同表第2類（通信料金）に別段の定めがある場合はその定めるところによります。

4 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2類に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（注）本条に規定する当社が別に定めるところは、別記4及び別記13から別記16に定めるところによります。

（手続きに関する料金の支払義務）

第35条 契約者は、音声利用I P通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3類（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第36条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 特定約款に規定する音声利用I P通信網サービスの転用により、新たに当社と第2種契約を締結することになる契約者（以下「転用契約者」といいます。）は、転用前の契約者回線等の設置又は移転に係る工事に関する費用についての分割支払金の残余の期間の債務（以下「工事費残債」といいます。）がある場合には、卸事業者が工事費残債を引き受けることを異議なく承諾するものとし、以後、当社に対して、当社が定める方法により、当社が卸事業者に支払済の工事費残債相当額（以下「引受後工事費残債」といいます。）を弁済するものとします。

4 転用契約者は、前項に規定するほか、特定約款に規定する音声利用I P通信網サービスからの転用により、卸事業者と特定F T T H事業者との間の契約に基づき卸事業者が負担することになる債務（転用前の契約者回線の設置に係る工事に関する費用の割引に関し、約定契約期間経過前に解約されたことに伴い発生する違約金その他の債務及び当該転用に伴う品目又は細目の変更に係る工事費の支払債務等を含みます。）と同額の債務（以下「解約違約金等債務」といいます。）を、卸事業者が定める方法により弁済することを異議なく承諾するものとし、以後、当社に対して、当社が定める方法により、当社が卸事業者に支払済の解約違約金等債務相当額を支払うものとします。

5 前2項の適用を受ける契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、前2項に規定する債務について期限の利益を失い、当社又は当社が指定する者に対して、直ちに未払いの当該債務の全額を弁済するものとします。

（1） 第2種契約が解除されたとき

（2） 契約者が次のいずれかに該当したとき。

① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

② 差押、仮差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。

③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあったとき。

6 当社が提供する音声利用I P通信網サービスから事業者変更する契約者は、事業者変更前の契約者回線の設置又は移転に係る工事に関する費用についての分割支払金の残余の期間の債務がある場合には、当社が定める期日までに当該債務相当額を一括して支払うものとします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第37条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

(注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記6に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第38条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第39条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に当該支払期日に係る債務全額の支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 第40条（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第5節 債権の譲渡

(債権の譲渡)

第40条 契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなった料金債務、引受後工事費残債その他の債務に係る債権を、当社又は特定FTTH事業者等が別に指定する事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、譲渡（請求事業者への再譲渡を含むものとし、以後同様とします。）することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合において、当社、特定FTTH事業者等及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第8章 保守

(契約者の切分責任)

第41条 契約者は、音声利用IP通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社又は特定FTTH事業者等は、音声利用IP通信網サービス取扱所その他必要な場所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社又は特定FTTH事業者等は、前項の試験により特定FTTH事業者が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社又は特定FTTH事業者等の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

4 当社又は特定FTTH事業者等は、電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ない場合又は音声利用IP通信網サービスの提供上必要がある場合、契約者の承諾を得た上で、当該契約者の自宅又は事業所その他同等の場所に作業員を派遣し、作業を行う場合があります。

(修理又は復旧の順位)

第42条 特定FTTH事業者は、特定FTTH事業者の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第27条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧するものとします。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により

特定F T T H事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記12に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社又は特定F T T H事業者等は、特定F T T H事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第43条 当社は、音声利用I P通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社、特定F T T H事業者等又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、その音声利用I P通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社及び特定F T T H事業者等が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、音声利用I P通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社及び特定F T T H事業者等が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用I P通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- (1) 料金表第1表第1類（基本料金）に規定する基本料金
- (2) 料金表第1表第2類（通信料金）に規定する通信料金（音声利用I P通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1類に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用I P通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たり

の平均通信料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第44条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担せず、その他何ら責任を負わないものとします。

第10章 雜則

(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

第45条 契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承認を受けた者（以下この条において「契約者等」といいます。）は、別記17に定める協定事業者（事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記17に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第46条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社又は特定F T T H事業者等の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合において、当社は、特定F T T H事業者等からその理由の通知を受けたときは、当該理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第47条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 特定F T T H事業者が設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損傷し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りではありません。

(2) 接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は音声利用I P通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 当社又は特定F T T H事業者等が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、特定F T T H事業者が設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) 特定F T T H事業者が設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただきます。

(利用上の制限)

第48条 契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し又は他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者の氏名の通知等)

第49条 契約者は、卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者（その契約者と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所、契約者回線番号その他必要な情報を、その卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。

- 2 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 3 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（特定F T T H事業者が定める電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社又は特定F T T H事業者等が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについてあらかじめ異議なく同意するものとします。
- 4 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が氏名・住所等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用I P通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 5 契約者は、当社が、第40条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第23条（利用停止）の規定に基づきその音声利用I P通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 6 契約者は、当社が第40条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその音声利用I P通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 7 契約者は、音声利用I P通信網サービスを現実に利用する従業者その他の利用者が存在する場合において、前6項の目的を達するため前6項に規定する情報が必要になる場合には、当該利用者をして、当社が当該情報を卸事業者等、特定F T T H事業者、協定事業者、請求事業者に通知することをあらかじめ異議なく承諾させるものとします。
- 8 契約者は、当社が別に定める携帯・自動車電話事業者（ただし、当社又は契約者が契約を締結しているものに限ります。）から請求があった場合、又は事業者変更の変更先事業者から請求があった場合は、当社がその携帯・自動車電話事業者又は変更先事業者に、契約者の氏名、住所等の情報を開示することについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 9 契約者は、第23条（利用停止）第1項第5号で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等を、警察機関に通知する場合があることについて、同意するものとします。

(卸事業者等、特定F T T H事業者及び協定事業者からの通知)

第50条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、卸事業者等、

特定F T T H事業者及び協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

2 契約者は、音声利用 I P通信網サービスを現実に利用する従業者その他の利用者が存在する場合において、前項の目的を達するため前項に規定する情報が必要になる場合には、当該利用者をして、当社が卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者から当該情報の通知を受けることについてあらかじめ異議なく承諾させるものとします。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第51条 当社、卸事業者等又は特定F T T H事業者は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社又は特定F T T H事業者等が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社、卸事業者等又は特定F T T H事業者の請求書により請求し、回収する取扱いを行なうことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社、卸事業者等又は特定F T T H事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社、卸事業者等又は特定F T T H事業者が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社、卸事業者等又は特定F T T H事業者は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による音声利用 I P通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第52条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者（当社又は特定F T T H事業者等が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行なうことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金、工事に関する費用、引受後工事費残債その他の債務の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
 - (2) その契約者の申出について卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者が承諾するとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者が請求した料金、工事に関する費用、引受後工事費残債その他の債務について、その契約者が卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその卸事業者等、特定F T T H事業者又は協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いは廃止します。

(電話帳の発行)

第53条 特定F T T H事業者は、別記5に定めるところにより、電話帳の発行を行ないます。

(法令に規定する事項)

第54条 音声利用 I P通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第55条 音声利用 I P通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記7から11に定めるところによります。

附則

この改正規定は、令和元年10月15日から実施します。

別記

1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等

(1) 第2種サービス（メニュー3に係るものに限ります。）について、接続契約者回線に係る電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャネル数の上限並びに終端の場所として指定することができる区域は以下のとおりとします。この場合において、第2種サービスの提供区域は、接続契約者回線の終端とすることができる区域とします。

電気通信サービス		取扱いの単位	チャネル数 の上限	終端の場所とするこ とが出来る区域	
名 称	品目等			終端のう ち回線收 容部に收 容される もの	終端のう ち左記以 外のもの
特定F T T H事 業者が定めるL A N型通信網サ ービス契約約款 に規定する第3 種サービス	1Mb/s	左記の電気通信サービス に係る契約者回線の品目 が同一である2の契約者 回線であって、互いの契 約者回線のみが通信相手 先となるものを1の接続 契約者回線として取り扱 います。ただし、複数の 論理回線（本欄に規定す る2の契約者回線上に設 定された論理的な電気通 信回線をいいます。以下 この表において同じとし ます。）について、1の論 理回線ごとに1の回線收 容部へ収容する場合は、 1の論理回線を1の接続 契約者回線とみなして取 り扱います。	左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに2チャ ネルまで	当社が別 に定める 音声利用 I P通信 網サービ ス取扱所	当社が別 に定める 区域
	10Mb/s	左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに23チャ ネルまで			
	100Mb/ s	左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに235チ ャネルまで			
	1Gb/s	左記の電気 通信サービ スに係る契 約者回線ご とに600チ ャネルまで			
備考					
<p>1 上記の2の契約者回線（複数の論理回線について、1の論理回線ごとに1の回線收容部へ収容する場合は、論理回線が設定されたそれぞれの契約者回線とします。）は、同一の都道府県の区域内に設置されたものとします。</p> <p>2 その電気通信サービスの態様又は提供条件について、音声利用I P通信網サービスの提供に支障が生じないことを当社及び特定F T T H事業者等が認めるものに限ります。</p>					

(2) 第2種サービス（タイプ1に係るものに限ります。）について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービス	取扱いの単位	その電気通信サービス
----------	--------	------------

名 称	品目等		を利用回線とする第2種サービスの提供区域
I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（ホクセツ光ファミリータイプに係るものに限ります。）	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取り扱います。	当社が別に定める区域
I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（ホクセツ光マンションタイプに係るものに限ります。）	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取り扱います。	当社が別に定める区域

(3) 第2種サービス（タイプ2に係るものに限ります。）について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャネル数の上限並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービス		取扱いの単位	チャネル数の上限	その電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域
名 称	品目等			
当社が定めるI P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（ホクセツ光ファミリーに係るものに限ります。）	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに32チャネルまで	当社が別に定める区域
	200Mb/s			
	1Gb/s			
当社が定めるI P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（ホクセツ光マンションに係るものに限ります。）	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに8チャネルまで	当社が別に定める区域
	200Mb/s			
	1Gb/s			

(4) 当社の音声利用I P通信網サービスの提供区間は、次の区間とします。

ア 回線収容部と回線収容部（特定FTTH事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。以下において同じとします。）又は相互接続点との間

イ サービス接続点と回線収容部、サービス接続点（I P通信網とのサービス接続点に限ります。）、利用回線（その利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するホクセツ光における提供の形態による細目がII型のI P通信網サービスであるものに限ります。以下において同じとします。）又は相互接続点との間

ウ 利用回線と回線収容部、利用回線又は相互接続点との間

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属音声利用I P通信網サービス取扱所に届け出なければならないものとします。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（接続契約者回線等に係る契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者）を当社に対する代表者と定め、これを届け出なければならないものとします。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの任意の1

人を代表者として取り扱うことができるものとします。

(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、契約者の地位の承継において届出がないときは、当社は、その契約に係る接続契約者回線等の契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出があつたものとみなします。

3 契約者の氏名等の変更の届出

(1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用IP通信網サービス取扱所に届け出なければならないものとします。

ただし、その変更があつたにもかかわらず所属音声利用IP通信網サービス取扱所に届出がないときは、第17条（当社が行う第2種契約の解除）、及び第23条（利用停止）に規定する通知その他の通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行つたものとみなします。

(2) (1)の届出があつたときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類の提示を求めることがあり、契約者は当該求めに応じて当該証明書類を当社に対して提示しなければならないものとします。

4 相互接続通信の料金等の取扱い

(1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。

ア 国内通信に係る相互接続通信は、当社又は特定FTTH事業者等が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。

イ 國際通信に係る相互接続通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようする旨の請求があつた場合は、当社がその契約者の契約者回線番号等を特定FTTH事業者等に通知し、当社又は特定FTTH事業者等がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知して、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。

(2) 別記16（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信（(4)から(7)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記16に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記16に定めるところによるものとします。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第1表第1類（基本料金）、同表第2類（通信料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとします。

(3) (2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従つてその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社又は特定FTTH事業者等は、その譲渡を承諾します。

(4) 別記16に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記13に規定する中継事業者若しくは無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る相互接続通信については、当社又は特定FTTH事業者等が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア ウ以外の場合であつて、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る他社相互接続通信については、当社又は特定FTTH事業者等が別に定めるものに限ります。以下この別記4において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社又は特定FTTH事業者等が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記16に定めるところによります。

イ ウ以外の場合であつて、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。

その相互接続通信の料金は、当社又は特定FTTH事業者等が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記16に定めるところによります。

ウ 無線呼出し事業者が設置する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定

する電気通信番号により識別されるものに係る他社相互接続通信を伴って行われる通信のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社又は特定F T T H事業者等が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記16に定めるところによります。

(5) 別記16に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記13に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（当社又は特定F T T H事業者等が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社又は特定F T T H事業者等は、その譲渡を承諾します。

(6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は当社又は特定F T T H事業者等が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社又は特定F T T H事業者等の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う音声利用I P通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社又は特定F T T H事業者等が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社又は特定F T T H事業者等が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

(7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア イ以外のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社又は特定F T T H事業者等が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記16に定めるところによります。

5 電話帳

(1) 特定F T T H事業者は、特定F T T H事業者が定める電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載することができます

(2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、特定F T T H事業者の定めるところに従うものとします。

(3) 契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要するものとします。

6 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第33条（基本料金の支払義務）から第36条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要するものとします。

7 料金明細内訳情報の提供

当社は、あらかじめ契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。）に登録した電子データにより提供します。

8 端末設備の提供

(1) 当社又は特定F T T H事業者等は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、

端末設備を提供します。

- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払わなければならないものとします。

9 情報料回収代行の承諾

契約者は、有料情報サービス(音声利用IP通信網サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社又は特定FTTH事業者等によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者(以下「情報提供者」といいます。)に支払う当該サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)を、当社又は特定FTTH事業者等がその情報提供者の代理人として回収することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

10 情報料回収代行に係る回収の方法

(1) 当社は、別記9(情報料回収代行の承諾)の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その契約者に請求します。この場合、その利用に係る第2種サービス又は第3種サービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。

(2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社又は特定FTTH事業者等の機器により計算します。

11 情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

12 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業社	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

13 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 端末系事業者	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者(西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。)
3 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信(別記14(携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス)に規定するものに限ります。)を提供する電気通信事業者
4 PHS事業	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者

5 無線呼出し事業	無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者
6 I P電話事業	電気通信番号規則別表第1 第10号に規定する電気通信番号（別記15（I P電話事業者の電気通信番号）に規定するものに限ります。）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

14 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

区分	電気通信サービス
グループ1-A	当社が別に定める電気通信サービス
グループ1-B	当社が別に定める電気通信サービス
グループ1-D	当社が別に定める電気通信サービス

15 I P電話事業者の電気通信番号

区分	使用される電気通信番号
グループ2-A	当社が別に定める番号
グループ2-B	当社が別に定める番号
グループ2-C	当社が別に定める番号

16 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

特定F T T H事業者が特定約款にて定める取扱い（この約款制定時において、東日本電信電話株式会社の音声利用I P通信網サービス契約約款の別記15（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）及び西日本電信電話株式会社の音声利用I P通信網サービス契約約款の別記16（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）。ただし、これらの内容又は規定箇所に変更があったときは、変更後の内容又は規定箇所における接続契約者回線等をホクセツ光に読み替えたものに準じます。

17 協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる協定事業者	締結する利用契約
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金（料金表第1表第1類第2の2-4（請求書等の発行に関する料金の額）を除きます。）のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に音声利用IP通信網サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に音声利用IP通信網サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始等）があり、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日にチャネル数の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第33条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第33条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することができます。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することができます。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(前受金)

- 9 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第33条（基本料金の支払義務）の規定から第36条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

(注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 基本料金

第1 削除

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

区分	内 容												
(1) 第2種サービスの細目に係る料金の適用等	<p>ア 当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) 通信の態様による区別</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>タイプ1</td><td>タイプ2以外のもの</td></tr><tr><td>タイプ2</td><td>付加機能を利用することなく高音質通話（当社が別に定めるものとします。以下同じとします。）を利用することができるもの</td></tr></tbody></table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">当社は、技術上又は業務の遂行上、タイプ1からタイプ2へ細目の変更を行う場合があります。当社は、1の規定により細目を変更しようとするときは、あらかじめそのことを第2種契約者に通知します。発信者（タイプ2の契約者に限ります。）は、通信を行う場合において、その通信に係る通信種別（音声その他の音響、映像又は符号の区別をいいます。以下同じとします。）、1のチャネルにおける同時通信数又は伝送速度（以下「通信種別等」といいます。）を指定するものとします。タイプ2の契約者は、通信中に、発信者又は着信者の指定により、その通信に係る通信種別等を変更することができます。この備考の3又は4の場合において、その通信種別等による通信を通信相手先が拒否しない場合に限りその通信を行なうことができます。 <p>(イ) 基本機能又は上限チャネル数の態様による区別</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>メニュー ー1</td><td>メニュー 1-1</td><td>同時に2チャネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの</td></tr></tbody></table>		区 別	内 容	タイプ1	タイプ2以外のもの	タイプ2	付加機能を利用することなく高音質通話（当社が別に定めるものとします。以下同じとします。）を利用することができるもの	区 別	内 容	メニュー ー1	メニュー 1-1	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの
区 別	内 容												
タイプ1	タイプ2以外のもの												
タイプ2	付加機能を利用することなく高音質通話（当社が別に定めるものとします。以下同じとします。）を利用することができるもの												
区 別	内 容												
メニュー ー1	メニュー 1-1	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであって、メニュー1-2以外のもの											

	メニュー 1－2	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであって、基本機能として、2(料金額)2－2(付加機能使用料)に規定する通信中着信機能、着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能、迷惑電話おことわり機能及び着信情報送信機能に相当する機能を有するもの	
	メニュー2	同時に8チャネルまでの通信が可能なものであって、メニュー3以外のもの	
	メニュー3	基本機能として、2(料金額)2－2(付加機能使用料)に規定する着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能及び迷惑電話おことわり機能の個別着信応答機能に相当する機能を有するもの	
備考			
<p>1 メニュー3については、タイプ2のものに限り提供します。</p> <p>2 基本機能として、メニュー1又はメニュー3にあっては1チャネル、メニュー2にあっては3チャネルによる通信が可能です。</p> <p>3 メニュー1－2又はメニュー3については、その第2種契約について、通信の料金明細内訳を当社が別に定める方法により記録している場合に限り提供します。</p> <p>4 メニュー1－2又はメニュー3が有する各機能の提供条件(料金に関するものを除きます。)については、各機能に相当する付加機能の提供条件に準じます。</p> <p>5 メニュー1－2に係る着信転送機能及び着信情報送信機能に相当する機能は、1の契約者回線番号又は追加番号について、メニュー3に係る着信転送機能に相当する機能は、契約者回線番号及び全ての追加番号について利用することができます。</p> <p>6 メニュー1－2に係る迷惑電話おことわり機能に相当する機能は、1の登録応答装置について、メニュー3に係る迷惑電話おことわり機能に相当する機能は、全ての登録応答装置について利用することができます。</p> <p>7 メニュー1－2に係る第2種契約者は、通信中着信機能に相当する機能について、利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>8 タイプ1のメニュー1－2に係る第2種契約において、同時通信機能又は映像通信機能を利用する場合は、通信中着信機能に相当する機能を利用できません。</p> <p>9 メニュー1－2に係る第2種契約において、ファクシミリ通信蓄積機能を利用している場合は、着信転送機能に相当する機能を利用できません。</p> <p>10 メニュー1－2に係る第2種契約者は、第2類(通信料金)に定めるところにより、基本通信料の支払いを要しま</p>			

	<p>す。</p> <p>11 メニュー3に係る第2種契約者は、第2類（通信料金）に定めるところにより、定額通信料の支払いを要します。</p>								
	<p>イ 当社が別に定める場合は、料金月の初日以外の日において、メニュー間の変更を行うことができません。</p>								
(2) ユニバーサルサービス料の適用	<p>2-3に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する第2種サービス又は付加機能の提供を受けている第2種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>電気通信番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種サービス</td><td>契約者回線番号</td></tr> <tr> <td>番号情報送出機能（追加番号）</td><td>追加番号</td></tr> <tr> <td>着信課金機能（通話料着信者負担サービス）</td><td>着信課金番号</td></tr> </tbody> </table>	区分	電気通信番号	第2種サービス	契約者回線番号	番号情報送出機能（追加番号）	追加番号	着信課金機能（通話料着信者負担サービス）	着信課金番号
区分	電気通信番号								
第2種サービス	契約者回線番号								
番号情報送出機能（追加番号）	追加番号								
着信課金機能（通話料着信者負担サービス）	着信課金番号								
(3) 請求書等の発行に関する料金の適用	<p>ア 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料とします。</p> <p>イ 発行手数料は、第2種サービスの料金その他の債務の支払い（第2種サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。）において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>発行手数料の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行手数料</td><td>請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区分	発行手数料の適用	発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。				
区分	発行手数料の適用								
発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。								

2 料金額

2-1 基本額

(1) 基本料

月額

区分	単位	料金額(税別)
メニュー1に係るもの	メニュー1-1に係るもの	1利用回線ごとに 500円
	メニュー1-2に係るもの	1利用回線ごとに 1,020円 (メニュー1-1に 係る料金額に相当する額を含みます。)
メニュー2に係るもの	1利用回線ごとに	1,300円

メニュー3に係るもの	1回線収容部又は 1利用回線ごとに	700円 (メニュー1-1に 係る料金額に相当す る額を含みます。)
------------	----------------------	---

2-2 付加機能使用料

区分	単位	料金額(月額)(税別)
番号情報送出機能 (追加番号)	その接続契約者回線等に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号(第2種契約者からの請求により当社がその回線収容部又は利用回線に付与した契約者回線番号以外の番号をいいます。以下同じとします。)の情報を、その接続契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能	1追加番号ごとに 100円
	備考 1 第2種契約者は、当社又は特定FTTH事業者等が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。 2 1の回線収容部又は1の利用回線に付与することができる追加番号の数は、メニュー1のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては31以内、メニュー3のものにあっては6,999以内とします。 3 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。	
通信中着信機能 (着信通知サービス)	通信中に他から着信があることを知らせ、その利用回線(メニュー1に係るものに限りません。)に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようとする機能	1利用回線ごとに 300円
	備考 この機能が提供されている第2種契約について、通信中に高音質通話又は映像若しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に係る通信の利用が一部制限されることがあります。	
着信転送機能 (電話転送サービス)	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合(通信中に他から着信があった場合を含みます。)その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限ります。)から着信する通信のみを、応答前に、第2種契約者が指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに 500円

	備考	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。</p> <p>4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>5 第2種サービス（タイプ2に限ります。）において、本機能を利用してい場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p>			
発信電話番号受信機能 (発信者番号表示サービス)	基本機能	<p>この機能を利用する利用回線へ通知される発信電話番号等（特定FTTH事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社又は特定FTTH事業者等が別に定める番号等をいいます。）を受信することができる機能</p>	ア メニュー1 に係る もの	1 利用回線ごとに 400円	
	追加機能	<p>非通知着信拒否サービス発信電話番号通知要請機能</p> <p>この機能を利用する利用回線へ発信電話番号等が通知されない通信（通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信（当社又は特定FTTH事業者等が別に定める方法により行う通信を除きます。）その他発信者がその発信電話番号等を通知しない通信に限ります。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能</p>	イ メニュー2 に係る もの	1 利用回線ごとに 1,200円	
	備考	<p>ア メニュー1 に係る もの</p> <p>イ メニュー2 に係る もの</p>			
		<p>1 利用回線ごとに 200円</p> <p>1 利用回線ごとに 600円</p> <p>当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p>			

着信拒否登録サービス	<p>迷惑電話を防止したい旨の申出があった第2種契約者のために、登録応答装置（その第2種契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社又は特定F T T H事業者等が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に對しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、音声利用I P通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能</p>	1 登録応答装置ごとに	200円	
備考	<p>1 この機能には、次の区分があります。</p> <p>ア 個別着信応答（1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用するもの）</p> <p>イ 共同着信応答（複数の契約者回線番号又は追加番号において、1の登録応答装置を利用するもの）</p> <p>2 1に規定するイの区分は、メニュー1又はメニュー2のものに限り提供します。</p> <p>3 第2種契約者は、1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用させていただきます。</p> <p>4 1の登録可能番号装置に登録できる契約者回線番号又は追加番号（以下「登録可能番号数」といいます。）は、30以内とします。</p> <p>5 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。</p> <p>6 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に對しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>7 当社又は特定F T T H事業者等は、当社又は特定F T T H事業者等の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することができます。</p> <p>8 当社は、この機能を利用している第2種契約について、利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話おことわり機能を廃止します。</p> <p>9 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に對しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
同時通信機能（複数チャネルサービス）	1の回線収容部又は1の利用回線において同時に通信できるチャネルの数を追加することができる機能	<p>下記以外のもの</p> <p>メニュー1に係るもの（利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するもの。）</p> <p>メニュー3に係るもの</p>	<p>追加する1のチャネルごとに</p> <p>追加する1のチャネルごとに</p> <p>追加する1のチャネルごとに</p>	<p>400円</p> <p>200円</p> <p>600円</p>

	備考	1 同時通信機能の提供を受けている第2種契約者は、その回線収容部又は利用回線において、IP通信網サービス契約約款に規定する帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、同時通信機能を利用した通信を行うことができません。 2 利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。		
着信情報送信機能 (着信お知らせメールサービス)	備考	その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者があらかじめ登録した番号（当社が別に定めるものに限ります。）からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを第2種契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能	1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに	100円
	備考	1 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。 2 当社又は特定FTTH事業者等は、当社又は特定FTTH事業者等が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等（特定FTTH事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社又は特定FTTH事業者等が別に定める番号等をいいます。）、着信があった契約者回線番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。 3 第2種契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。 4 当社は、第43条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		
faxお知らせメール機能 (FAXお知らせメールサービス)		その契約者回線番号又は追加番号にファクシミリ通信に係る着信があった場合に、その通信を当社又は特定FTTH事業者等が別に定めるところにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当社又は特定FTTH事業者等が別に定める方法によりその取出し又は消去を行うことができる機能及びファクシミリ通信の蓄積があつた旨を記載した電子メールを第2種契約者（メニュー3に係る契約者を除きます。）が指定するメールアドレスへ送信することができる機能	1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに	100円

<p>備考</p> <p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA4判及びB4判以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</p> <p>3 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>4 当社又は特定FTTH事業者等は、当社又は特定FTTH事業者等が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</p> <p>5 第2種契約者にファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社又は特定FTTH事業者等が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>6 ファクシミリ通信の発信に係る端末設備の種類又は状態によっては、この機能を利用できないことがあります。</p> <p>7 当社又は特定FTTH事業者等は、当社又は特定FTTH事業者等の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社又は特定FTTH事業者等の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている画像ファイルを消去することができます。この場合において、当社又は特定FTTH事業者等はあらかじめそのことを第2種契約者にお知らせします。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>8 当社及び特定FTTH事業者等は、7の規定により、現に蓄積されている画像ファイルを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>9 当社は、第43条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
<p>着信課金機能（通話料着信者負担サービス）</p> <p>基本機能</p> <p>その契約者回線番号又は追加番号に係る着信先へ、あらかじめ契約者が指定する地域の契約者回線等から着信課金番号（契約者の請求により、当社又は特定FTTH事業者等が付与した番号であつて、着信課金機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により行う通信（以下「フリーアクセス通信」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る第2種契約者とし、その契約者回線番号に係る第2種契約者（話中時迂回機能、振分接続機能又は受付先変更機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線番号又は追加番号に係る第2種契約者とします。）に課金する機能</p>	<p>基本額（1着信課金番号ごとに）</p> <p>複数回線共通番号機能（1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、2以上の接続契約者回線等における契約者回線番号若しくは追加番号又は当社又は特定FTTH事業者等が別に定める協定事業者の電気通信</p>	<p>1,000円</p> <p>1,000円</p>

			設備に着信させる機能)を利用する場合の加算額(1着信課金番号ごとに)	
	追加機能	発信地域振分機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線番号ごとに) 350円
		話中時迂回機能	この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「迂回元回線番号」といいます。)がフリーアクセス通信により通信中の場合に、迂回元回線番号へのフリーアクセス通信を、第2種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号若しくは追加番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の迂回元回線番号ごとに) 800円
		振分接続機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信について、振分グループ(第2種契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号若しくは追加番号(着信課金機能を利用しているものに限ります。)又は当社若しくは特定FTTH事業者等が別に定める協定事業者の電気通信設備からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。)を構成する着信先ごとに、第2種契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、契約者回線番号若しくは追加番号又は当社若しくは特定FTTH事業者等が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額(1着信課金番号につき1の振分グループごとに) 700円

	受付先変更機能	2種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「受付先変更元番号」といいます。)へのフリーアクセス通信を、第2種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用して他の契約者回線番号若しくは追加番号又は当社若しくは特定F T T H事業者等が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能	加算額（1着信課金番号につき1の受付先変更元番号ごとに）	1,000円
	時間外案内機能	第2種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号へのフリーアクセス通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能	加算額（1着信課金番号につき1の契約者回線番号又は追加番号ごとに）	650円
備考	<p>1 当社又は特定F T T H事業者等は、1契約者回線番号又は1追加番号ごとに1の着信課金番号を付与します。 ただし、その契約者回線番号又は追加番号において発信地域振分機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に1の着信課金番号を付与します。</p> <p>2 着信課金番号を付与された第2種契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。</p> <p>3 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信（おおむね3kHzの帯域による通話に限ります。）、移動体通信（映像通信機能を利用した通信を除きます。）、P H S通信又は公衆通信に限ります。</p> <p>4 当社又は特定F T T H事業者等は、第2種契約者から請求があったときは、移動体通信又はP H S通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>5 第2種契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番号又は追加番号に係る第2種契約者に課金することを許容することを許容する地域を、当社又は特定F T T H事業者等が別に定めるところに従って指定していただきます。</p> <p>6 複数回線共通番号機能は、発信地域振分機能、話中時迂回機能、振分接続機能又は受付先変更機能を利用している場合に限り提供します。</p> <p>7 複数回線共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能又は受付先変更機能を利用する場合は、当社は基本機能に係る基本額を、第2種契約者（第2種契約者が2人以上ある場合は、その第2種契約者すべての同意に基づき指定される代表者とします。）があらかじめ指定する回線収容部又は利用回線に請求し、その支払いを要する者をその回線収容部又は利用回線に係る第2種契約者とします。</p> <p>8 複数回線共通番号機能を利用してない場合は、発信地域振分機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定できるものは、同一の回線収容部又は利用回線における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。</p>			

	<p>9 複数回線共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に転送する場合は、その転送先において指定する着信先の数を含みます。）の範囲内とします。</p> <p>10 1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と振分接続機能を同時に利用することはできません。</p> <p>11 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与したものに限ります。この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者回線番号又は追加番号に係る第2種契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る契約者からの同意がある場合に限り提供します。</p> <p>12 複数回線共通番号機能を利用してない場合は、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定できるものは、同一の回線収容部又は利用回線における着信課金機能を利用して他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。</p> <p>13 受付先変更機能又は時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>14 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(注1) 9に規定する当社が別に定める数は、複数回線共通番号機能の場合は640、話中時迂回機能及び振分接続機能の場合はそれぞれ50、受付先変更機能の場合は5とします。</p> <p>(注2) 13に規定する当社が別に定める時間は10分とします。</p>			
着信短縮ダイヤル機能 (ホクセツ光電話#ダイヤルサービス)	その接続契約者回線等 (タイプ2に係るものに限 ります。)へ着信する通 信を、着信短縮ダイヤル 番号(契約者の請求によ り当社又は特定F T T H事 業者等が付与した番号で あって、着信短縮ダイヤ ル機能を利用するための 番号をいいます。以下同 じとします。)により行う ことができるようとする 機能	ブロック型(1の 着信短縮ダイヤル 番号により行う通 信について、その 通信の発信を許容 する地域を当社が 別に定める地域の いずれか1の地域 内に限定するも の) 東日本全域型(1 の着信短縮ダイヤ ル番号により行う 通信について、そ の通信の発信を許 容する地域を限定 しないもの)	1 地域につ き 1 着信短縮 ダイヤル番 号ごとに 1 着信短縮 ダイヤル番 号	10,000円 15,000円

	備考	<p>1 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。</p> <p>2 その契約者回線等へ着信短縮ダイヤル番号により行う通信は、第2種サービスの契約者回線等から行う通信に限ります。</p> <p>3 第2種契約者は、1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する区域（ブロック型の着信短縮ダイヤル機能の場合はその地域内の区域に限ります。）を当社又は特定F T T H事業者等が別に定めるところにより指定することができるものとし、その区域ごとに、1の着信短縮ダイヤル番号により接続される契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）を指定していただきます。</p> <p>4 当社は、その請求の承諾後、第2種契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。</p> <p>5 着信短縮ダイヤル番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(注) 4に規定する当社が別に定める期間は、2か月間とします。</p>	
特定番号通知機能		<p>この機能を利用する接続契約者回線等（着信課金機能の提供を受けているもの又は当社又は特定F T T H事業者等が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等による着信が可能なものであって、その事実が協定事業者からの通知により確認できるものに限ります。）から行う通信について、その接続契約者回線等の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号又は当社又は特定F T T H事業者等が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等を着信先の契約者回線等へ通知する機能</p>	<p>1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに</p> <p>100円</p>
着信一括転送機能	基本機能	<p>1の回線収容部又は利用回線に係る契約者回線番号又は追加番号に着信するすべての通信を、応答前に、第2種契約者（メニュー3に係る契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）がそれぞれあらかじめ指定した番号（当社が別に定めるものに限ります。）に転送することができる機能</p>	<p>1回線収容部又は利用回線ごとに</p> <p>3,000円</p>
	追加機能	<p>音声利用I P通信網サービス取扱所内に設置される監視装置から、第2種契約者の指定する1の契約者回線番号又は追加番号（以下「監視対象番号」といいます。）に監視信号を送信し、その監視対象番号に係る自営端末設備が稼動していない状態にあると当社が判断した場合に、その旨を記載した電子メールを第2種契約者が指定するメールアドレスへ送信する機能及び自営端末設備が稼動していないと判断される間、基本機能に係る転送を行うことができる機能</p>	<p>1回線収容部又は利用回線ごとに</p> <p>3,000円</p>

	<p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社又は特定FTTH事業者等が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態したものとして測定します。</p> <p>5 この機能に係る通信については、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。</p> <p>6 故障情報通知機能を利用する場合において、第2種契約者は、あらかじめ監視対象番号及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。</p> <p>7 第2種契約者はこの備考の6の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。</p> <p>8 当社又は特定FTTH事業者等は、故障情報通知機能の提供に当たっては、1の監視対象番号ごとに1のチャネルを使用します。</p> <p>9 故障情報通知機能において、次の場合には、自営端末設備の状態について、正しく判断できないことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 監視対象番号において他の付加機能を利用しているとき。 (2) 監視対象番号に係る自営端末設備において、故障情報通知機能に係る通信以外の通信が行われているとき。 (3) その他監視対象番号に係る自営端末設備の種類等により技術上やむを得ないとき。 <p>10 第2種契約者は、故障情報通知機能を利用する回線収容部又は利用回線ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスを指定していただきます。この場合、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は1の利用回線につき当社又は特定FTTH事業者等が別に定める数以内とします。</p> <p>11 当社又は特定FTTH事業者等は、当社又は特定FTTH事業者等が送信する電子メールについて、監視対象番号等を記載します。</p> <p>12 第2種契約者が電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社又は特定FTTH事業者等が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>13 当社は、第43条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
--	--

指定通信発着信許可機能 (着信制御サービス)	第2種契約者（タイプ2に係る契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が指定する1以上の制御対象番号（その第2種契約に係る契約者回線番号又は追加番号をいいます。以下この欄において同じとします。）からなるグループ（以下この欄において「制御対象番号グループ」といいます。）ごとに、当社が別に定めるところにより第2種契約者があらかじめ登録した1以上の電気通信番号からなるグループ（以下この欄において「発着信許可番号グループ」といいます。）又は通信種別に係る発信又は着信を可能にする機能	基本額	制御対象番号ごとに	500円
		発着信許可番号グループに係る加算額	1回線収容部又は1利用回線ごとに	100円
			1回線収容部又は1利用回線ごとに	500円
			1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,500円
			1回線収容部又は1利用回線ごとに	2,000円
			1回線収容部又は1利用回線ごとに	10,000円
事業所番号ルーチニング機能 (グループダイヤリング)	事業所番号（同一の回線収容部グループ（第2種契約者（メニュー3に係る契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が指定する1以上の回線収容部又は利用回線（その回線収容部又は利用回線に係る第2種契約者がその指定を行う者と同一の者となるものに限ります。）からなるグループをいいます。以下この欄において同じとします。）に属する回線収容部又は利用回線を識別するための番号をいいます。）を用いて発信された通信	備考	1 契約者は、発着信許可番号グループに係る加算額の適用について、上記の5種類の区分の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。 2 当社は、制御対象番号グループごとの発着信許可番号グループの数を合計して、その第2種契約における発着信許可番号グループに係る加算額を適用します。この場合において、当社は、第2種契約者が発着信許可番号グループに係る電気通信番号を登録しない場合においても、制御対象番号グループごとに1の発着信許可番号グループを利用しているものとみなして取り扱います。 3 1の発着信許可番号グループに登録できる電気通信番号の数は、20以内とします。 4 当社は、この機能を利用して第2種契約について、第2種契約に係る利用権の譲渡があったときは、その指定通信発着信許可機能を廃止します。 5 当社は、第43条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。	1 條
		基本機能	基本額（1回線収容部又は1利用回線ごとに）	3,500円
			加算額（1回線収容部又は1利用回線につき1を超える1事業所番号ごとに）	2,000円

	を、その事業所番号に係るルーチング先番号（この機能を利用する回線収容部又は利用回線に付与された契約者回線番号又は追加番号であって第2種契約者が指定したものをいいます。）に着信させ、発信者が附加した番号をその接続契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能		
追加機能	同一の回線収容部グループに属する全ての第2種サービスについて、その第2種契約者が、相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。）との間において、事業所番号等（事業所番号及び当社が別に定める協定事業者が指定する番号（その第2種契約者と同一の者がその協定事業者と契約を締結する電気通信サービスに係るものに限ります。）をいいます。）を用いた通信を行うことを可能とする機能	1回線収容部グループごとに	
備考	<p>1 基本機能を利用した通信は、事業所番号ルーチン機能を利用している回線収容部又は利用回線であって同一の回線収容部グループに属するものから発信された場合に限り行うことができます。</p> <p>2 第2種契約者が1回線収容部又は1利用回線において利用することができる事業所番号の数は、10以内とします。</p>		

2-3 ユニバーサルサービス料

月額		
区分	単位	料金額(税別)
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	ユニバーサルサービス支援機関が定める番号単価に準じる

2-4 請求書等の発行に関する料金の額

区分	単位	料金額(税別)
発行手数料	1 の請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	100円

第2類 通信料金

第1 削除

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

区分	内容	
(1) 国内通信の種類	国内通信には、次の種類があります。	
	種類	内容
	1 一般通信	2、3、3の2、4又は5以外のもの
	2 移動体通信	携帯・自動車電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るもの）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
	3 P H S 通信	P H S 設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電波法施行規則第6条第4項第6号に規定するP H Sの陸上移動局との間で行われる無線通信に係るもの）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
	4 無線呼出し通信	無線呼出し設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号により識別されるもの）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
	5 I P 電話通信	I P 電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号により識別されるもの）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
	6 公衆通信	接続契約者回線等と特定F T T H事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は特定F T T H事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款第4条（総合ディジタル通信サービスの種類等）に規定するディジタル公衆電話サービスの電話機等と

		の間の通信
(2) 県内通信及び 県間通信に係る 通信料金の適用		当社は、一般通信及び公衆通信の通信料金を適用するため、接続契約者回線等との通信について、次のとおり区分します。
	区分	適用する通信
	1 県内通信	接続契約者回線の終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。）又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、契約者回線等（ただし、接続契約者回線等及び相互接続点を除く）、当社又は特定FTTH事業者等が必要により設置する設備、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、特定FTTH事業者の電話サービス契約約款第5条（電話サービスの種類）に規定する公衆電話の電話機等又は特定FTTH事業者の総合デジタル通信サービス第4条（総合デジタル通信サービスの種類等）に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信
	2 県間通信	1以外のもの
(3) 区域内通信及 び区域外通信の適用		当社は、PHS通信の通信料金を適用するため、PHS通信について、次のとおり区分します。
	区分	適用する通信
	区域内通信	PHS設備（接続契約者回線の終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします。）、利用回線の終端又は契約者回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域（特定FTTH事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備（移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。）に接続された移動無線装置とします。）との間の通信
	区域外通信	区域内通信以外の通信
(4) 通信時間の測 定等		<p>ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>(ア) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ アの場合に、タイプ2に係る通信（一般通信であって県内通信及び県間通信に限ります。以下この欄において同じとします。）について、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに</p>

	<p>測定した経過時間を通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。</p> <p>(ア) 双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間</p> <p>(イ) 最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間</p> <p>エ タイプ2に係る通信については、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたとき又は通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等（その通信に係る同時通信数が2以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。）に基づき、ウに規定する区分ごとにそれぞれ2-1-2（タイプ2に係るもの）に規定する料金種別の通信料金を適用します。</p> <p>ただし、ウに規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、アに規定する1の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものと、その料金種別に係る通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。</p> <p>オ エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料金を適用します</p>
(5) 通信地域間距離の測定	<p>通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア 当社又は特定F T T H事業者等は、全国の区域を一辺2kmの正方形に区分し、その区分した区画（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、接続契約者回線の終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします。）又は利用回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域内の当社又は特定F T T H事業者等が指定する方形区画又はP H S事業者に係る移動無線装置が接続された無線基地局設備のある場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とします。</p> <p>ウ 通信地域間距離の測定に関するその他の適用については特定F T T H事業者の電話サービス契約約款に規定する通話地域間距離の測定方法に準ずるものとします。</p>
(6) 無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用	<p>無線呼出し事業者等に係る相互接続通信（の4に規定する無線呼出し通信に係るものを除きます。）の料金については、無線呼出し事業者等に係る相互接続点を特定F T T H事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。</p>
(7) 当社又は特定F T T H事業者等の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い	<p>当社又は特定F T T H事業者等の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p>

	<p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料金のうち低い方の値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
(8) 国内通信に係る通信料金の適用	<p>ア メニュー3に係る一般通信の通信料金については、2(料金額)の2-1-2に規定する2のプランがあり、あらかじめいづれか1つ(着信課金機能を利用している場合は、フリーアクセス通信に係るもの及びそれ以外のものについて、それぞれあらかじめいづれか1つとします。)を選択していただきます。この場合、第2種契約者からプランの変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>イ メニュー1又はメニュー2に係る一般通信の通信料金については、2(料金額)の2-1-2に規定するプラン2の料金を適用します。</p> <p>ウ 当社が別に定める通信については、アの規定にかかわらず、2(料金額)の2-1-2に規定するプラン2の料金を適用します。</p>
(9) 選択制による通信料金の月極割引の適用	<p>ア 当社は、第2種契約者から申出があったときは、その第2種契約に係る通信料金について、通信料金別表に定める選択制による通信料金の月極割引を適用します。</p> <p>ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その月極割引等を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。</p> <p>イ 現に月極割引の適用を受けている第2種契約について、接続契約者回線に係る終端の場所若しくは利用回線の契約者回線番号の変更に係る届出又は利用回線の移転等に伴い契約者回線番号が変更となる場合等であって、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通信料金別表の規定にかかわらず、その契約者回線番号の変更日を含む料金月における通信に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。この場合当社は、その旨を第2種契約者に通知します。</p> <p>ウ 契約者が、その第2種契約に係る通信料金について、同時に2以上の月極割引の適用を受けようとする場合の取扱いは、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ただし、料金表別表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>

(9) メニュー1－2に係る通信料金の適用	ア メニュー1－2に係る基本通信料は、次表のとおりとします。																				
	月額																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">単 位</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">料 金 額 (税別)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">基本通信料</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">1 利用回線ごと</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">480円</td></tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	料 金 額 (税別)	基本通信料	1 利用回線ごと	480円												
区 分	単 位	料 金 額 (税別)																			
基本通信料	1 利用回線ごと	480円																			
	<p>イ メニュー1－2に係る通信料金のうちウに規定する控除対象通信については、2（料金額）の規定により算定した月間累計額から、アに規定する基本通信料を控除して得た額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が基本通信料に満たない場合は、基本通信料から月間累計額を控除して得た額（以下「繰越額」といいます。）を、翌料金月の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、基本通信料の控除の前に行います。</p> <p>ウ 控除対象通信は、次に該当しないものに限ります。</p> <p>(ア) 相互接続通信（当社が別に定めるものを除きます。）</p> <p>(イ) 当社が別に定める付加機能等（協定事業者が提供するものを含みます。）を利用して行う通信</p> <p>(ウ) 2（料金額）の2－1－2 の表中ウ欄からキ欄に定める通信</p> <p>エ メニュー1－2の利用の開始等があった場合におけるアからウの規定の適用については、次表に規定するとおりとします。この場合において、2から4の規定に該当する場合が生じたときは、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。</p>																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 分</th><th colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1 メニュー1－2の利用の開始又はメニュー1－2への細目の変更があったとき。</td><td colspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2 メニュー1－1又はメニュー2への細目の変更があったとき。</td><td colspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3 メニュー3への細目の変更があったとき。</td><td colspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">細目の変更日の前日までの通信について適用します。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4 第2種契約の解除があったとき。</td><td colspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">契約解除日までの通信について適用します。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5 利用回線の移転等に伴い第2種サービスの契約者回線番号の変更があったとき。</td><td colspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に限り適用し、契約者回線番号の変更日以降の通信については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。</td></tr> </tbody> </table>			区 分	適 用		1 メニュー1－2の利用の開始又はメニュー1－2への細目の変更があったとき。	利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。		2 メニュー1－1又はメニュー2への細目の変更があったとき。	細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。		3 メニュー3への細目の変更があったとき。	細目の変更日の前日までの通信について適用します。		4 第2種契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信について適用します。		5 利用回線の移転等に伴い第2種サービスの契約者回線番号の変更があったとき。	契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に限り適用し、契約者回線番号の変更日以降の通信については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。	
区 分	適 用																				
1 メニュー1－2の利用の開始又はメニュー1－2への細目の変更があったとき。	利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。																				
2 メニュー1－1又はメニュー2への細目の変更があったとき。	細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。																				
3 メニュー3への細目の変更があったとき。	細目の変更日の前日までの通信について適用します。																				
4 第2種契約の解除があったとき。	契約解除日までの通信について適用します。																				
5 利用回線の移転等に伴い第2種サービスの契約者回線番号の変更があったとき。	契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に限り適用し、契約者回線番号の変更日以降の通信については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。																				
	<p>オ 利用回線の移転等があった場合であって当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アからウの規定を適用できないことがあり、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。この場合、当社は、その旨を第2種契</p>																				

	<p>約者に通知します。</p> <p>カ 第2種契約者がアからウの規定により基本通信料が適用される料金月において、利用の一時中断若しくは利用停止があったときその他第2種サービスを利用することができなかつた期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなつた場合でも、基本通信料の支払いを要します。</p> <p>ただし、第2種契約者の責めによらない理由により、第2種サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社及び特定FTTH事業者等が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかつた料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する基本通信料については、その支払いを要しません。この場合において、その料金月の翌料金月については、繰越額は生じません。</p> <p>キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>(注) 基本通信料については、日割は行いません。</p>
(11) メニュー3に 係る通信料金の適用	<p>ア メニュー3に係る第2種契約者は、通信料金として、1のチャネル（同時通信機能により追加されたチャネルを含みます。）ごとに定額通信料400円（税別）の支払いを要します。</p> <p>イ 当社は、メニュー3に係る第2種契約者からの申出があつた場合は、グループ通話定額選択回線群（前項の適用を受ける接続契約者回線等又は第2の通信料金別表の月極割引を選択する接続契約者回線等であつて、その契約者が同一となるものにより構成される回線群をいいます。以下同じとします。）内の接続契約者回線等から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群内の接続契約者回線等への通信（2(料金額)の2-1-2の表中ア欄及びイ欄に定める通信であつて、当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信以外の通信に限ります。）については、2(料金額)の規定にかかわらず、通信料金を適用しません。</p> <p>ウ 定額通信料については、基本料金に準じて日割を行います。</p> <p>(注) グループ通話定額選択回線群とは、料金表 第1表 料金 第2類 第2の1適用 (11) アの適用を受ける利用回線又は第2の通信料金別表の月額割引を選択する利用回線であつて、その契約者が同一で、かつそのものが提供するサービスの利用者も同一となるものにより構成される回線群とします。</p>
(12) 付加機能等を 利用した通信料金の 適用	<p>ア 接続契約者回線等から電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る契約者回線（特定FTTH事業者の電話サービス契約約款又は特定FTTH事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に定める付加機能であつて当社が別に定めるものを利用するものに限ります。）への通信に係る通信料金の適用については、それぞれ特定FTTH事業者の電話サービス契約約款又は特定FTTH事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。</p> <p>イ 映像通信機能を利用した通信の料金については、2-1-1(タイプ1に係るもの)(映像通信機能を利用した通信に係るもの)に規定する通信料金を適用します。</p>

	ウ イの場合において、通信時間の測定等については、に規定するタイプ2に係る通信に準じます。
(13) 国際通信に係る着信先の地域の取扱い	国際通信に係る着信先の地域については、接続契約者回線等から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取扱います。
(14) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。
(15) 国内通信に関する料金の減免	次の通信については、第34条（通信料金の支払義務）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 ア 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信 イ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために当社又は特定F T T H事業者等が設置する電気通信設備等であって、当社又は特定F T T H事業者等が指定したものへの通信

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

2-1-1 タイプ1に係るもの

(1) (2)以外のもの

ア イ、ウ、エ及びオ以外のもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額 (税別)
県内通信及び県間通	3分までごとに	8円

イ 移動体通信及びI P電話通信に係るもの

I P通信網サービスが特定F T T H事業者のうち東日本電信電話株式会社のサービス卸を利用して提供される場合

料 金 種 别	単 位	料 金 額 (税別)
移動体通信	グループ1-Aに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信	1分までごとに
	グループ1-Bに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信	1分までごとに
	グループ1-Dに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信	3分までごとに
I P電話通信	グループ2-Aに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに
	グループ2-Bに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに
	グループ2-Cに区分される電気通信番号を用いた通信	3分までごとに

備考 フリーアクセス通信であって当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備からのものについては、グループ1-Aに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信の料金を適用します。

I P通信網サービスが特定F T T H事業者のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸を利用して提供される場合

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (税別)
移動体 通信	グループ1－Aに区分される 電気通信サービスに係る電気 通信設備との通信	1分までごとに	16円
	グループ1－Bに区分される 電気通信サービスに係る電気 通信設備との通信	1分までごとに	18円
	グループ1－Dに区分される 電気通信サービスに係る電気 通信設備との通信	3分までごとに	10.8円
I P電 話通信	グループ2－Aに区分される 電気通信番号を用いた通信	3分までごとに	10.8円
	グループ2－Bに区分される 電気通信番号を用いた通信	3分までごとに	10.5円
	グループ2－Cに区分される 電気通信番号を用いた通信	3分までごとに	10.8円
備考 フリーアクセス通信であって当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備からものについては、グループ1－Aに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信の料金を適用します。			

ウ P H S通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額 (税別)
通信料金		次の秒数までごとに10円
区域内通信		60秒
区域外通信	160kmまで	45秒
	160kmを超えるもの	36秒
上記の通信料金のほか通信1回ごとに		10円

エ 無線呼出し通信に係るもの

I P通信網サービスが特定F T T H事業者のうち東日本電信電話株式会社のサービス卸を利用して提供される場合

料 金 種 别		料 金 額 (税別)
通信料金		次の秒数までごとに15円
無線呼出し通信		45秒
上記の通信料金のほか通信1回ごとに		40円

I P通信網サービスが特定F T T H事業者のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸を利用して提供される場合

料 金 種 别		料 金 額 (税別)
通信料金		次の秒数までごとに15円
無線呼出し通信		40秒
上記の通信料金のほか通信1回ごとに		40円

オ 公衆通信（フリーアクセス通信に係るものに限ります。）に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額 (税別)
県内通信	1分までごとに	20円
県間通信	1分までごとに	30円

2-1-2 タイプ2に係るもの

(1) (2)及び(3)以外のもの

料 金 種 別			単 位	料金額 (税別)
県内 通信 及び 県間 通信	ア その通信に係る通信種別がおむね3kHzの帯域の音声その他の音響のみであって、1のチャネルにおける同時通信数が1のもの	プラン1 に係るも の	県内 通信	3分まで ごとに
			県間 通信	3分まで ごとに
		プラン2 に係る もの		8円
	イ その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、1のチャネルにおける同時通信数が1のもの	プラン1 に係るも の	県内 通信	3分まで ごとに
			県間 通信	3分まで ごとに
		プラン2 に係る もの		8円
	ウ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が64kbit/sまでのもの		30秒まで ごとに	1円
	エ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が64kbit/sを超えて512kbit/sまでのもの		30秒まで ごとに	1.5円
	オ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が512kbit/sを超えて1Mbit/sまでのもの		30秒まで ごとに	2円
	カ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が1Mbit/sを超えて2.6Mbit/sまでのもの		3分まで ごとに	15円
移動 体通 信	キ その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの		3分まで ごとに	100円
	ク ア～キ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sまでのもの		3分まで ごとに	15円
	ケ ア～キ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの		3分まで ごとに	100円
	備 考	1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。 2 イからケに規定する通信については、特定約款に定める第2種サービスのタイプ2に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用して第2種サービスに係る接続契約者回線等、第3種サービスに係る契約者回線又は当社又は特定F T T H事業者等が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます		

(2) 移動体通信に係るもの

料 金 種 别	単 位	料金額 (税別)
移動 ア 通話の グループ1-Aに区	1分までごとに	16円

体通信	みのもの	分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信		
		グループ1－Bに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信	1分までごとに	17.5円
		グループ1－Dに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信	3分までごと	10.8円
		イ 上記以外のもの	1分までごとに	30円

備考 イに係る通信については、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。

- (3) I P電話通信、P H S通信、無線呼出し通信及び公衆通信（フリーアクセス通信に係るものに限ります。）に係るもの
タイプ1に係るものに準ずるものとします。

2－2 国際通信に係るもの

2－2－1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地 域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共和国 オマーン国 カタール国 カンボジア王国 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主社会主義共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。） 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール連邦民主共和国 バーレーン王国 パキスタン・イスラム共和国 パレスチナ バングラデシュ人民共和国 東ティモール民主共和国 フィリピン共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャンマー連邦共和国 モルディブ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシェミット王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国
アメリカ	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。） アルゼンチン共和国 アルバ ンギラ アンティグア・バーブーダ ウルグアイ東方共和国英領バージン諸島 エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 オランダ領アンティール カナダ キューバ共和国 グアテマラ共和国 グアドループ島 ケイマン諸島 コスタリカ共和国 コロンビア共和国 サンピエール島・ミクロン島 ジャマイカ スリナム共和国 セントビンセント及びグレナディーン諸島 チリ共和国 ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ共和国 ニカラグア共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 バハマ国 バミューダ諸島 パラグアイ共和国 バルバドス プエルトリコ フォークランド諸島 ブラジル連邦共和国 フランス領ギアナ 米領バージン諸島 ベネズエラ・ボリバル共和国 ベリーズ ベルーア共和国 ボリビア多民族国 ホンジュラス共和国 マルチニク島 メキシコ合衆国
大洋州	オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム クック諸島 クリスマス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア独立国 ソロモン諸島

	ツバル トケラウ諸島 トンガ王国 ナウル共和国 ニューカレドニア ニュージーランド ノーフォーク島 バヌアツ共和国 パプアニューギニア独立国 パラオ共和国 ハワイ フィジー共和国 フランス領ポリネシア フランス領ワリス・フチナ諸島 米領サモア マーシャル諸島共和国 ミクロネシア連邦
ヨーロッパ	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 アズレス諸島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カザフスタン共和国 カナリア諸島 ギリシャ共和国 キルギス共和国 グリーンランド グルジア グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国 クロアチア共和国 サンマリノ共和国 ジブラルタル スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン スペイン領北大アフリカ スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキスタン共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン トルコ共和国 ノルウェー王国 バチカン市国 ハンガリー共和国 フィンランド共和国 フェロー諸島 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和国 ベルギー王国 ポーランド共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国 マディラ諸島 マルタ共和国 モナコ公国 モンテネグロ ラトビア共和国 リトアニア共和国 リヒテンシュタイン公国 ルーマニア ルクセンブルク大公国 ロシア
アフリカ	アルジェリア民主人民共和国 アンゴラ共和国 ウガンダ共和国 エジプト・アラブ共和国 エチオピア連邦民主共和国 エリトリア国 ガーナ共和国 カーボヴェルデ共和国 ガボン共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国 ギニア共和国 ケニア共和国 コートジボワール共和国 コモロ連合 コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シエラレオネ共和国 ジブチ共和国 リビア ジンバブエ共和国 スーダン共和国 スワジラント王国 赤道ギニア共和国 セネガル共和国 ソマリア民主共和国 タンザニア連合共和国 チャド共和国 チュニジア共和国 トーゴ共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール共和国 ブルキナファソ ブルンジ共和国 ベナン共和国 ボツワナ共和国 マイヨット島 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国 南スーダン共和国 モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モザンビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国 ルワンダ共和国 レソト王国 レユニオン
インマルサット移動地球局	インマルサット-BGAN/FBB インマルサット-BGAN-HSD /FBB-HSD インマルサットエアロ インマルサット-M4-H SD/F-HSD
特定衛星携帯端末	イリジウム スラーヤ
備考	インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりBGAN/FBB、BGAN-HSD/FBB-HSDの区別があります。

2-2-2 國際通信に関する料金額

(単位：円)

着信先の地域	料金額	1分までごとに次に規定する額
アイスランド共和国		70

アイルランド	20
アゼルバイジャン共和国	70
アゾレス諸島	35
アフガニスタン・イスラム共和国	160
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	9
アラブ首長国連邦	50
アルジェリア民主人民共和国	127
アルゼンチン共和国	50
アルバ	80
アルバニア共和国	120
アルメニア共和国	202
アンギラ	80
アンゴラ共和国	45
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボベルデ共和国	75
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115

カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グルジア 1	101
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	20
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シェラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
イスラエル	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75

スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
スワジランド王国	45
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントビンセント及びグレナディーン諸島	80
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	30
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール連邦民主共和国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35

パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
パレスチナ	30
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
エルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フチナ諸島	230
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア多民族国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160

マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125
ミャンマー連邦共和国	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディブ共和国	105
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンテネグロ	120
ヨルダン・ハシェミット王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトニア共和国	60
リビア	70
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア	45
インマルサット-B GAN/F BB	209
インマルサット-B GAN-H SD/F BB-H SD	700
インマルサット-エアロ	700
イリジウム	250
スラーヤ	175

同一契約者に係る接続契約者回線等間の通信料金の月極割引（グループ通話定額）

区分	内容
(1) 定義等	<p>ア 「同一契約者に係る接続契約者回線等間の通信料金の月極割引」とは、グループ通話定額選択回線群内の接続契約者回線等から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の接続契約者回線等への通信（当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信を除きます。）について、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額に代えて、1のチャネル（この月極割引を選択する回線収容部又は利用回線にお</p>

	<p>いて利用しているすべてのチャネルについて適用します。) ごとに定額通信料 400 円 (税別) を適用することをいいます。</p> <p>イ この月極割引の対象となる通信は、次に該当するものに限ります。</p> <p>(ア) 2 (料金額) の 2-1-1 アに定める通信</p> <p>(イ) 2 (料金額) の 2-1-1 アの表中(ア)欄に定める通信</p> <p>(ウ) 2 (料金額) の 2-1-2 の表中ア欄及びイ欄に定める通信</p>
(2) 承諾	<p>当社は、この月極割引を選択する申出があったとき、その申出のあつた第 2 種契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア その申出により新たにグループ通話定額選択回線群が構成される場合には、その申出のあつた接続契約者回線等が、メニュー 2 又はメニュー 3 に係るものであるとき。</p> <p>イ その申出によりグループ通話定額選択回線群に利用回線が追加される場合には、その申出のあつた利用回線が、メニュー 1-1 またはメニュー 2 に係るものであるとき。</p> <p>ウ その申出のあつた接続契約者回線等が、通信の料金明細内訳を記録しているもの (当社が別に定める方法により記録しているものに限ります。) であるとき。</p> <p>エ その申出のあつた接続契約者回線等が、その申出の日を含む料金月の初日から申出の日までのいずれの期間においてもこの月極割引の適用を受けていないものであるとき。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 定額通信料に代えることとなる通信料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ただし、料金月の初日以外の日にこの月極割引の適用を開始した場合には、その料金月の初日から適用を開始した日の前日までの通信を除いて、料金月の末日以外の日にこの割引の適用を廃止した場合には、適用を廃止した日の翌日からその料金月の末日までの通信を除いて月間累計額を算定します。</p> <p>イ 当社は、この月極割引の適用を受けている第 2 種契約について、次のいずれかに該当する場合は、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(イ) グループ通話定額選択回線群を構成する全ての契約が第 2 種サービスのメニュー 2 又はメニュー 3 に係るものでなくなったとき。</p> <p>ウ 定額通信料については、基本料金に準じて日割を行います。</p> <p>ただし、この月極割引の適用の廃止 (第 2 種契約の解除に伴うものを除きます。) があった日については、定額通信料の支払いを要します。</p>

第2表 工事に関する費用

工事費

1 適用

区分	内容							
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費及び回線収容部等工事費を合計して算出します。							
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。							
(3) 交換機等工事費	<p>交換機等工事費は次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交換機等工事費</td> <td>音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	交換機等工事費等の適用	交換機等工事費	音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。		
区分	交換機等工事費等の適用							
交換機等工事費	音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要する場合に適用します。							
(4) 請求による契約者回線番号の変更に関する工事費の適用	契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,500円(税別)とします。							
(5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	現に利用している電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポートアビリティ(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定するものをいいます。)によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2(工事費の額)の額に2,000円(税別)を加算して適用します。							
(6) 割増工事費の適用	<p>次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税別)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税別)を加算した額</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税別)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税別)を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>		工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税別)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税別)を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税別)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税別)を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額							
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税別)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税別)を加算した額							
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税別)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税別)を加算した額							
(7) 工事費の適用の除外	次の工事については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。							

	<p>ア 映像通信機能に係る工事</p> <p>イ 第2種サービスのメニュー1－2からメニュー1－1への細目の 変更の工事</p> <p>ウ イの工事と同時に施工する工事であって、メニュー1－2の基本 機能に相当する付加機能の利用の開始に関するもの（着信転送機能、 迷惑電話おことわり機能又は着信情報送信機能については、細目の 変更前においてそれらの付加機能に相当する機能を利用していた契 約者回線番号、追加番号又は登録応答装置に係るものに限ります。）</p> <p>エ 第2種サービスに係る付加機能（着信課金機能、特定番号通知機 能並びにメニュー2及びメニュー3に係る番号情報送出機能を除き ます。）の利用の開始に係る工事であって、第2種サービスの利用 の開始若しくは細目の変更（イの場合を除きます。）又は利用回線 の移転若しくは変更の工事と同時に施工する場合</p> <p>オ 間違い電話による電話番号の変更の工事（利用権を譲り受ける等 その理由がその契約者に起因する間違い電話によるものを除きま す。）</p> <p>カ 第2種サービスのメニュー1－2に係る通信中着信機能に相当す る機能の利用の一時中断又は再利用に係る工事</p> <p>キ 第2種サービスに係る複数回線共通番号機能の利用の開始に係る 工事</p> <p>ク 第2種サービス（利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網 サービス契約約款に規定するホクセツ光における提供の形態による 細目がII型のIP通信網サービスであるものに限ります。）のタイプ 1からタイプ2への細目の変更の工事</p>
(8) 工事費の減額 適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案 して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

2-1 チャネル数の増加、契約者回線番号の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、第2種サービスの利用の開始若しくは細目の変更、第2種サービスの利用回線の移転若しくは変更、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区分		単位	工事費の額 (税別)
(1) 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額	4,500円
		加算額	3,500円
	(イ) 交換機等工事及び 回線収容部等のみの場 合	1の工事ごとに	1,000円
(2) 交換 機等工 事費	ア イからオ以外の工事の場合		1回線収容部ごと、 1利用回線ごと又は 1契約者回線ごとに
	イ 契約者回線番号の非通知の扱い の変更の工事の場合（第2種サービ スに係るものであってアの工事と同 時に施工する場合を除きます。）		1契約者回線番号又 は1追加番号ごとに
	ウ 第 2種 サー ビス に係 る付 加機 能に 関す る工 事の 場合	(ア) 番号情報送出機能 の利用開始又は内容の 変更に関する工事のと き	1追加番号ごとに
	(イ) 通信中着信機能の 利用開始又は内容の変 更に関する工事のとき	1利用回線ごとに	
	(ウ) 着信転送機能の利 用開始又は内容の変更 に関する工事のとき	1契約者回線番号又 は1追加番号ごとに	
	(エ) 発信 電話番号受 信機能に関 する工事の とき	1利用回線ごとに	
	発信電話番 号通知要請 機能の利用 開始又は内 容の変更の 工事のとき	1利用回線ごとに	
	(オ) 迷惑電話おことわ り機能の利用開始、区 分の変更又は登録応答	1登録応答装置ごと に	
		1,000円	
		1,000円	

	装置の追加に関する工事のとき		
(カ) 同時通信機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき	1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円	
(キ) 着信情報送信機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円	
(ク) ファクシミリ通信蓄積機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに	1,000円	
(ケ) 着信課金機能に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1着信課金番号ごとに	1,000円
	追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1着信課金番号につき1の追加機能ごとに	1,000円
(コ) 着信短縮ダイヤル機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1着信短縮ダイヤル番号ごとに	1,000円	
(サ) 特定番号通知機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1契約者回線番号ごとに	1,000円	
(シ) 着信一括転送機能の利用の開始又は内容の変更に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円
	追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円
(ス) 指定通信発着信許可機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1の工事ごとに	1,000円	
(セ) 事業所番号ルーチング機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1事業所番号ごとに	1,000円	

2-2 利用の一時中断に関する工事

区分		単位	工事費の額 (税別)
(1) 利用 の一時 中断の 工事	ア 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円
	イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ)から(ケ)以 外の場合	1回線取容部ごと、 1利用回線ごと又は 1契約者回線ごとに 1,000円
	(イ) 第 2種サ ービス に係る 番号情 報送出 機能の 利用の 一時中 断の工 事	① ②以外 のとき	1契約者回線番号又 は1追加番号ごとに 700円
		② 追加番 号のみの 利用の一 時中断の とき	利用の一時中断をす る1追加番号ごとに 700円
	(ウ) 第2種サービスに 係る迷惑電話おことわり 機能の利用の一時中断の 工事のとき		1登録応答装置ごと に 1,000円
	(エ) 第2種サービスに 係る着信情報送信機能の 利用の一時中断の工事の とき		1契約者回線番号又 は1追加番号ごとに 1,000円
	(オ) 第2種サービスに 係るファクシミリ 通信蓄積機能の利用の一 時中断の工事のとき		1契約者回線番号又 は1追加番号ごとに 1,000円
	(カ) 着信課金機能の利 用の一時中断に関する工 事のとき		1着信課金番号ごと に 1,000円
	(キ) 着信短縮ダイヤル 機能の利用の一時中断に に関する工事のとき		1着信短縮ダイヤル 番号ごとに 1,000円
	(ク) 第2種サービスに 係る指定通信発着信許可 機能の利用の一時中断の 工事のとき		1の工事ごとに 1,000円
	(ケ) 第2種サービスに 係る事業所番号ルーチン		1事業所番号ごとに 1,000円

	グ機能の利用の一時中断 の工事のとき		
(2) 再利用の工事			2-1 の工事 費の額と同じ

基本的な技術的事項

品目及び細目	インターフ ェース種 別	物理的条件	電気的／光学的条件	
			送出電圧等／ 光出力	その他
100Mb/s、200Mb/s、 300Mb/s、400Mb/s、 500Mb/s、600Mb/s、 700Mb/s 及び 800Mb/s のもの	1000BASE - LX	SC コネクタ (IEC 標準 60874- 14 準拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3- 2005 準拠

改訂履歴

年月	改訂箇所	主な改訂内容
平成 28 年 9 月 1 日	—	原案作成
平成 28 年 9 月 13 日	料金表第 1 表第 1 類第 2 2 料金額 2-2 特定番号通知機能表中	「特定 F T T H 事業者等」と、「協定事業者」の文言追加
	料金表第 1 表第 1 類第 2 2 料金額 2-2 事業所番号ルーチング機能表中	・事業所番号ルーチング機能を「基本機能」と「追加機能」に分類して記載 ・「追加機能」の項目追加にあたり備考欄を一部修正
	料金表第 1 表第 1 類第 2 2 料金額 2-3	ユニバーサルサービス料を 2 円から 3 円へ変更
	料金表第 1 表第 2 類第 2 2 料金額 2-1-1 イ	東日本電信電話株式会社と、西日本電信電話株式会社それぞれのグループ 2-A に区分される電気通信番号を用いた通信料金を 10.4 円から 10.8 円へ変更
平成 29 年 1 月 1 日	料金表第 1 表第 1 類第 2 2 料金額 2-3	ユニバーサルサービス料を「3 円」から「ユニバーサルサービス支援機関が定める番号単価に準じる」に変更
	料金表第 1 表第 2 類第 2 2 料金額 2-2-1／インマルサット移動地球局	インマルサット-B GAN／F B B インマルサット-B G AN-H S D／F B B-H S D インマルサットエアロに変更
	料金表第 1 表第 2 類第 2 2 料金額 2-2-1／備考	インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等により B、B H S D、M、ミニM／フリート／M4、B G A N／F B B、B G A N-H S D／F B B-H S D、エアロ、M4-H S D／F-H S D の区別があります。に変更
	料金表第 1 表第 2 類第 2 2 料金額 2-2-2	インマルサット-B、インマルサット-B-H S D、インマルサット-M、インマルサット-ミニM／フリート／M4、インマルサット-M4-H S D／F-H S D を料金表から削除
令和元年 7 月 1 日	第 3 条	事業者変更追加
	第 36 条（6）	事業者変更時の工事費残債の取り扱い
	第 49 条	IP 通信網契約者等の氏名者の通知先に事業者変更先事業者追記
令和元年 10 月 1 日	—	各種料金記載部分の税別への記載統一
令和元年 10 月 15 日	第 20,23,32,48 条	警察機関から特殊詐欺に関与したとして付加機能の提供の請求の承諾をしない旨の要請への対応 追加

光アクセスサービスpowered by TG光 重要説明事項

2020年1月6日／Ver.4.1

サービス名称: ホクセツ光 サービス提供者: 株式会社創造舎

(本重要説明事項は弊社が規定する「IP通信網サービス契約約款」に優先して適用されます。)

契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください。

(1)サービスに関する規約

「IP通信網サービス契約約款」(以下「本約款」といいます。)をお読みいただき、同意のうえお申込下さい。

(2)お申込サービスの内容について

■サービス概要

- ホクセツ光(以下「本サービス」といいます。)は、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」といいます。)又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます。)から提供される卸電気通信サービスを株式会社ティーガイア(以下「卸事業者」といいます。)を介して弊社が再提供する電気通信サービスです。
- 本サービスは、新規に申込を行うことにより、またはNTT東日本又はNTT西日本が提供する下記のFTTHアクセス回線提供サービスをすでに利用されているお客様が弊社の本サービスへと契約を切り替え(以下「転用」といいます。)たうえで申込みを行うことによりまたNTT東日本またはNTT西日本がFTTHアクセス回線提供サービスに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供するFTTHアクセス回線提供サービスをすでに利用されているお客様が弊社のFTTHアクセス回線へと契約を切り替え(以下「事業者変更」といいます。)たうえで申込みを行うことにより、利用できるサービスです。
- 本サービスの内容、サービスの提供条件、その他詳細については本約款によりお客様に提示されるものとします。
- 弊社は、卸事業者若しくは卸事業者とNTT東日本又はNTT西日本との契約の変更または終了等により、予告なく、本サービスの内容を変更し、またはその提供を終了することができます。
- 弊社がサービスの提供を終了する場合、弊社又は卸事業者等が提供するIP通信網サービスに係る契約の申込みを勧誘等することがあることを、予め承します。

■FTTHアクセス回線タイプ

- 弊社が提供する戸建住宅向けのFTTHアクセス回線(NTT東日本が提供する以下のFTTHアクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT東日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光クロス	ホクセツ光 ファミリー・エックスタイプ(E)
フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ	ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ(1GB Wi-Fi付)(E)
フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ	ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ(E)
フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ	ホクセツ光 ファミリー・ハイスピードタイプ(E)
フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ	ホクセツ光 ファミリータイプ(E)
フレッツ 光ライプラス ファミリータイプ	ホクセツ光 ミニライト・ファミリータイプ(E)

- 弊社が提供する戸建住宅向けのFTTHアクセス回線(NTT西日本が提供する以下のFTTHアクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT西日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光クロス	ホクセツ光 ファミリー・エックスタイプ(W)
フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパー・ハイスピードタイプ集	ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ(W)
フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ	ホクセツ光 ファミリー・ハイスピードタイプ(W)
フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ	ホクセツ光 ファミリータイプ(W)
フレッツ 光ライプラス ファミリータイプ	ホクセツ光 ミニライト・ファミリータイプ(W)

- 弊社が提供する集合住宅向けのFTTHアクセス回線(NTT東日本が提供する以下のFTTHアクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT東日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ	ホクセツ光 マンション・ギガタイプ(1GB Wi-Fi付)(E)
フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ	ホクセツ光 マンション・ギガタイプ(E)
フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ	ホクセツ光 マンション・ハイスピードタイプ(E)
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ	ホクセツ光 マンションタイプ(E)

- 弊社が提供する集合住宅向けのFTTHアクセス回線(NTT西日本が提供する以下のFTTHアクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT西日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光ネクスト マンション・スーパー・ハイスピードタイプ集	ホクセツ光 マンション・ギガタイプ(W)
フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ	ホクセツ光 マンション・ハイスピードタイプ(W)

■最大通信速度

- 概ね 10Gbps の FTTH アクセス回線(NTT 東日本が提供する以下の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT東日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光クロス	ホクセツ光 ファミリー・エックスタイプ(E)

- 概ね 10Gbps の FTTH アクセス回線(NTT 西日本が提供する以下の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT西日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光クロス	ホクセツ光 ファミリー・エックスタイプ(W)

- 概ね 1Gbps の FTTH アクセス回線(NTT 東日本が提供する以下の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT東日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ	ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ(1GB Wi-Fi付)(E)
フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ	ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ(E)
フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ	ホクセツ光 マンション・ギガタイプ(1GB Wi-Fi付)(E)

- 概ね 1Gbps の FTTH アクセス回線(NTT 西日本が提供する以下の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT西日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパー・ハイスピードタイプ集	ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ(W)
フレッツ 光ネクスト マンション・スーパー・ハイスピードタイプ集	ホクセツ光 マンション・ギガタイプ(W)

- 200Mbps の FTTH アクセス回線(NTT 東日本が提供する以下の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT東日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ	ホクセツ光 ファミリー・ハイスピードタイプ(E)
フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ	ホクセツ光 マンション・ハイスピードタイプ(E)

- 200Mbps の FTTH アクセス回線(NTT 西日本が提供する以下の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT西日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ	ホクセツ光 ファミリー・ハイスピードタイプ(W)
フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ	ホクセツ光 マンション・ハイスピードタイプ(W)

- 200Mbps の FTTH アクセス回線(NTT 東日本が提供する以下の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT東日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ	ホクセツ光 ミニライト・ファミリータイプ(E)
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ	ホクセツ光 マンションタイプ(E)

- 100Mbps の FTTH アクセス回線(NTT 東日本が提供する以下の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT東日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ	ホクセツ光 ファミリータイプ(E)
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ	ホクセツ光 マンションタイプ(E)

- 100Mbps の FTTH アクセス回線(NTT 西日本が提供する以下の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。)

NTT西日本が提供するサービス名	弊社サービス名
フレッツ 光ネクスト ファミリー	ホクセツ光 ファミリータイプ(W)
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ	ホクセツ光 マンションタイプ(W)

- ※通信速度は、FTTH アクセス回線のタイプにより異なります。

- ※通信速度は、お客様宅内に設置する回線終端装置から弊社が提供を受ける設備までの間における理論上の最大速度です。

- また本サービスは、ベストエフォート方式のサービスとなりますので速度は理論上の最高値であり、その高速性、常時接続性に関し保証するものではありません。

(3)サービス利用料金

■初期費用(回線新規申込の場合)

- 契約手数料 3,000円(税抜)

- 初期工事費 18,000円(税抜)

- ※土・日・祝日の工事の場合は、初期工事費総額が3,000円(税抜)増額になります。

- ※お客様のご利用環境によって工事費は変動する場合がございます。

- ※屋内配線の工程がない場合、またはマンションタイプLAN配線方式の場合、初期工事費は7,600円(税抜)となります。

- ※担当者の派遣を伴わない工事の場合、初期工事費は2,000円(税抜)となります。

- ※初期工事費の請求は以下の通り分割となります(税抜表記)。

東日本エリア(E)	西日本エリア(W)
【ファミリータイプ】(屋内配線の工程がある場合) 600円/月 * 30ヶ月(30ヶ月一律)	【ファミリータイプ】(屋内配線の工程がある場合) 初月: 1,500円 2回目以降: 550円/月 * 30ヶ月
【ファミリータイプ】(屋内配線の工程がない場合) 253円/月 * 29ヶ月 + 30ヶ月目(最終月)のみ 263円	【ファミリータイプ】(屋内配線の工程がない場合) 初月: 1,000円 2回目以降: 220円/月 * 30ヶ月
【マンションタイプ】(屋内配線の工程がある場合) 500円/月 * 30ヶ月(30ヶ月一律)	【マンションタイプ】(屋内配線の工程がある場合) 初月: 1,500円 2回目以降: 450円/月 * 30ヶ月
【マンションタイプ】(屋内配線の工程がない場合) 253円/月 * 29ヶ月 + 30ヶ月目(最終月)のみ 263円	【マンションタイプ】(屋内配線の工程がない場合) 初月: 1,000円 2回目以降: 220円/月 * 30ヶ月

※初期工事費は、工事の着手時点で発生し、当該工事着手時点以降サービス開始日までに、本サービスのお申し込みキャンセルのお申し出があった場合、その工事に要した費用をお支払いいただことがあります。
※その他詳細は本約款をご確認ください。

- 初期費用(NTT東日本又はNTT西日本が提供する既設のFTTHアクセス回線からの転用申込の場合又は事業者変更による新規申込の場合)
 - 契約手数料 3,000円(税抜)
 - ※転用又は事業者変更に伴い回線の種類が変更になる場合は別途工事費用がかかります。

■月額費用(対象のプランに✓)

✓欄	プラン名	約款掲載価格(税抜)	特別価格(税抜)
□	ホクセツ光 ファミリー・エックスタイプ(E)	月額基本料金 6300 円	
□	ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ(1GB Wi-Fi付)(E)	月額基本料金 5,500 円	
□	ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ(E)	月額基本料金 5,200 円	
□	ホクセツ光 ファミリー・ハイスピードタイプ(E)	月額基本料金 5,200 円	
□	ホクセツ光 ファミリータイプ(E)	月額基本料金 5,200 円	
□	ホクセツ光 マンション・ギガタイプ(1GB Wi-Fi付)(E)	月額基本料金 4,100 円	
□	ホクセツ光 マンション・ギガタイプ(E)	月額基本料金 3,800 円	
□	ホクセツ光 マンション・ハイスピードタイプ(E)	月額基本料金 3,800 円	
□	ホクセツ光 マンションタイプ(E)	月額基本料金 3,800 円	
□	ホクセツ光 ファミリー・エックスタイプ(W)	月額基本料金 6300 円	
□	ホクセツ光 ファミリー・ギガタイプ(W)	月額基本料金 5,200 円	
□	ホクセツ光 ファミリー・ハイスピードタイプ(W)	月額基本料金 5,200 円	
□	ホクセツ光 ファミリータイプ(W)	月額基本料金 5,200 円	
□	ホクセツ光 マンション・ギガタイプ(W)	月額基本料金 3,800 円	
□	ホクセツ光 マンション・ハイスピードタイプ(W)	月額基本料金 3,800 円	
□	ホクセツ光 マンションタイプ(W)	月額基本料金 3,800 円	
□	【(W)各プラン標準装備】セキュリティ対策ツール1ライセンス/回線	月額基本料金 0 円※	
□	【(W)各プラン限定】ホクセツ光(W)V6オプション	月額基本料金 0 円	
□	【(W)各プラン限定】ホクセツ光(W)V6オプション追加ネーム	月額基本料金 100 円	

* NTT西日本エリアにて転用又は事業者変更するお客様に限定され、新規のお客様は対象外です。

機器利用料(Е)

無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(無線LAN対応型ホームゲートウェイ) 月額基本料金 300円(税抜)

機器利用料(W)

無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(無線LAN対応型ホームゲートウェイ) 月額基本料金 550円(税抜)

ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ) 基本装置 月額基本料金 450円(税抜)

無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(無線LAN対応型ホームゲートウェイ)増設装置 月額基本料金 100円(税抜) ※単独不可上記HGWに追加。

TG光ミニライト ファミリータイプ

✓欄	プラン名	約款掲載価格(税抜)	特別価格(税抜)
	TG光ミニライト ファミリータイプ(E)基本料金	月額基本料金 3,800円	
□	TG光ミニライト ファミリータイプ(E)通信量	24円／100MB ※100MB未満の利用料は切り上げ	
	TG光ミニライト ファミリータイプ(E)基本料金+通信料(上限)	月額基本料金 5,500円	
	TG光ミニライト ファミリータイプ(W)基本料金	月額基本料金 3,800円	
□	TG光ミニライト ファミリータイプ(W)通信量	24円／100MB ※100MB未満の利用料は切り上げ	
	TG光ミニライト ファミリータイプ(W)基本料金+通信料(上限)	月額基本料金 5,500円	

・TG光ミニライトは戸建て住宅向けの2段階定額の料金プランです。お客様のご利用状況によっては定額のTG光よりも高額となる場合があります。

・通信料はご契約回線ごとに毎月、上り(データ送信)・下り(データ受信)の通信量に基づき計算し、ご請求をさせて頂きます。

・料金計算の為、ご利用になった通信量の情報について、NTT東西で記録し当社へ情報連携します。

・ご利用になった通信量はご契約の光回線からNTT東西のWEBページにて確認が出来ます。確認には回線ID及びアクセキーが必要です。ご契約の光回線以外からは確認出来ません。

NTT東日本 <https://flets.com/next/square/connect/>

NTT西日本 (IPv6ご利用) <https://www.flets-west.jp> (IPv4ご利用) <https://www.v4flets-west.jp>

・1か月あたり3,000MBまでの利用量が基本料金に含まれます。

・v6オプション利用時はv6オプション利用相当の情報量として40MBが加算されます。NTT東日本エリアでご利用の場合は料金計算時には減算します。

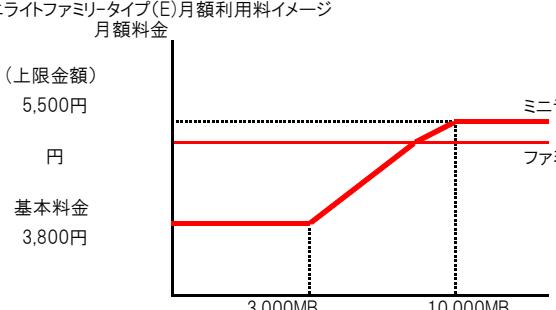
・通信料における小数点以下の端数調整の為、9,900MBから10,000MB間は44円／100MBにて通信料を課金します。

・通信料はインターネット網へ接続する(WEBページ閲覧、電子メール送受信、050IP電話等)データ通信により発生します。

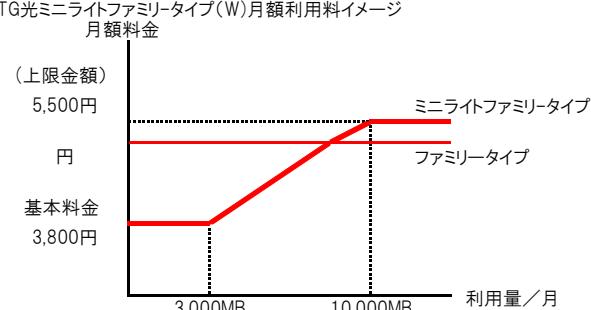
ご利用の端末やソフトウェアによっては自動的に通信が行われ、通信量が発生する場合がありますのでご注意ください。(OSの自動アップデート等)

・利用量測定及びインターネット接続のため、「ナンバー通知機能」を「通知する」にさせて頂きます。「非通知」に変更した場合、インターネット接続(PPPoEにより接続するものに限ります)が利用できません。ただし、フレッツナンバー通知機能が「非通知」の設定の場合でも、インターネットに接続しない利用方法(ひかり電話のみのご利用等)は可能です。

TG光ミニライトファミリータイプ(E)月額利用料イメージ



TG光ミニライトファミリータイプ(W)月額利用料イメージ



■【割引プラン選択時】最低利用期間(違約金)について

・最低利用期間を経過する前に利用契約を解除した場合は、「IP通信網サービス契約約款」に定める金額に加えて下記違約金をお支払を頂きます。

○最低利用期間 開通日(転用日)翌月より 6か月

利用開始日が属する月の翌月を1ヶ月目とし、6ヶ月後の月末までとします。

○違約金

期間設定	違約金(非課税)	
開通(転用)日翌月から	6	か月末満
6 か月以上	12	か月末満
12 か月以上	24	か月末満
24 か月以上	36	か月末満
36 か月以上		0 円

■その他付随する条件が発生する場合に記載

No.	対象プラン等	価格等(税抜)	その他条件等
1			
2			

(4)お申込サービスの注意事項**■料金に関する注意事項**

- 次の場合、本サービスのご利用を停止又は、契約を解除する場合があります。
 - 一お支払期限を過ぎても、ご利用料金のお支払いがない場合。
 - 一お支払期日後にお支払い頂き、弊社料金担当がお支払の事実を確認できなかった場合。
- ※ その他の利用停止又は解除事由については本約款をご確認ください。
- ご利用場所の状況により、お申し込み時に選択されたFTTHアクセス回線のタイプと、実際に開通した際のFTTHアクセス回線のタイプが異なる場合があります。その場合、表示の料金と実際のご請求金額が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご利用開始月の月額基本料金は日割り計算となります。
- 解約月の月額基本料金は日割り計算となります。
- 弊社は、弊社のお客様に対する利用料その他の債権を債権回収会社等の第三者に譲渡することができます。
- お支払い日等については、別途ご記入いただく「預金口座振替依頼書及び債権譲渡承諾書」をご確認ください。
- その他利用料金等に関する詳細は本約款をご確認ください。

■お申込に関する注意事項**(サービスの提供について)**

- 弊社所定の審査により、お申込をお受けできない場合がございます。
- サービス提供地域内でも、申し込み状況、設備状況等の調査結果によりサービス提供できないことがあります。
- 新規に本サービスをお申し込みの場合、受付後の設備状況確認の結果等により、お申し込み時の内容と異なる回線とそれに対応したプランが適用される場合があります。
- すでにNTT東日本又はNTT西日本のフレッツ光ネクストサービスをご利用中の場合は、ご希望の回線に関係なく現在ご利用中の回線とそれに対応したプランが適用されます。
- FTTHアクセス回線のタイプの変更をご希望の場合は、弊社にご連絡をお願いいたします。

(転用について)

- 転用に伴い、NTT東日本の提供する「フレッツ光メンバーズクラブ」は解約となり、フレッツポイントは失効します。
- 転用に伴い、NTT西日本の提供する「CLUB NTT WEST」は解約となり、フレッツポイントは失効します。
- 転用に伴い、転用前にNTT東日本又はNTT西日本が適用していた各種割引サービスおよびキャンペーンも終了となります。
- 転用後、本サービスを解約した場合、NTT東日本又はNTT西日本の提供するオプションサービスも解約となりますのでご注意ください。
- NTT東日本又はNTT西日本に対してフレッツ光の初期工事費用を分割払いされているお客様について、転用が完了した時点で当該費用のお支払いが残っている場合、その残額を毎月弊社から請求させていただきます。また、転用に伴いNTT東日本又はNTT西日本に対して支払わなければならない解約違約金等がある場合には、その同額を弊社から一括又は分割で請求させていただきます。
- ご利用中のNTT東日本又はNTT西日本のひかり電話およびリモートサポートサービスは、本サービスへの転用時に自動的に転用され、引き続きご利用いただけます。この場合、提供元は弊社となり、サービス内容が一部変更となる場合があります。
- ひかり電話・リモートサポートサービス及び24時間出張修理オプション以外のオプションサービスは引き続きNTT東日本から提供されます。
- また、NTT西日本エリアで御利用のお客様は、ひかり電話・リモートサポートサービス及び24時間出張修理オプションに加え、V6サービス、セキュリティ対策ツール(転用・事業者変更回線のみ)以外のオプションサービスは引き続きNTT西日本から提供されます。
- 詳しくはNTT東日本又はNTT西日本にお問い合わせください。

(事業者変更について) 他光コラボレーション事業者からの変更

- 変更元事業者から提供されているプロバイダーサービスを含むオプションサービスや割引サービス、レンタルサービスは廃止・変更となる場合があります。サービス詳細等につきましては変更元事業者へご確認下さい。
- 変更元事業者との光回線契約は事業者変更日をもって解約となります。解約月の料金・解約金等につきましては変更元事業者へご確認下さい。
- 変更元事業者のサービスとして「フレッツ・テレビ」をご利用中の場合は、サービス提供元がNTT東日本又はNTT西日本に変更となり、NTT東日本又はNTT西日本よりお客様に手数料1,800円がご請求されます。
- また、必ず契約変更日までにお客様ご自身にてNTT東日本又はNTT西日本ホームページにて利用条件等のご確認をお願い致します。

(ファミリー・エックススタイル申込について(東日本エリア・西日本エリア共通))

- 提供エリアは東京都23区の一部、及び大阪市、名古屋市(2020年5月11日以降)となります。
- 光電話はご利用いただけません。ご利用回線からのプラン変更等の場合は光電話の廃止処理が必要です。
- インターネットのご利用には、本サービスに対応したプロバイダとの契約が必要です。(本サービスはIPv6接続のみ)

(ファミリー・エックススタイル申込について(西日本エリアのみ))

- 転用及び事業者変更のお手続きが出来ません。
- プラン変更及び移転のお手続きの際は回線IDが変更となります。
- フレッツテレビ(NTT西日本提供)はご利用いただけません。
- フレッツ・V6オプションサービスは自動付与となります。またフレッツV6オプションにおいて簡易な識別子(ネーム)機能は提供用いたしません。

(工事について)

- FTTHアクセス回線をご利用いただくには、光ファイバーをお客さまの建物に引き込む工事が必要となるため、賃貸住宅等当該建物の所有者がお客様と異なる場合、あらかじめ家主さまなど家主さまの承諾が必要です。承諾をいただいている場合は後日弊社より連絡させていただきます。
- 弊社は工事の実施に基づく家主さまとのトラブルに關し、一切責任を負いません。
- 工事は、お客様の立ち会いが必要となります。ただし、お客様の環境によっては、工事が不要の場合もあります。
- 工事の日程は、お申し込み後に追って弊社担当者よりご連絡します。
- 工事の予定が混み合っている場合、お客様の希望日時に工事ができない場合があります。あらかじめご了承ください。
- 光ケーブルの引き込み方法およびご提供メニューに關し、お客様のご希望に添えない場合があります。
- 室内工事において、既設の引込み口が利用できない等やむをえない場合に限り、外壁に穴あけ・貫通等の施工を行なうことがありますのであらかじめご了承ください。実際の施工内容は工事当日にご案内いたします。なお、お客様ご希望の施工方法によっては、追加料金が発生する場合があります。
- 工事の実施が決定したあとであっても、現地の設備状況などによって工事ができず、本サービスを提供出来ない場合があります。
- なお、工事が実施できないことにより、お客様又は第三者に損害が生じた場合でも弊社は一切責任を負いません。

(利用制限について)

- 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合のほか、弊社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
- 通信時間が一定時間を超えるとき、または通信容量が一定容量を超えるときは、通信を制限、もしくは切断することがあります。
- 有害情報が掲載されたウェブサイトや画像、動画等の閲覧を制限することがあります。
- お客様の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。

■解約に関する注意事項

〈撤去工事について〉

- 光ファイバーケーブルの撤去工事が必要な場合は、弊社からの契約の解約についてのご連絡の際に、当該光ファイバーケーブル等を取り外すための工事日の調整をさせていただき、当該工事日に回線終端装置の取り外しなどを行います。お客さまご自身で回線終端装置を取り外したり、廃棄したりしないようお願いいたします。
- ※回線終端装置に接続されている光ファイバーケーブルを取り外して、断芯箇所に触れたりのぞき込んだりするのは大変危険ですのでおやめください。
- ※引越しに伴ってプラン変更をされる場合は、移転前にご利用機器の撤去が必要です。引越しが決まりましたら早めに手続きをお願いいたします。
- ※回線撤去工事費がかかる場合があります。

〈機器の返却について〉

- 撤去工事の必要がない場合は、お客さまご自身で回線終端装置等の設置機器をご返却ください。解約手続き後、当該機器の設置場所住所にNTT東日本又はNTT西日本から機器回収キットをお送りしますので、お手元に届きましたら、ご案内に従ってNTT東日本又はNTT西日本へ返却手配をお願いします。
- ※返却がない場合、弊社より違約金を請求させていただく場合があります。
- ※撤去工事を行う場合は工事業者が当該機器を回収しますので、お客さま自身でご返却いただく必要はございません。

(5)各種お手続き

- 解約、プラン変更等に関しては、営業担当者か(7)お問い合わせ先へご連絡の上、弊社所定用紙によるお申込が必要です。(手続きには数日かかります)
- 名義変更、移転、事業者変更承諾番号発行等に伴い各種手数料が発生いたします。

(6)初期契約解除制度のご案内

- 本契約により締結した電気通信役務は、初期契約解除制度の対象です。ただし、法人のお客さまには本制度は適用されません。
- 初期契約解除制度により、お客さまは、後日お客さまに送付される契約書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面等により本契約の解除を行うことができます。
- 初期契約解除の効力は弊社へ解除の申し出を書面等で発した時に生じます。
- ※期限内のお申し出でない場合、契約解除のお申し込みを受付できない場合があります。
- ※契約書面は電子メールで送付される場合もありますこと予めご了承願います。
- この場合、お客さまに対して①損害賠償もしくは違約金その他の金銭等は請求いたしません。
- ②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求いたします。
- この場合における②の金額は本重要説明事項の(3)サービス利用料金の「初期費用」と、「月額費用(※)」に記載した額となります。
- ③また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く。)をお客さまに返還いたします。
- ※月額費用は、お客さまのご契約プランの料金を日割り計算いたします。
- 「プロバイダがセントになったプラン」をご契約の場合、弊社サービスの初期契約解除を行っても自動解約とならず、月額料金が発生し続ける場合や、プロバイダから違約金を請求される場合があります。プロバイダとのご契約状況についてはお客さまにてご確認をお願いいたします。
- 弊社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客さまが告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合で、お客さまが初期契約解除をご希望の場合は、弊社より改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載した書面をお客さまに交付いたします。
- お客さまはその書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。
- 本件に関するお問い合わせ・書面等を送付いただく際は、(7)お問い合わせ先までお願いいたします。
- 初期契約解除の際は、次の情報をお申し出下さい。
- ・ご契約者名(フリガナ)
- ・ご契約者住所
- ・ご連絡先電話番号
- ・ご契約回線ID
- ・ご利用サービス名
- ・書面発効日

<注意事項:転用後に初期契約解除を行い、NTT東日本又はNTT西日本を含む他事業者のFTTHアクセス回線に移行する場合>

- 移行先のサービス提供事業者に対して、お客さまご自身で新規契約のお手続きを行っていただく必要があります。
- 回線の解約に伴う工事、および、移行先のサービスの開通工事が必要となります。また、工事までには期間を要する場合があり、その期間はサービスをご利用できません。
- 移行先のサービスの初期費用(契約料、工事費)が必要となります。
- 契約IDや電話番号が変更となる場合があります。

(7)お問い合わせ先

■ ホクセツ光 受付センター(各種お申込や変更手続き、ご契約内容の確認等)
・ 電話でのお問い合わせ : 06-4809-5000
・ メールでのお問い合わせ : kobayashi@sohzohsha.co.jp
・ <https://www.sohzohsha.co.jp>
・ 受付時間: 9:00~18:00
・ 休業期間: 土・日・祝日 及び 夏季休暇・年末年始休業期間

■ 光故障受付センター(通信の不具合や機器故障等)
・ 0120-805-113
・ 年中無休 (24時間受付)
※一部時間、録音応対

サービス名称：ホクセツ光 光電話 サービス提供者：株式会社創造舎

届出番号 電気通信事業者 第E-28-03971号

(本重要説明事項は弊社が規定する「音声利用IP通信網サービス契約約款」に優先して適用されます。)

契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください。

(1)サービスに関する規約

「音声利用IP通信網サービス契約約款」(以下「本音声約款」といいます。)をお読みいただき、同意のうえお申込下さい。

(2)本サービスの概要

- ・ ホクセツ光 光電話(以下「本サービス」といいます。)は、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」といいます。)又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます。)から提供される卸電気通信サービスを株式会社ティーガイア(以下「卸事業者」といいます。)を介して弊社が再提供する光電気通信網を用いたIP電話サービスです。
- ・ 本サービスは、新規に申込みを行うことにより、NTT東日本またはNTT西日本が提供するFTTHアクセス回線提供サービスをすでに利用されているお客様が弊社のFTTHアクセス回線へと契約を切り替え(以下「転用」といいます)たうえで申込みを行うことによりまたNTT東日本またはNTT西日本がFTTHアクセス回線提供サービスに関する契約を締結している他の電気通信事業者が提供するFTTHアクセス回線提供サービスをすでに利用されているお客様が弊社のFTTHアクセス回線へと契約を切り替え(以下「事業者変更」といいます)たうえで申込みを行うことにより、利用できるサービスです。
- ・ 本サービスの内容、サービスの提供条件、その他詳細については別途弊社が定めるサービスに関する諸規定によりお客様に提示されるものとします。
- ・ 弊社は、卸事業者若しくは卸事業者とNTT東日本又はNTT西日本との契約の変更または終了等により、予告なく、本サービスの内容を変更し、またはその提供を終了することができます。
- ・ 弊社がサービスの提供を終了する場合、弊社又は卸事業者等が、卸事業者等が提供するIP通信網サービスに係る契約の申込みを勧誘等することがあることを、予め了承します。
- ・ 本サービスの各プランについて
 - ・ ホクセツ光 光電話 基本プラン / ホクセツ光 光電話の標準プランとなります。
 - ・ ホクセツ光 光電話 アドバンストタイプ / 標準プランに予めオプションサービスがセットされたプランとなります。
 - ・ ホクセツ光 光電話 オフィスタイプ / 最大8回線分32番号が使用できるオフィス用プランとなります。
 - ・ ホクセツ光 光電話 オフィスアドバンストタイプ / 最大32チャネル7000番号までご利用いただけるオフィス用プランとなります。

(3)ご提供条件について

- ・ 本サービスのご利用には、以下のサービスのご契約が必要です。
ホクセツ光 ファミリータイプ(各プラン) / ホクセツ光 マンションタイプ(各プラン) ※ ホクセツ光ファミリー・エックスタイプはご利用いただけません。
- ・ 本サービスのご利用には、弊社がレンタルで提供する「ホームゲートウェイ」などが必要です。
- ・ 114(お話し申しらべ)など、一部かけられない番号があります。

(4)転用について

- ・ 転用後、本サービスを解約した場合、NTT東日本またはNTT西日本の提供するオプションサービスも解約となりますのでご注意ください。
- ・ ご利用中のNTT東日本またはNTT西日本のひかり電話は、本サービスへの転用・事業者変更により、引き続きご利用いただけます。
この場合、提供元は弊社となり、サービス内容が一部変更となる場合があります。

(5)現在お使いの電話番号を番号ポータビリティとして利用する場合について

- ・ NTT東日本またはNTT西日本の加入電話などをご利用いただいているお客様が、本サービスを同一設置場所でご利用いただく場合、現在ご利用中の電話番号をそのまま利用することを番号ポータビリティといいます。
※番号ポータビリティのご利用には、別途1番号毎に同番移行工事費がかかります。(2,000円:税抜)
- ・ 番号ポータビリティのご利用には、NTT東日本またはNTT西日本の加入電話などの利用休止または契約の解除などをしていただく必要があります。
※加入電話などの利用休止の際、別途利用休止工事費がNTT東日本またはNTT西日本より請求されます。利用休止から5年間を経過し、更にその後5年間(累計10年間)を経過してもお客様から利用休止の継続、再利用のお申し出がない場合には解約の扱いとなります。
詳細はNTT東日本またはNTT西日本などにお問い合わせください。
- ・ 番号ポータビリティを利用している場合で、設置場所を変更(引越しなど)する際は、NTT東日本またはNTT西日本の加入電話などにおいて同一番号で移行可能なエリア内に限り、移転先で同じ番号をご利用いただくことが可能です。
- ・ 加入電話などの利用休止または契約解除に伴い、休止対象の電話番号でご利用のNTT東日本またはNTT西日本にて提供するサービス(割引サービスなど)は解約となります。
- ・ 本サービスはマイライン対象外です。したがって加入電話などから現在お使いの電話番号を継続して本サービスでご利用されるお客様の場合、マイライン契約は解除されます。
- ・ 定額料金の発生する割引サービスなどの他社電話サービスにご加入の場合、必要に応じてお客様ご自身でそのサービス提供者さまへの利用終了の連絡を行ってください。利用の如何に関わらず、料金が発生する場合がありますのでご注意ください。
- ・ 月額利用料の発生するサービスや、定額料金の発生する割引サービスなどの電話サービスにご加入の場合、必要に応じてお客様ご自身でサービスの利用終了の連絡を行ってください。利用の如何に関わらず、料金が発生する場合がありますのでご注意ください。
- ・ 「通話転送サービス」は、加入電話などのボイスサーブと一部機能が異なります。
- ・ 「通話料着信者負担サービス」は、加入電話などで提供している「フリーアクセス」と一部機能が異なります。
- ・ お客様が弊社に対して、番号ポータビリティを伴う光電話サービスの申込み手続きを行う際に、NTT東日本またはNTT西日本が、NTT東日本またはNTT西日本の保有するお客様の固定番号に関する契約情報などを弊社に提供する場合があることについて同意いただきます。
※ご契約者の氏名・会社名、住所、連絡先、付加サービス等のご利用の有無等
なお、NTT東日本またはNTT西日本から提供された契約者情報は、番号ポータビリティを伴う光電話サービスの申込み手続きを円滑に行うため、また、お客様がその申込み内容を補正することを可能とするためのみに利用いたします。

(6)本サービス解約時の電話番号の扱いについて

- ・ 本サービスにてご利用となる電話番号は、当該電話番号がNTT東日本またはNTT西日本の加入電話などから番号ポータビリティされたものである場合に限り、本サービスの解約時に、再度NTT東日本またはNTT西日本の加入電話などへ番号ポータビリティして継続利用することができます。
- ・ 事業者変更にて他のコラボ事業者へ転出された場合は光電話番号は継続利用することができます。
- ・ 上記の場合を除き、本サービスでご利用の電話番号を、本サービス解約時に、番号ポータビリティして継続利用することはできません。

(7)ご利用上の注意事項

① 緊急通報などについて

- ・ 緊急通報番号(110/119/118)へダイヤルした場合、発信者番号通知の通常通知・非通知にかかわらずご契約者の住所・氏名・電話番号を接続相手先(警察/消防/海上保安)に通知します(一部の消防を除く)。
なお、「114」をつけてダイヤルした場合には通知されませんが、緊急機関側が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合には、同機関が発信者の住所・氏名・電話番号を取得する場合があります。
- ・ 停電時は緊急通報を含む通話ができません。携帯電話やPHSまたはお近くの公衆電話をご利用願います。

② 工事及び電話番号取得について

- ・ お客様のご利用場所および設備状況などにより、ご利用開始までの期間は異なります。
- ・ 設備状況などにより、サービスのご利用をお待ちいただけない場合があります。
- ・ 新規で電話番号を取得する際、お客様に番号を選んで頂く場合、工事をするまでは電話番号は確定されませんので予めご了承願います。

③ 接続できない番号について

- ・ 本サービスでは、一部接続できない番号があります。詳しくは、NTT東日本またはNTT西日本WEBサイトでご確認ください。
- 1 本サービスから電気通信事業者を指定した発信(番号の頭に「00××」を付加)などはできません。一部電話機・FAXなどに搭載されている「固定電話から携帯電話への通話サービスに対応した機能(例:携帯電話設定機能(0036自動ダイヤル機能))」や、NTT製以外の一部電話機・FAXなどに搭載されている「ACR(スーパーACRなど)機能」が動作中の場合、通信事業者選択機能が働き、本サービスからの発信ができなくなる場合があります。

本サービスをご利用になる前に、上記機能の停止や提供会社さまへの解約手続きを行ってください。

- 2 一部の「1××」の番号への発信はできません。
106(コレクトコール「コミュニケーション」)、108(自動コレクトコール)など
- 3 114(お話し中調べ)など、一部かけられない番号があります。
- 4 着信者課金サービスご契約者さまが本サービス(IP電話)を着信させない契約としている場合は本サービスから当該着信者課金サービスの接続はできません。
- 5 #ダイヤル(一般加入電話などで提供のもの)への発信はできません。
- ④ ご契約の事業者さまへ連絡を要するサービスについて
- ガス漏れなどの自動通報・遠隔検針など、ノーリングサービスをご利用の場合
ご契約の事業者さま(ガス会社など)により、その扱いが異なります。お客様ご自身で必ずご契約の事業者さまに本サービスに変更する旨の連絡を行ってください。「発信者電話番号表示」をご契約いただくことで、本サービスでもノーリングサービスと同等のサービスをご利用可能な場合もございますので、ご契約の事業者さまへご相談ください。
 - セキュリティサービスをご利用の場合
ご契約の事業者さま(警備会社など)により、その扱いが異なります。お客様ご自身で、必ずご契約の事業者さまへ、本サービスに変更する旨の連絡を行ってください。
 - 着信課金サービスをご利用の場合
着信課金サービス提供事業者さまにおいて、本サービスは契約可能な回線として指定されていない場合があります。お客様ご自身で、必ずご契約の事業者さまへ、本サービスに変更する旨の連絡を行ってください。
(各事業者さまとの解約手続きなどが必要となる場合があります)。
- ⑤ ご利用機器について
- ISDN対応電話機、G4FAXなど、ご利用いただけない電話機があります。(アダプタなどの追加によりご利用いただけるISDN対応電話機もございます)
 - FAXはG3モードのみご利用いただけます。
※G4モードなどのデジタル通信モードではご利用いただけません。
※スーパーG3モードの場合、通信環境によりご利用いただけない場合があります。
※G3モードでご利用であっても、通信相手がISDN回線をご利用の場合、通信相手側のターミナルアダプタなどの設定によっては、本サービスからのFAX送信ができない場合があります。
 - モデム通信については、お客様の宅内環境、通信機器、回線状況の影響を受けることがあります。
 - 加入電話などでご利用のレンタル電話機の継続利用はできません。「116」へ解約手続きを行ってください。
 - ホームゲートウェイの接続は、弊社よりお知らせした、本サービスの開通日以降に実施してください。本サービスの開通日以前に接続した場合、インターネットおよび本サービスはご利用いただけません。
 - ホームゲートウェイを初めて接続する場合など、電源を入れたあと、起動するまで5分程度かかることがあります。
 - ホームゲートウェイは、回線終端装置(またはVDSL宅内装置)とLANケーブルで直接接続してください。ホームゲートウェイと回線終端装置(またはVDSL宅内装置)の間に、ハブやルーター等を接続すると本サービスを正常にご利用いただくことができない場合があります。
接続できる電話機の台数は、2台までとなります
電話機に接続されているアポンをご利用の場合、屋内配線工事が必要となる場合があります。設置された工事会社さまへ確認を行ってください。
 - ホームゲートウェイをVDSL機器または回線終端装置との一体型でご利用のお客さまが本サービスを廃止する場合、一体型機器をご利用のままホームゲートウェイ機能を自動停止させていただくか、VDSL機器または回線終端装置にお取替えさせていただきます。
ルーター機能および無線LAN機能はご利用いただけませんので、ご了承ください。
- ⑥ ホームゲートウェイバージョンアップについて
- ホームゲートウェイのバージョンアップはホームゲートウェイが定期的に自動チェックし、お客様が受話器を取り上げた際、「ピーピーピーピー」という音にて通知しますので、お客様ご自身にて実施していただく必要があります。
- ⑦ 料金について
- 初期費用(税抜)

区分		単位	初期費用(税抜)
基本工事費	交換機工事のみの場合	1工事ごと	1,000円
	NTT東日本またはNTT西日本がお伺いして機器工事を行う場合	1工事ごと	4,500円
交換機工事費	基本機能	1利用回線ごと	1,000円
	テレビ電話・高品質電話・データ接続通信		無料

※光アクセスサービスと本サービスを同時に工事される場合は、本サービスの基本工事費は減額されます。

※上記の工事費は代表的な工事費費用です。付加サービスをご利用になる場合やホームゲートウェイの設置など、工事の内容によっては別途工事費が発生する場合があります。

- 月額利用料(税抜)(対象のプランに✓)

✓欄	プラン	約款掲載価格(税抜)	備考欄
□	ホクセツ光 光電話基本プラン	500円	
□	ホクセツ光 光電話アドバンストタイプ	1,500円	
□	ホクセツ光 光電話オフィスタイル	1,300円	
□	ホクセツ光 光電話オフィスアドバンストタイプ	1,100円	

※付加サービスをご利用になる場合やホームゲートウェイについては、別途月額利用料がかかります。

■その他付随する条件が発生する場合に記載

No.	対象プラン等	価格等(税抜)	その他条件等
1			
2			
3			

- 通話料(税抜)

		通話料(税抜)
加入電話、INSネット、ホクセツ光 光電話、NTT東日本またはNTT西日本提供のひかり電話(法人向けひかり電話含む*1)への通話		8円／3分
携帯電話への通話	【グループ 1-A】 株式会社NTTドコモ ワイモバイル株式会社	16円／60秒
	【グループ 1-B】 沖縄セルラー電話株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	東日本エリア 17.5円／60秒 西日本エリア 18円／60秒
	【グループ 1-D】 株式会社NTTドコモ (ワンナンバー機能により着信する場合)	10.8円／3分
	【グループ 2-A】 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー	10.8円／3分

音声	050IP電話への通話	【グループ2-B】 株式会社STNet 株式会社NTTぶらら 九州通信ネットワーク株式会社 株式会社オブテージ ソフトバンクBB株式会社 中部テレコミュニケーションズ株式会社 東北インテリジェント通信株式会社 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	10.5円／3分
		【グループ2-C】 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 ZIP Telecom株式会社 アルテリア・ネットワーク株式会社 Coltテクノロジーサービス株式会社 株式会社アイ・ピー・エス	10.8円／3分
		上記の通信料金のほかに通信1回ごと	10円／60秒
PHSへの通話			10円／回
国際通話	各國の国際通話料は国際通話料金表をご覧下さい。 (例) ・アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)への通話 9円／60秒 ・中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)への通話 30円／60秒 ・大韓民国への通話 30円／60秒 ※国際通話料金の場合、消費税は不要です。		

※上記の通話料は代表的な通話料費用です。

※「法人向けひかり電話」とは、NTT東日本またはNTT西日本が提供する「ひかり電話オフィスタイル」「ひかり電話オフィスA(エース)」

「ひかり電話ビジネススタイル」「ひかり電話ナンバーゲート」の総称です。

本サービスの料金計算期間は、毎月1日～末日までとなります

月額利用料とユニバーサルサービス料は、通話料が発生していない月であってもご請求させていただきます。

※「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービス(電気通信事業法によりあまねく日本全国で提供が確保されるべき)と規定されているサービスです)の提供を確保するためにご負担いただく料金のことです。番号あたりの単価(月額)はユニバーサルサービス支援機関が6ヶ月毎に算定し、ホームページ(<http://www.tca.or.jp/universalservice/>)で公表されております。

ホクセツ光 光電話アバントスタイルの月間通話料が基本通信料に満たない場合は、基本通信料から月間通話料を控除して得た総額を翌料金月の月間通話料から控除します。

ホクセツ光 光電話アバントスタイルの月額基本料金に含まれる通話料金分の通話対象は、NTT東西の加入電話・INSネット・ひかり電話サービス(データネットへのデータ通信は除く)・他社加入電話・他社IP電話(050番号への通話を除く)のみとなり、携帯電話等への通話は月額基本料金には含まれません。

ホクセツ光 光電話アバントスタイルの月額基本料金に含まれる通話料の適用は、ご利用開始日の翌月1日からとなります。

ホクセツ光 光電話アバントスタイルの月額基本料金に含まれる通話料を超える通話料も月額通話料金に含まれる通話料と同等に計算します。

通話料(480円税抜)以外の利用開始月分の料金は1,020円(税抜)の日割計算により請求します。

他料金プランへの変更及び ホクセツ光 光電話アバントプランの解約時には繰り越した通話料分は無効となります。

弊社は、弊社のお客様に対する利用料その他の債権を債権回収会社等の第三者に譲渡することができます。

お支払い日等については、別途ご記入いただく「預金口座振替依頼書及び債権譲渡承諾書」をご確認ください。

⑧ 国際通話について

- 国際通話等における発信番号通知について
国際通話等での発信電話番号通知は、相手国側の中継事業者網の設備状況等により通知できない場合があります。そのため、相手側端末への表示を保障するものではありませんので、ご了承願います。
- 第三者による不正な電話利用等の被害にご注意ください。
なお、国際電話を使用しない場合は弊社にお申し出いただくことで「国際電話の発信規制」をかけることも可能です。

⑨ 電話帳の掲載などについて

- ホクセツ光 光電話へご加入いただきますと、NTT東日本またはNTT西日本が発行する電話帳への掲載が可能となります。ご希望の場合は、弊社までお申し込みください。
 - ご希望の名称で掲載できますが、ご契約者の氏名、名称など、通常お使いになっているものに限らせていただきます。
 - 1つの電話番号につき、1掲載が無料となります。(「マイナンバー」でご利用の電話番号も対象)
1つの電話番号につき、2つ以上の掲載をご希望の場合は、重複掲載料が必要となります。
- 重複掲載料は、電話帳発行のつど追加分1掲載ごとに500円(税抜)です。
- 電話帳発行のつど同様のお取扱いとさせていただきますので、重複掲載がご不要となる場合はお申し付けください。

⑩ 「発信電話番号通知」について

- 「発信電話番号通知」は、電話をかける際に発信側の電話番号を受信側に通知する機能です。本サービスをお申込みの際に「通常通知」または「通常非通知」のどちらか一方を選択していただきます。なお、発信電話番号の通知状態は、弊社によるにネットワーク工事で変更できます。
- ※「通常通知」「通常非通知」に関わる工事料金は、本サービスの新規工事および移転工事と同時に工事する場合は無料です。それ以外は有料となります。
- 発信電話番号の「通知」または「非通知」は、ダイヤル操作(184、186)による選択も可能です。

発信者番号の通知状態	ダイヤル手順	うける人へ通知する情報
通常通知	相手の電話番号	ご利用中の ホクセツ光 光電話番号
	184+相手の電話番号	非通知
通常非通知	相手の電話番号	非通知
	186+相手の電話番号	ご利用中の ホクセツ光 光電話番号

⑪ その他の留意事項

- 本サービスでは、発信先(相手側)が応答しない場合、約3分後に自動的に接続が切断されます。このため、発信先がフリーダイヤルなどで混雑により「しばらくお待ちください」などのガイダンスが流れ、待ち合わせの状態であっても、発信から約3分後に自動的に接続が切断されます。
- 最後の番号をダイヤルしてから約4~6秒たつと、ダイヤルの終了と判定し発信します。すぐに発信せたい場合は、番号に続けて「#」(シャープ)を押してください。
- 本サービスは、NTT東日本にて提供するソフトウェア(スマホdeひかり電話、ひかり電話ソフトフォンなど)、機器(シルバーホンなど)はサポート対象外となります。

⑫ 工事担当者がお伺いせずに、本サービスに関する工事を行う場合
・ 本サービスまたは、本サービスの付加サービス等がご利用できない状態になった場合、お客様ご自身で「ホームゲートウェイ」の再起動を行ってください。

⑬ 音声利用IP通信網サービス契約約款
・ 本サービスは、弊社の定める「音声利用IP通信網サービス契約約款」等(<https://www.sohzohsha.com/>)に基づいて提供します。

(8)各種お手続き

- ・ 解約、プラン変更等に関しては、営業担当者か(10)お問い合わせ先へご連絡の上、弊社所定用紙によるお申込が必要です。(手続きには数日かかります)
- ・ 名義変更、移転、事業者変更承諾番号発行等に伴い各種手数料が発生いたします。

(9)初期契約解除制度のご案内

- ・ 本契約により締結した電気通信役務は、初期契約解除制度の対象です。ただし、法人のお客さまには本制度は適用されません。
- ・ 初期契約解除制度により、お客様は、後日お客様に送付される契約書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面等により本契約の解除を行うことができます。
初期契約解除の効力は弊社へ解除の申し出を書面等で発した時に生じます。
※期限内のお申し出でない場合、契約解除のお申し込みを受付できない場合があります。
※契約書面は電子メールで送付される場合もありますこと予めご了承願います。
- ・ この場合、お客様に対して①損害賠償もしくは違約金その他の金銭等は請求いたしません。
②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求いたします。この場合における②の金額は本重要説明事項の(7)ご利用上の注意事項⑦料金についての「初期費用」と、「月額利用料(※)」に記載した額、及び、お客様がご利用になった「通話料/通信料」となります。③また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く。)をお客さまに返還いたします。
※月額費用は、お客様のご契約プランの料金を日割り計算いたします。
- ・ 「プロバイダがセットになったプラン」をご契約の場合、弊社サービスの初期契約解除を行っても自動解約とならず、月額料金が発生し続ける場合や、プロバイダから違約金を請求される場合があります。プロバイダとの契約状況についてはお客様にてご確認をお願いいたします。
- ・ 弊社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合で、お客様が初期契約解除をご希望の場合は、弊社より改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載した書面をお客さまに交付いたします。お客様はその書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。
- ・ 本件に関するお問い合わせ・書面等を送付いただく際は、(10)お問い合わせ先までお願いいたします。
- ・ 初期契約解除の際は、次の情報をお申し出下さい。
・ご契約者名(フリガナ)
・ご契約者住所
・ご連絡先電話番号
・ご契約回線ID
・ご利用サービス名
・書面発効日

<注意事項:転用後に初期契約解除を行い、NTT東日本又はNTT西日本を含む他事業者のFTTHアクセス回線に乗り換える場合>

- ・ 移行先のサービス提供事業者に対して、お客様ご自身で新規契約のお手続きを行っていただく必要があります。
- ・ 回線の解約に伴う工事、および、移行先のサービスの開通工事が必要となります。また、工事までには期間を要する場合があり、その期間はサービスをご利用できません。
- ・ 乗り換え先のサービスの初期費用(契約料、工事費)が必要となります。
- ・ 契約IDや電話番号が変更となる場合がございます。

(10)お問い合わせ先

- | | |
|--|--|
| ■ ホクセツ光 受付センター(各種お申込や変更手続き、ご契約内容の確認等) | ■ 光故障受付センター(通信の不具合や機器故障等) |
| <ul style="list-style-type: none">・ 電話でのお問い合わせ :06-4809-5000・ メールでのお問い合わせ :kobayashi@sohzohsha.co.jp・ https://www.sohzohsha.com/・ 受付時間: 9:00~18:00・ 休業期間: 土・日・祝日 及び 夏季休暇・年末年始休業期間) | <ul style="list-style-type: none">・ 0120-805-113・ 年中無休 (24時間受付) |
| ※一部時間、録音応対 | |

端末設備貸出サービスに係る利用規約

(総則)

- 第1条 当社は、当社が別に定める音声利用IP通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）及びこの「端末設備貸出サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、約款で定める音声利用IP通信網サービスに関する附帯サービスとして端末設備貸出サービス（当社から音声利用IP通信網サービスの提供を受けるために必要となる約款別記8で定める端末設備を契約者へ貸与するサービスをいいます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 この規約の規定が、約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定がこの規約の規定に優先して適用されるものとします。
- 3 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

(用語)

- 第2条 この規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

(契約の単位)

- 第3条 当社は、第2種契約1契約ごとに1の本サービスに係る利用契約を締結します。

(利用契約)

- 第4条 契約者は、本サービスの利用の申込みをするときは、本規約を承諾のうえ当社所定の申込書を提出していただきます。
- 2 当社は、前項に規定する利用申込があったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合又はその他当社が不適切と認める場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込のあった端末設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込のあった端末設備を提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
- (3) 契約者が、音声利用IP通信網サービス又は本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(端末設備の移転)

- 第5条 当社は、契約者から請求があったときは、その端末設備の移転を行います。ただし、接続契約者回線の終端（回線受容部に受容されるもの以外のものとします。）の場所の変更又は利用回線の移転に伴うものでない場合はこの限りではありません。

(端末設備の利用の一時中断)

- 第6条 当社は、その端末設備に係る第2種契約において利用の一時中断があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(譲渡)

- 第7条 当社は、端末設備を提供している第2種契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。この場合において、譲受人は、契約者が本規約に基づき有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者による利用契約の解除)

- 第8条 契約者は、本サービスに係る利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

(当社が行う利用契約の解除等)

- 第9条 当社は、第10条（端末設備の利用停止）の規定により端末設備の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合、及び契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合は、その利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第10条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、端末設備の利用停止をしないでその利用契約を解除することができます。
- 3 当社が、第4条第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。
- 4 当社が端末設備の利用契約を提供するために必要な当社と卸事業者との間の契約が理由のいかんを問わず終了したとき、その他理由のいかんを問わず、卸事業者から、特定約款に基づくサービスの提供を受けられなくなったときは、端末設備の利用契約は、何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。この場合、当社は、契約者に対して、当該終了の事実を事後的に通知するものとします。
- 5 当社と契約者との間の音声利用IP通信網サービスに係る利用契約が理由のいかんを問わず終了したときは、端末設備の利用契約は、何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。この場合、当社は、契約者に対して、当該終了の事実を事後的に通知するものとします。

(契約終了時の取扱い)

第9条の2 契約者は、事由のいかんを問わず当社及び卸事業者との間の契約が終了し又は当社が本サービスを廃止しようとするとする場合には、当社又は卸事業者等が契約者に対し、卸事業者等が提供する本サービスに係る契約の申込みを勧誘等することがあることを、予め了承します。

(端末設備の利用停止)

- 第10条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、端末設備の利用を停止することができます。
- (1) 第2種契約において利用停止があったとき。
 - (2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第16条(利用に係る義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により端末設備の利用を停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。

(端末設備の種類)

- 第11条 当社は、契約者(メニュー3に係る契約者に限ります。)から請求があったときは、その1の利用契約につき1又は複数の端末設備を、契約者(メニュー1又はメニュー2に係る契約者に限ります。)から請求があったときは、その1の利用契約につき1の端末設備を料金表第1表(料金)の定めるところにより提供します。
- ただし、当社は、同時通信機能対応型IP電話対応装置については、契約者が同時通信機能、番号情報送出機能又は映像通信機能を利用する場合その他当社が必要と認める場合に限り提供します。
- 2 当社は、タイプ2のメニュー1に係る契約者から請求があったときは、その1の利用契約につき1のルータ機能付IP電話対応装置を無償で貸与します。この場合において、その契約者は、I型(拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社又は特定FTTH事業者等が別に定めるものをいいます。)、II型(拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社又は特定FTTH事業者等が別に定めるものであって、III型以外のものをいいます。)若しくはIII型(拡張カードスロットの物理インターフェースの仕様が当社又は特定FTTH事業者等が別に定めるものであって、過電圧対応機能を具備したものをいいます。)のうちのいずれか1つを選択していただきます。
- 3 前2項の規定によるほか、当社は、契約者(メニュー3に係る契約者を除きます。)から請求があったときは、その1の利用契約につき1の端末設備を料金表第1表(料金)の定めるところにより提供します。

(料金及び工事に関する費用の支払義務)

- 第12条 契約者は、その利用契約に基づいて当社又は特定FTTH事業者等から端末設備の提供を受けたとき又は工事を要する請求をし承諾を受けたときは、本規約に規定する料金及び工事に関する費用の支払いを要します。
- 2 請求書等の発行に関する料金の適用、料金の計算方法、料金及び工事に関する費用の支払方法、割増金、延滞利息並びにその他料金の取扱いについては約款の規定を準用します。

(設置場所の提供等)

- 第13条 音声利用IP通信網サービスに係る接続契約者回線等の終端(回線収容部に収容されるものを除きます。)のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社又は特定FTTH事業者等が提供する端末設備を設置するためには必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- 2 当社又は特定FTTH事業者等が提供する端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

(切分責任)

第14条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社又は特定F T T H事業者等が提供する端末設備に接続されている場合であって、当社又は特定F T T H事業者等が提供する端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社又は特定F T T H事業者等は、音声利用 I P通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社又は特定F T T H事業者等は、前項の試験により当社が提供する端末設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

4 当社又は特定F T T H事業者等は、端末設備を含む電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ない場合又は本サービスの提供上必要がある場合、契約者の承諾を得た上で、当該契約者の自宅又は事業所その他同等の場所に作業員を派遣し、作業を行う場合があります。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(免責等)

第15条 当社又は特定F T T H事業者等は、当社又は特定F T T H事業者等が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社又は特定F T T H事業者等は、本サービスを提供すべき場合において、当社又は特定F T T H事業者等の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときに限り、その契約者の損害（約款の規定により当社が賠償することとなる部分を除きます。）を賠償します。

(利用に係る義務)

第16条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は特定F T T H事業者等が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

(2) 当社又は特定F T T H事業者等が提供する端末設備を改造又は改変等し、通信の伝送交換又は音声利用 I P通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社及び特定F T T H事業者等が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社又は特定F T T H事業者等が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。

(5) 当社又は特定F T T H事業者等が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。

(6) 端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して当社又は特定F T T H事業者等が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(端末設備の返還等)

第17条 第8条（契約者による利用契約の解除）又は第9条（当社が行う利用契約の解除等）の規定により利用契約が解除となったときは、その端末設備の利用契約を締結していた者は、端末設備を原状に復したうえで、当社又は特定F T T H事業者等が指定する期限までに当社又は特定F T T H事業者等が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。

2 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備の利用契約を締結していた者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末設備の購入代金に相当する額を請求することができます。

(債権の譲渡)

第18条 契約者は、当社が、本規約の規定により当社に対して支払いを要することとなった料金を、当社又は特定F T T H事業者等が別に指定する事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、譲渡（請求事業者への再譲渡を含むものとし、以後同様とします。）することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合において、当社、特定F T T H事業者等及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(その他)

第19条 本規約に定めのない事項（反社会的勢力の排除を含みますが、これに限られません。）は、約款の規定を準用します。

料金表

第1表 料金

1 適用

区分	内容
(1) 機器利用料の適用	第2種サービスに係るルータ機能付IP電話対応装置及び同時通信機能対応型ルータ機能付IP電話対応装置の機器利用料は、利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するホクセツ光のIP通信網サービス（品目が1Gb/sのものであって、ホクセツ光の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置を利用するものを除きます。）である場合に限り適用します。

2 機器利用料

- (1) 第2種サービスに係るもの
①メニュー1に係るもの

区分			料金額(税別)	1装置ごとに月額	
タイプ1に係るもの	ルータ機能付IP電話対応装置		450円		
	同時通信機能対応型ルータ機能付IP電話対応装置		450円		
	無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置	I型	基本装置	750円	
			増設装置	300円	
		II型	基本装置	300円	
			増設装置	300円	
	同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置	I型	基本装置	750円	
			増設装置	300円	
		II型	基本装置	300円	
			増設装置	300円	
	無線LAN内蔵型ルータ機能付IP電話対応装置	I型	基本装置	300円	
		II型	増設装置	300円	
		I型	基本装置	300円	
		II型	増設装置	300円	
タイプ2に係るもの	ルータ機能付IP電話対応装置		450円		
	無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置	I型	基本装置	750円	
			増設装置	300円	
		II型	基本装置	300円	
			増設装置	300円	
	無線LAN内蔵型ルータ機能付IP電話対応装置	II型	基本装置	750円	
			増設装置	300円	
		II型	基本装置	300円	
			増設装置	300円	
電池ケース				200円	
備考					
1 無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN内蔵型ルータ機能付IP電話対応装置について、I型のものは、利用回線の電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するホクセツ光マンションタイプ各種のIP通信網サービスである場合に限り提供されるもの、II型のものは、ホクセツ光ファミリータイプ各種のIP通信網サービスである場合に限り提供されるものをいいます。					
2 当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。					
3 当社又は特定FTTH事業者等は、同時通信機能対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置については、契約者が番号情報送出機能、同時通信機能又は映像通信機能を利用する場合その他当社が必要と認める場合に限り提供します。					
4 当社又は特定FTTH事業者等は、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN内蔵型ルータ機能付IP電話対応装置については、基本装置を利用する契約者に限り増設装置（当社が別に定める数までとします。）を提供します。					
5 無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN内蔵型ルータ機能付IP電話対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。					

6 当社又は特定FTTH事業者等は、電池ケースについては、契約者が直流電源対応装置を利用する場合に限り提供します
--

②メニュー2に係るもの

区分				料金額(税別)	1装置ごとに月額		
タイプ1に係るもの	IP電話対応装置	I型	基本装置	750円			
			増設装置	300円			
	IP電話対応装置	II型	基本装置	300円			
			増設装置	300円			
タイプ2に係るもの	IP電話対応装置	II型	基本装置	750円			
			増設装置	300円			
	IP電話対応装置	II型	基本装置	300円			
			増設装置	300円			
備考							
<p>1 当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。</p> <p>2 IP電話対応装置について、I型のものは、アナログ又はISDN(BRI)インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネル数が1装置ごとに4までのもの、II型のものは、アナログ又はISDN(BRI)インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネル数が1装置ごとに8までのものをいいます。</p>							

③メニュー3に係るもの

区分				料金額(税別)	1装置ごとに月額
IP電話対応装置	I型	アナログインターフェースを有するもの		1,000円	
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの		1,000円	
	II型	アナログインターフェースを有するもの		1,500円	
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの		1,500円	
集線機能付きIP電話対応装置	I型	アナログインターフェースを有するもの		1,000円	
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの		1,000円	
	II型	アナログインターフェースを有するもの		1,500円	
		ISDN(BRI)インターフェースを有するもの		1,500円	
	III型	III-2型		5,400円	
複数IP電話対応装置集線装置				1,000円	
備考					
<p>1 利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するホクセツ光の保守の態様による細目のタイプ1に係るものである場合、当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行います。</p> <p>2 IP電話対応装置又は集線機能付きIP電話対応装置について、I型のものは、アナログ又はISDN(BRI)インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が1装置ごとに4までのもの、II型のものは、アナログ又はISDN(BRI)インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が1装置ごとに8までのもの、III型のものは、ISDN(PRI)インターフェースを有するものであって、ISDN(PRI)インターフェースにおいて同時に通信可能なチャネルの数が1装置ごとに23までのものをいいます。</p> <p>3 集線機能付きIP電話対応装置について、他のIP電話対応装置又は集線機能付きIP電話対応装置を集線して同時に通信可能なチャネル数は、当社が別に定める数までとします。</p>					

第2表 工事に関する費用

1 適用

区分	内容
(1)工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る機器工事費を合計して算定します。
(2)基本工事費の適用	ア 機器工事及び直流電源対応装置工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税別)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税別)を超える場合は29,000円(税別)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

	イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。
(3) 機器工事費の適用	機器工事費は、端末設備の工事を要する場合に適用します。
(4) その他工事費の適用	割増工事費の適用、工事費の減額適用については約款の規定を準用します。

2 工事費の額

端末設備の設置、移転又は設定変更に関する工事費

区分		単位	工事費の額（税別）
基本工事費		1の工事ごとに	[2,000円] 4,500円 3,500円
機器工事費	ア イ～エ以外のもの	(ア) (イ)及び(ウ)以外の場合	1装置ごとに
		(イ) メニュー1に関する端末設備の設置に係る工事の場合	1装置ごとに 1,500円
		(ウ) メニュー1に関する端末設備の設定に係る工事の場合	1装置ごとに 1,000円
	イ 電話機	1個ごとに	[500円] 1,200円

附 則

(実施期日)

本規約は2020年1月6日から実施します。

【2017.07.01版】

ホクセツ.NET利用規約

株式会社創造舎

ホクセツ光利用規約

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 株式会社創造舎(以下、「当社」といいます。)は、ホクセツ光利用規約(以下、「本利用規約」といいます。)を定め、本利用規約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対し、本利用規約に基づきホクセツ光(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は本利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

(利用規約の変更)

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本利用規約を変更することができます。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の本利用規約によります。

2 本利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の本利用規約が適用されるものとします。

(用語の定義)

第3条 本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ネットワークID	当社が契約者に対し付与するPPPログイン名
ネットワークパスワード	当社が契約者に対し付与するPPPパスワード
特定事業者	当社が卸電気通信サービスを受ける事業者

(サービスの提供地域および提供範囲)

第4条 本サービスの提供地域は、日本国内とし、提供範囲は当社が他の電気通信事業者と相互接続する場合は、その接続点までとします。

2 契約者は、当社が相互接続する電気通信事業法にいう電気通信事業者がそれぞれ定める契約・約款等の規定に基づいて、インターネット接続に関して契約することになります。

第2章 契約

(契約の単位)

第5条 一つの本サービスに対し、それぞれホクセツ光契約(以下、「本契約」といいます。)を締結するものとします。

2 当社は、業務上必要なときは、本契約の特約を定めることができます。この場合、契約者は、本契約とともに特約も遵守するものとします。

(サービスの種類)

第6条 本サービスは基本サービスとオプションサービスからなり、その種類は別紙1のとおりとします。

(ID、パスワードおよびドメイン)

第7条 当社は、基本サービスの提供にあたりネットワークID および使用するドメインを定めます。

2 契約者は、基本サービスの申込にあたりネットワークパスワードを定めます。

(権利の譲渡等の制限)

第8条 契約者は、本契約を譲渡する場合には、当社の定める方法により、契約を譲り受ける者(以下、「譲受者」といいます。)とともに当社に申込むものとします。

2 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者または譲受者の本人確認のために資料等を提出していただくことがあります。

3 契約譲渡にあたっては、当社に、別紙1に定める契約譲渡手数料を支払うこととします。

4 当社が、契約譲渡を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を記載した文書により、譲受者に通知します。

5 当社が、契約譲渡を承諾した場合は、譲受者は、契約者が当社に対して負っている本契約に基づく一切の債務を継承するものとします。

6 当社は、譲受者が第11条4項に該当する場合、または第22条1項に該当し本サービスが提供停止となっている場合には、契約譲渡を承諾しないことがあります。

7 本契約から生じる契約上の地位に關し、本条に定めるほか、当社の承諾なく、第三者に譲渡、賃貸、質入れ等の行為を

することはできません。

(最低利用期間)

第9条 契約者の最低利用期間は、第11条に定める利用開始日を含めた月の翌月を1ヶ月目とし、12ヶ月後の月末までとします。

第3章 申込および承諾

(契約申込の方法)

第10条 本サービスの利用の申込は、当社が別途定める方法により行うものとします。

- 2 前項の利用申込にあたり、本人確認のための資料等を提出していただく場合があります。
- 3 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。
- 4 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者が当社に提供した個人情報を提供することを承諾し、本人の同意を得るものとします。

(契約申込の承諾)

第11条 当社が、基本サービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した文書により契約者に通知します。基本サービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。

- 2 当社が、オプションサービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を当社が別途定める方法により契約者に通知します。
- 3 オプションサービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。オプションサービスの利用は、基本サービスの利用を前提とします。
- 4 契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
- 5 当社は、次の場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービスの申込をした者(以下、「申込者」といいます。)が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込者が第22条(提供停止)第1項各号に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が過去において第22条(提供停止)第1 項各号に該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
 - (5) 利用申込書等に虚偽の事実を記載があったとき。
 - (6) 申込者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
 - (7) 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないことが判明したとき。
 - (8) 申込者が第27条(反社会的勢力の排除)に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。
 - (9) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
- 6 当社は、前項にあげる場合以外に、別に定める審査基準に従い本サービスの申込を審査します。審査基準に適合しない場合は、当社は申込を承諾しないことがあります。
- 7 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

(保証金)

第12条 当社は、本利用規約第 11 条第 5 項に定める審査結果により、利用料金の予定額を算定の基礎とした金額を保証金として当社に預け入れていただくことを条件に、申込を承諾する場合があります。

- 2 前項による承諾通知を受けた場合には、契約者は、当社の指定する期日にまでに、保証金を当社の指定する方法により支払うものとします。
- 3 第1項の保証金の金額設定は、6 ヶ月ごとに当社と契約者の間で協議を行い、その結果、見直しを行なうことがあります。
- 4 契約が終了した場合には、当社は、保証金を当該契約者の残存債務の弁済に充当することができるものとし、その上で残金があった場合には、契約終了後 3 ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。
- 5 前項の定めにかかわらず、当社は、契約者に対する本サービスにかかる債権の回収が困難と判断される場合は、直ちに保証金を当該契約者の債務の弁済に充当することができるものとし、充当を行なった場合には、当社は、直ちに契約者に対しその旨を通知します。
- 6 前項により、保証金が、債務の弁済に充当された場合には、契約者は、当社の定める期日までに、充当された保証金に相当する額を新たな保証金として支払うものとします。

7 第5 項に定める場合のほかは、当社は保証金を処分することができないものとします。

第4 章 契約事項の変更

(契約事項の変更)

第13条 契約者が契約事項の変更を希望する場合には、当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し請求できるものとします。

2 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。

3 当社は、第1 項の請求があった場合において、その請求を承諾することが当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由を契約者に通知します。

(契約者の名称等の変更)

第14条 契約者は、以下の各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当社に届け出るものとします。なお、変更の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事實を証明する書類を提出していただくことがあります。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所または居所
- (3) 連絡先電話番号、電子メールアドレス
- (4) 当社に届け出た請求書送付先、口座振替口座に関する事項

(契約者の地位の承継)

第15条 契約者である個人が死亡した場合には、本契約は終了します。

2 契約者である法人が合併、会社分割または営業譲渡などにより、他の契約者(以下、「被承継法人」といいます。)の地位を承継しようとする場合には、被承継法人はその旨を当社が別途定める方法により、事前に当社に通知するものとします。

当社が当該承継を承諾しない場合、当社は当該通知受領後30 日以内に、被承継法人に書面により通知の上、本契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、被承継法人の地位を承継する契約者は、本契約に基づき被承継法人が当社に対して負っている一切の債務を承継するものとします。

第5 章 契約者の義務

(ID、パスワードの管理)

第16条 契約者は本サービスにて提供されるIDおよびパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 契約者は、ID およびパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、ID およびパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

(技術基準の維持)

第17条 契約者は、第45条に定める技術的条件を遵守するものとします。

(電子メールの受領)

第18条 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

(禁止行為)

第19条 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類

似する行為。

- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にする行為、またはそのおそれのある行為。
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下、「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (14) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (15) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
- (16) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (17) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。
または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (18) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータプログラムを、本サービスを利用して使用したり、第三者に提供したりする行為、またはそのおそれのある行為。
- (19) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤルQ2等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為。
- (20) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
- (21) 他人のIDおよびパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (22) ひとつのIDおよびパスワードを重複して同時にログインする行為。
- (23) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用したりする行為。

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。

3 第1項第12号および第13号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。

ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第22条（提供停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。

4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていると当社で判断した場合、当社は、第22条（提供停止）に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができます。

第6章 利用の制限、提供停止、提供中止および本サービスの廃止

（利用の制限）

第20条 当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

（児童ポルノ画像のプロッキング）

第21条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前

に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

(提供停止)

第22条 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 本契約上の債務の履行を怠ったとき。
- (2) 第5章に定める契約者の義務に違反した場合。
- (3) 当社が提供するサービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき。
- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
- (5) 料金収納代行会社、金融機関等により、契約者が指定した支払い口座が使用することができなくなったとき。
- (6) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。

2 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本契約上の債務の履行を怠ったとき。
- (2) 第5章に定める契約者の義務に違反した場合。
- (3) 一時に多数の電子メールを送信する場合において、直接または間接に当社の通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあると認められる場合または第三者の電子メール通信に著しく支障を生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずる場合があります。
- (4) 「フレッツ」接続サービスにおいて、契約者のネットワーク内に多数のコンピュータや大量のアクセスのあるサーバを設置したり、ファイル転送のコンピュータプログラムを常時起動して使用するなどして、「フレッツ」サービスで提供しうる通信帯域を当該契約者だけで一定割合以上占有してしまうような大量の通信量を継続的に発生させ、他の契約者の通信に著しく支障を生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、通信速度を規制する措置を講ずる場合があります。
- (5) 当社又は特定事業者のネームサーバ(DNS)に対し、コンピュータまたは通信機器などから名前解決の問い合わせを行う場合において、単位時間あたりの統計的平均的な利用を著しく超えた問い合わせ(query)を送信し、当社又は特定事業者のネームサーバ(DNS)に負荷や支障を与え、ネームサービスの円滑な提供に支障が生じていると認められる場合は、当該契約者から送信されるすべての問い合わせ(query)に応答しない措置を当社又は特定事業者のネームサーバ(DNS)に講ずる場合があります。

3 第1項および第2項による本サービスの提供の停止は、原則として、停止条件に該当する限り継続するものとし、当社は、契約者が停止条件に該当しなくなった後、停止の解除措置を行います。ただし、停止の解除措置には、数日要する場合があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

4 当社は、第1項および第2項の規定により本サービスの全部もしくは一部の提供の停止、あるいは停止のために必要な措置をとるときは、あらかじめその理由および提供の停止をする日または予定の日を契約者に通知します。ただし、設備保全上必要な場合または当社および第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急やむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知します。これらの措置および措置の解除等により契約者に損害が発生した場合、当社は、一切の責任を負わないものとします。

5 当社は、契約者の登録した情報等または契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合または第19条(禁止行為)各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し、何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、または情報の転送もしくは配送を停止することができます。

6 当社は、前項に基づく情報等の削除または転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

(提供中止)

第23条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社又は特定事業者の通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
- (2) 当社又は特定事業者が設置する通信設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (3) 第20条(利用の制限)に基づき本サービスの利用の制限を行うとき。
- (4) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(本サービスの廃止)

第24条 当社は、当社又は特定事業者の都合により、本サービスを廃止することがあります。

本サービスを廃止する場合には、あらかじめ相当な期間をおいて、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、本サービスを廃止することします。

2 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第7章 契約の解除

(契約者が行う本契約の解除)

第25条 契約者が本契約を解除しようとするときは、解除する旨および解除するサービスの種類などを当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。

2 前項の通知を受領した日の属する暦月末日を解約日とします。

ただし、前項の通知を受領した日から暦月末日までが3営業日未満であるときは、その次の暦月末日を解約日とします。

(当社が行う本契約の解除)

第26条 当社は、次に掲げる事由があるときは、あらかじめ契約者に通知することなく本契約を解除することができるものとします。

- (1) 第22条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合において、停止の日から10日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき。
- (2) 第22条(提供停止)の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 第11条(契約申込の承諾)第4項各号のいずれかの事由が判明、または発生したとき。
- (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない場合。
- (5) 当社が提供する他のサービスにおいて、契約者が利用規約違反により契約を解除されたとき。
- (6) 第24条(本サービスの廃止)に基づき、当社が、本サービスを廃止するとき。

(反社会的勢力の排除)

第27条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すること

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。

- (1) 第1項に違反したとき
- (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ①当社に対する暴力的な要求行為
 - ②当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③当社に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じてもこれを賠償する責を負わないものとします。

第8章 料金等

(料金の額)

第28条 当社が提供する本サービスに関する料金およびその計算方法は、別紙1のとおりとします。

(料金等の支払義務)

第29条 契約者は、前条(料金の額)に規定する料金を当社(当社が集金業務を委託した場合は、当該委託先)に支払う義務を負います。

2 契約者は、第4条第2項による契約に関して、当社が相互接続をする電気通信事業法にいう電気通信事業者に対し、支払いを要しません。

3 当社が、第11条第4項の規定に従い、本サービスの利用の申込を承諾しなかった場合において、申込者が、本サービス利用の申込をなした時点から本サービスの利用の申込を承諾しない旨の通知を受領するまでの間に本サービスを利用した場合には、当社は当該申込者に対し、利用期間に応じ日割で計算した料金相当額を請求できるものとします。

(料金の調定)

第30条 本契約が第9条に定める最低利用期間を経過する前に解除されたときにおいても、契約者は、別紙1に従い計算された当該最低利用期間に応じて料金を支払わなければなりません。

(料金等の支払方法)

第31条 契約者は、別紙1に示した料金の支払方法の中から申込時に申請し、その申請に基づいて当社が承諾した方法により料金を支払うものとします。支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

(割増金)

第32条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(別紙5(料金表)の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払って頂きます。

(延滞利息)

第33条 契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払い期日を経過してもなお支払わない場合、当該契約者は、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

(割増金等の支払方法)

第34条 第32条(割増金)および前条(延滞利息)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

(消費税)

第35条 契約者が当社に対し本サービスに係る金銭債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第36条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

(集金代行の委託)

第37条 契約者は、当社が本サービスの料金等の集金業務および当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第9章 損害賠償

(損害賠償の範囲)

第38条 当社は、当社の責に帰すべき理由により、本サービスを提供すべき場合において契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から連続して24時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。

2 前項の場合において、当社はその料金月における基本料金額を限度として損害の賠償をします。

3 第1項の場合において、当社が故意または重大な過失により本サービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用しません。

(免責)

第39条 契約者が本サービスの利用に起因して損害(情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない)を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、前条(損害賠償の範囲)で規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合には、本条を適用しません。

2 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

3 当社は、第20条(利用の制限)、第22条(提供停止)、第23条(提供中止)、第24条(本サービスの廃止)に基づく本サービスの利用の制限、提供停止、提供中止および本サービスの廃止に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。

4 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

5 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第10章 雜則

(当社の装置維持基準)

第40条 当社は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

(当社の装置維持基準)

第41条 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

(お客さま情報の保護)

第42条 当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報(以下「お客さま情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報の取扱いについて」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3 当社は、お客さま情報を、事前に本人の同意を得ている場合、本利用規約に明示された場合または法令に基づく場合を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

(管轄裁判所)

第43条 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第44条 本契約の解釈、適用、履行については、特別の定めがない限り、日本法を適用します。

(技術的条件)

第45条 本サービスにおける基本的な技術的事項は、別紙2のとおりとします。

付則

本利用規約は、平成27年11月16日から実施します。

別紙1

【1 基本サービスの種類】

サービスの種類	提供条件
ホクセツ光 ダイナミックタイプ 「TG光」／「フレッツ光」 (ファミリー)	<p>「フレッツ」IP 接続サービスを提供します。</p> <p>(1)株式会社創造舎が提供する「TG光」ファミリータイプ、NTT東日本、NTT西日本が提供する「フレッツ光」ファミリータイプの回線サービス契約が必要となります。</p> <p>(2)ファミリーコースに対応する各社が提供する回線サービス内の適応するサービスタイプ(回線の種別)は、別途当社が定めたものとします。</p> <p>(3)サービス提供地域・アクセスポイントはNTT 東日本および西日本が各「フレッツ」サービスを提供する地域内で当社が別途定めるものを利用します。</p> <p>(4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>
ホクセツ光 ダイナミックタイプ 「TG光」／「フレッツ光」 (マンション)	<p>「フレッツ」IP 接続サービスを提供します。</p> <p>(1)株式会社創造舎が提供する「TG光」マンションタイプ、NTT東日本、NTT西日本が提供する「フレッツ光」マンションタイプの回線サービス契約が必要となります。</p> <p>(2)マンションコースに対応する各社が提供する回線サービス内の適応するサービスタイプ(回線の種別)は、別途当社が定めたものとします。</p> <p>(3)サービス提供地域・アクセスポイントはNTT 東日本および西日本が各「フレッツ」サービスを提供する地域内で当社が別途定めるものを利用します。</p> <p>(4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>
ホクセツ光 固定IP1タイプ 「TG光」／「フレッツ光」 (ファミリー)	<p>接続の都度、契約ID毎に特定されたIPアドレスを付与する方式で「フレッツ」IP接続サービスを提供します。</p> <p>(1)株式会社創造舎が提供する「TG光」ファミリータイプ、NTT東日本、NTT西日本が提供する「フレッツ光」ファミリータイプの回線サービス契約が必要となります。</p> <p>(2)サービス提供地域・アクセスポイントはNTT 東日本および西日本が各「フレッツ」サービスを提供する地域内で当社が別途定めるものを利用します。</p> <p>(3)IP1タイプで使用するIPアドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。</p> <p>(4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>
ホクセツ光 固定IP1タイプ 「TG光」／「フレッツ光」 (マンション)	<p>接続の都度、契約ID毎に特定されたIPアドレスを付与する方式で「フレッツ」IP接続サービスを提供します。</p> <p>(1)株式会社創造舎が提供する「TG光」マンションタイプ、NTT東日本、NTT西日本が提供する「フレッツ光」マンションタイプの回線サービス契約が必要となります。</p> <p>(2)サービス提供地域・アクセスポイントはNTT 東日本および西日本が各「フレッツ」サービスを提供する地域内で当社が別途定めるものを利用します。</p> <p>(3)IP1タイプで使用するIPアドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。</p> <p>(4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>
ホクセツ光 固定IP8タイプ ホクセツ光 固定IP16タイプ 「TG光」 (ファミリー／マンション)	<p>接続の都度、契約ID毎に特定されたIPアドレスを付与する方式で「フレッツ」IP接続サービスを提供します。</p> <p>(1)株式会社創造舎が提供する「TG光」ファミリータイプ／マンションタイプの回線サービスのご契約が必要です。</p> <p>(2)サービス提供地域・アクセスポイントはNTT東日本および西日本が「フレッツ光ネクスト」サービス、「フレッツ光ライト」サービスを提供する地域内で当社が別途定めるものを利用します。</p> <p>(3)IP8タイプ,IP16タイプで使用するIPアドレスは、当社から契約者に割り当てられたものに限定されます。</p> <p>(4)常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>

【2 オプションサービスの種類】

種類	提供条件
1. 電子メールアドレス サービス(ウイルスチェック 機能つき)	<p>電子メール機能を利用するため必要 なメールアドレスを提供します。</p> <p>当社のウイルスチェックゲートウェイで、ウイル スに感染した電子メール の削除および利用者へ感染通知を行 います。</p> <p>(1)契約者は電子メールパスワードを指定します。</p> <p>(2)電子メールアドレスに使用するホスト名およびドメイン 名は当社がこれを 指定します。</p> <p>(3)1つの電子メールアドレスにおいて使用できる電子メ ールサーバ内ディ スク容量は100Mバイトとします。</p> <p>但し、電子メールの保管期間は2ヶ月とします。</p> <p>(4)前項(3)の制約を越える電子メールについては削除 する場合があります。</p> <p>(5)サービスで提供する電子メールアドレス宛の受信メ ールおよびサービス で提供する電子メールアドレスからの送信メールに対し て、ウイルスチェック を行います。ウイルスチェックを行うシステムが、ウイルス に感染していると判 断した場合は、当該電子メールを削除し、指定した宛先 には送信しません。</p> <p>但し、当該電子メールの受信者または送信者が、サー ビスで提供する電子メ ールアドレスの場合に限り、ウイルス感染のため電子メ ールを削除した旨を 当該電子メールアドレス宛に通知します。</p> <p>(6)当社は、サービスで提供するウイルスチェック機能 が、全てのウイルスに 対応していることを保証しません。ウイルスチェックを実 施するシステムによ って、ウイルス感染されたと判断された結果、メールが 送受信されないことに よって起因する一切の損害については、当社は責任を 負いません。</p> <p>(7)サービスの変更および解除の方法・規定は当社が別 途定めるところにより ます。</p>

【3 基本サービスの料金】

(税別)

サービス名	ホクセツ光 ダイナミックタイプ	
	「TG光」／「フレッツ光」(ファミリー)	「TG光」／「フレッツ光」(マンション)
初期費用	2,000円	2,000円
月額基本料	1,300円	1,000円

(税別)

サービス名	ホクセツ光 固定IP1タイプ	
	「TG光」／「フレッツ光」(ファミリー)	「TG光」／「フレッツ光」(マンション)

初期費用	2,800円	2,800円
月額基本料	5,000円	5,000円

(税別)

サービス名	ホクセツ光 固定IP8タイプ
	「TG光」(ファミリー／マンション)
初期費用	12,000円
月額基本料	17,000円

(税別)

サービス名	ホクセツ光 固定IP16タイプ
	「TG光」(ファミリー／マンション)
初期費用	12,000円
月額基本料	33,000円

【4 オプションサービスの料金】

1. 電子メールアドレスサービス	月額使用料 300円/アドレス
------------------	-----------------

※ 申込方法は利用申込書のみになります。

※ 支払い方法は、口座振替、請求書払いのみになります。

【5 プラン変更手数料】

ダイナミックタイプ全コースから、固定IP1全コースへ変更の場合。	800円
----------------------------------	------

【6 料金の計算方法】

(基本サービス料金の計算方法)

・加入月の料金計算方法

下記の料金を合計した額を請求します。

基本サービスの加入費用

基本サービスの月額基本料の日割り相当額は、当社が利用開始日から加入月の末日迄の日数に基づき
日割り計算した額を非課金とします。

・平常月の料金計算方法

下記の料金を請求します。

基本サービスの月額基本料

解除月は暦月末日までサービスを提供します(ただし、第24条による利用契約の解除の場合を除きます)。

解除月の基本サービスの月額基本料は、1カ月分を請求します。

・最低利用期間が経過する日前に利用契約が解除された場合の料金計算方法

最低利用期間が経過する日前に利用契約が解除された場合は、

ホクセツ光 ダイナミックタイプ 4,000円／ホクセツ光 固定IP1タイプ 6,000円／ホクセツ光 固定IP8タイプ 30,000円／ホクセツ光 固定IP16タイプ 60,000円を請求致します。

別紙2 ダイヤルアップIP接続サービス技術的事項

1. 責任の分界点

ネットワークセンタを、責任分界点とします。

2. 技術的事項

接続に使用するソフトウェアとして RFC1548、RFC1570に定められたプロトコルに準拠した PPPソフトウェアを使用していただきます。

ソフトウェア利用権販売規約

2020年1月6日版

第1条（規約の適用）

株式会社創造舎（以下「当社」といいます。）は、別紙に記載するソフトウェア提供会社（以下「ソフトウェア提供会社」といいます。）が提供するソフトウェア（以下「本製品」といいます。）を利用するための利用権の販売規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づき本製品の利用権を販売します。

第2条（規約の変更）

当社は、予告することなく、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の本規約が適用されるものとします。なお、変更後の本規約は、当社ホームページ（<https://www.sohzohsha.com/>）に掲示するものとします。

第3条（定義）

本規約における用語の定義は、次の通りとします。

- （1）利用権　　：本製品を毎月1日（初回は当社が本製品のシリアルコードを発行した日）から月末までの間利用することができる権利。
- （2）購入希望者　：当社から利用権を購入することを希望する企業、学校、団体。
- （3）購入契約　　：本規約に基づき当社と契約者の間に成立する契約者が当社から利用権を購入するための契約。契約の単位は、1クライアント（パソコン1台）当たり1契約とします。
- （4）契約者　　：当社と購入契約を締結した購入希望者。

第4条（本製品の種類）

1. 利用権を購入することにより使用できる本製品は、別紙に記載する通りとします。
2. 本製品のうち、パソコン又はスマートフォン向けのアプリケーションやデジタルコンテンツ（以下「対象コンテンツ」といいます。）が定額で使い放題になるものについては、ソフトウェア提供会社の裁量により対象コンテンツが追加・変更されるものとし、当社は当該追加・変更に関して一切責任を負わないものとします。

第5条（購入の申込）

1. 購入希望者は、本規約及び別紙に記載するソフトウェア提供会社が定める本製品の利用規約に同意した上で、当社所定の方法により、本製品の利用権の購入を当社に申込むものとします。

- 購入希望者は、利用権の購入の申込みにあたっては、事前もしくは同時に、当社の提供する光回線サービス「ホクセツ光」（以下「ホクセツ光」といいます。）の利用契約を当社所定の方法により当社と締結しなければならないものとします。

第6条（購入契約の成立）

- 購入契約は、当社が、利用権の購入の申込みに対して承諾し、本製品のシリアルコードを購入希望者に発行した時点で成立するものとします。
- 前項により最初の購入契約が成立した日の属する月の翌月以降は、毎月1日に利用権（月額利用権）の購入契約が自動的に成立するものとし、以後、毎月同様とします。この場合、前項に基づく利用権の購入の申込みと承諾の手続き及びシリアルコードの交付の手続きが省略されるものとします。但し、当社又は契約者から相手方に対して毎月1日（1日が当社の休業日の場合は前営業日）までに翌月分からの利用権の購入契約を締結しない旨の書面又は電子メール等の電磁的方法での申し出があったときは、翌月以降は、利用権の購入契約は締結されないものとします。
- 契約者は、本製品の利用時に、ソフトウェア提供会社との間で本製品の利用規約に基づき本製品の利用契約を締結するものとします。
- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用権の購入の申込みを承諾しないことがあります。
 - 申込内容に虚偽、誤記又は記載漏れがあるとき。
 - 購入希望者が過去に本規約に違反したことがあるとき。
 - ソフトウェア提供会社が購入希望者への本製品の提供を拒むとき。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第7条（購入代金の支払）

- 利用権の種類及び価格は、別紙に記載する通りとします。利用権の価格は、1購入契約につき1ヶ月あたりの金額とし、日割り計算は行わないものとします。
- 契約者は、購入契約が成立した利用権の購入代金を、当社が別に定める方法に従って当社に支払うものとします。
- 当社は、いかなる場合も受領済みの利用権の購入代金の返金は行いません。

第8条（無償販売期間）

当社は、無償で利用権を販売する期間を設定する場合は、別途契約者へ通知するものとします。

第9条（遅延損害金）

契約者が利用権の購入代金の支払いを怠ったときは、支払期限の翌日から完済に至る

まで、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第10条（債権譲渡）

契約者は、当社が契約者に対して有する利用権の購入代金請求権を当社の指定する者に譲渡することを、あらかじめ承諾するものとします。

第11条（権利義務の譲渡等禁止）

契約者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、購入契約に基づく権利義務（債権債務を含みます。）を第三者に譲渡し、又は、担保に供するなど、一切の処分を行うことができないものとします。

第12条（解除）

1. 当社は、契約者が次の各号の一に該当する場合、契約者に対して何ら催告又は通知を要することなく、購入契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとします。

- (1) 当社に対する債務の弁済を1回でも遅滞したとき。
- (2) 自らを債務者とする差押もしくは仮差押、仮処分、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けたとき。
- (3) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始、特別清算開始、特定調停開始、もしくは競売の申立てがあり、又は債務の私的整理を開始したとき。
- (4) 契約者が他の債権者に対して負担する債務につき、期限の利益を喪失したとき。
- (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りを生じたとき。
- (6) 事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、解散、営業の廃止の決議をしたとき。
- (7) 営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき。
- (8) 資本の減少、他との合併、会社分割の決議を行なったとき、その他、資産もしくは事業内容に重大な変更が生じたとき。
- (9) 債務超過の状態に陥り、又は財産状況の著しい悪化、もしくはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (10) 株主、役員構成、代表者に重大な変更があったとき。
- (11) 役員・幹部社員が刑事罰を受け、もしくは受けることが明白であり、又は、役員・社員もしくは株主間の紛争により営業活動に支障をきたしたとき。
- (12) 購入契約、又は、当社と契約者の間で締結しているホクセツ光の利用契約の各条項に違反したとき。
- (13) 当社と契約者の間で締結しているホクセツ光の利用契約が事由の如何を問わず終了したとき、又は、ホクセツ光の利用契約に定める解除事由が契約者に発生

したとき。

- (14) 契約者の申込事項や当社からの照会に対し、虚偽の申告があったとき。
 - (15) ソフトウェア提供会社が本製品の利用状況について適当でないと判断したとき。
 - (16) ソフトウェア提供会社が本製品の提供もしくは利用権の販売を中止又は終了したとき。
 - (17) 本製品の利用権に関する当社とソフトウェア提供会社との間の契約が終了したとき。
 - (18) その他、購入契約の円滑な履行が困難になったとき、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断したとき。
2. 当社は、前項に基づく購入契約の解除により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

第13条（期限の利益の喪失）

契約者が前条第1項の各号の一に該当した場合は、契約者が購入契約に基づき当社に対し負担する一切の債務について、当社からの何らの通知催告を要さず期限の利益を喪失するものとし、契約者はその債務の全額を直ちに現金をもって当社に対し一括弁済しなければならないものとします。

第14条（不可抗力）

- 1. 購入契約に定める当社の義務履行が、次に定める事由によって全部もしくは一部遅延し、又は不能となった場合、当社はその責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力等当社の責に帰すことのできない事由（これらの事由が、当社の利用権の仕入先のソフトウェア提供会社において生じた場合も含みます。）。
 - (2) ソフトウェア提供会社の倒産。
- 2. 当社は、前項記載の事態が長引くと判断した場合には、その旨を契約者に通知し、契約者に対し何らの責めを負うことなく購入契約を解除することができるものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1. 当社及び契約者は、相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び反社会的勢力でなくなった時から5年を経過しないものでないこと。
 - (2) 自らの役員（取締役、執行役、業務を執行する社員、又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力でなくなった時か

ら 5 年を経過しないものでないこと。

- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
 - (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 当社及び契約者は、相手方が次の各号の何れかに該当した場合には、相手方に対して何らの催告を要せずして購入契約を解除することができ、また併せて損害賠償を請求することができるものとします。
- (1) 前項第 1 号又は第 2 号の確約に反する申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 前項第 3 号の確約に反し契約したことが判明したとき。
 - (3) 前項第 4 号の確約に反する行為をしたとき。
3. 前項により購入契約が解除された場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除権を行使した当事者に対して一切の損害賠償請求を行わないものとします。

第 16 条（非保証・免責事項）

当社は、以下の事項に関して、一切責任を負わないものとする。

- (1) ソフトウェアの内容や提供状況
- (2) ソフトウェア提供会社によるソフトウェアの提供中止もしくは終了
- (3) ソフトウェア提供会社による本製品の販売中止もしくは終了
- (4) 契約者とソフトウェア提供会社の間のソフトウェアの使用許諾契約の違反、クレーム、紛争等

第 17 条（契約者への通知）

当社が契約者の届出住所や電子メールのアドレス宛に通知を行った場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 18 条（準拠法）

本規約及び購入契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第 19 条（合意管轄）

本規約及び購入契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

本規約は、2020年1月6日より効力を有するものとします。

お問い合わせ先：

ホクセツ光受付センター

- ・電話でのお問い合わせ：06-4809-5000
- ・電子メールでのお問い合わせ：kobayashi@sohzohsha.com
- ・受付時間：平日 9：00 から 18：00 まで
- ・休業期間：土・日・祝日及び当社所定の夏季休暇・年末年始休業期間

別紙

1. ソフトウェア提供会社と本製品の種類

No.	ソフトウェア提供会社	本製品
1	ソースネクスト株式会社	超ホーダイ Business
2	ソースネクスト株式会社	超ホーダイ Business Lite
3	ソースネクスト株式会社	スーパーセキュリティ Windows 版 1 台用
4	ソースネクスト株式会社	スーパーセキュリティ for Android1 台用
5	AOS データ株式会社	AOSBOX Cool
6	AOS データ株式会社	AOSBOX 50GB 版

2. ソフトウェア提供会社が定める本製品の利用規約 (URL)

No.	本製品	利用規約 URL
1	超ホーダイ Business	http://www.sourcenext.com/service/houdai_soft/start/?srv=tgaiabs_061
2	超ホーダイ Business Lite	http://www.sourcenext.com/service/houdai_soft/start/?srv=tgaiabs_062
3	スーパーセキュリティ Windows 版 1 台用	http://www.sourcenext.com/permission/36/
4	スーパーセキュリティ for Android1 台用	http://www.sourcenext.com/permission/21/
5	AOSBOX Cool	http://aosbox.com/eula/
6	AOSBOX 50GB 版	http://aosbox.com/eula/

3. 利用権の種類及び価格

No.	利用権の種類	価格 (消費税別)
1	超ホーダイ Business 利用権	1,000 円
2	超ホーダイ Business Lite 利用権	500 円
3	スーパーセキュリティ Windows 版 1 台用 利用権	300 円
4	スーパーセキュリティ for Android1 台用 利用権	200 円
5	AOSBOX Cool 利用権	500 円
6	AOSBOX 50GB 版 利用権	500 円

「ホクセツ光 24時間出張修理オプション」重要説明事項

2020年4月1日／Ver.1.0

(本重要説明事項と弊社が規定する「IP通信網サービス契約約款に優先して適用されます。)
契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください。

■「ホクセツ光 24時間出張修理オプション」サービス提供事業者

株式会社創造舎（以下「創造舎」）届出番号 電気通信事業者 第E-28-03971号

■サービス概要等

「ホクセツ光 24時間出張修理オプション」は、回線の故障時に24時間・365日の復旧体制で対応するオプションサービスです。
通常の保守対応時間（9:00～17:00）に比べ、夜間～早朝を含む24時間に保守対応時間を拡大しますので「ホクセツ光」をより

安心してご利用いただけます。

■初期費用

- (1) 新規でお申込みいただく場合： 初期費用はありません。
- (2) NTT東日本またはNTT西日本が提供する「24時間出張修理オプション」をご契約中のお客様が、「フレッツ光」の回線と同時に「ホクセツ光」及び「TG光 24時間出張修理オプション」に転用をお申込みになる場合： 初期費用はありません。ただし、「フレッツ光」から「ホクセツ光」回線への転用に伴う事務手数料は別途申し受けます。
- (3) NTT東日本またはNTT西日本が提供する「24時間出張修理オプション」をご契約中で、2015年12月以前に「フレッツ光」から「TG光」回線へ転用済みのお客様が、新たに「ホクセツ光 24時間出張修理オプション」への転用をお申込みいただく場合： 3,000円を申し受けます。

■月額利用料等

サービスタイプ	月額利用料（税抜）
ファミリー・エックスタイプ(E)/(W)	3,000円
ファミリー・ギガタイプ(1GB Wi-Fi付)(E)	
ファミリー・ギガタイプ(E)/(W)	
ファミリー・ハイスピードタイプ(E)/(W)	
ミニライト ファミリータイプ	
ファミリータイプ(E)/(W)	
マンション・ギガタイプ(1GB Wi-Fi付)(E)	
マンション・ギガタイプ(E)/(W)	
マンション・ハイスピードタイプ(E)/(W)	
マンションタイプ(E)/(W)	

* 上記ご利用料金には、ホクセツ光のご利用料金は含まれておりません。

■保守について

- (1) 故障に関するお問い合わせ先は以下の通りです。

「ホクセツ光 24時間出張修理オプション」ご利用時のお問い合わせ先		
エリア	NTT東日本エリア	NTT西日本エリア
電話番号等	「ホクセツ光 24時間出張修理オプション」専用ダイヤル※ 0120-128-113 (フリーダイヤル)	
受付時間	24時間 365日	
出張修理対応時間	24時間 365日	

- *お問い合わせの際は、お手元に「開通のご案内」に記載の「ご契約回線ID（COP+数字8桁またはCAF+数字10桁）」をご用意ください。
*出張修理対応が必要な場合は、お客様ビルへの入館手続き（夜間・土日の入館方法やMDF室等への入室方法等）をオペレーターへお伝えください。
*ビル等へ入館する場合は、お客様に立会い等のご協力ををお願いする場合があります。

(2) 故障受付および復旧対応は、NTT東日本またはNTT西日本収容ビルからお客さま宅やお客さまビル等の共用部に設置したレンタル機器（回線終端装置、IP電話対応機器等）までの区間を対象に実施いたします。なお、お客さま保有（弊社からのレンタル以外）の屋内配線、構内光ケーブル、その他のご利用の機器は、保守の対象外となります。

◎表示金額は税込金額の記載がある場合を除き、全て税抜です。

■ご利用上の注意

本サービスの料金計算期間は毎月1日から末日までです。計算期間の途中での契約または契約解除のお申し込みは、該当する利用期間の日割計算額をお支払いいただきます。ご契約解除等をご希望の際は、以下お問い合わせ先に記載の「ホクセツ光受付センター」まで、ご連絡ください。

■利用料お支払い方法

料金のお支払いは、ホクセツ光アクセス回線の請求と一緒に請求させていただきます。ご不明点は弊社営業担当者までお問い合わせください。

■その他注意事項

- (1) 本サービスのご加入等により、NTT東日本およびNTT西日本とご契約中のサービス（割引サービス等を含む）が不要となった場合は、お客さまから直接NTT東日本またはNTT西日本にご連絡ください。
- (2) 24時間出張修理オプションを解約される場合には、弊社営業担当者が「ホクセツ光受付センター」へご連絡の上、弊社所定用紙によるお申込が必要です。

■お問い合わせ先

◆ ホクセツ光受付センター

- ・お電話でのお問い合わせ：06-4809-1122
- ・メールでのお問い合わせ：kobayashi@sohzohsha.com
- ・<https://www.sohzohsha.com/>
- ・受付時間： 9:00～18:00
- ・休業期間： 土・日・祝日 及び夏季休暇・年末年始休業期間